

平成18年第4回（12月）定例会

東伊豆町議会会議録

平成18年 12月11日 開会

平成18年 12月12日 閉会

東伊豆町議会

平成18年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月11日）

議事日程.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
議会運営委員長の報告.....	4
開議の宣告.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	6
町長の行政報告.....	6
一般質問.....	16
鈴木 勉 君.....	16
森田 礼治 君.....	37
八代 善行 君.....	42
西村 弘佐 君.....	51
山田 直志 君.....	58
散会の宣告.....	84

第2号（12月12日）

議事日程.....	85
出席議員.....	86
欠席議員.....	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	86
職務のため出席した者の職氏名.....	87

開議の宣告.....	8 8
議事日程の報告.....	8 8
一般質問.....	8 8
内 山 恒 昭 君.....	8 8
居 山 信 子 君.....	1 1 0
議案第 6 5 号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例について.....	1 3 8
議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営大川海浜プー ル）.....	1 4 0
議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プー ル）.....	1 4 0
議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営片瀬海浜プー ル）.....	1 4 0
議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営白田海浜プー ル）.....	1 4 0
議案第 7 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プー ル）.....	1 4 0
議案第 7 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（田町コミュニティ防災セ ンター）.....	1 4 4
議案第 7 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集 会施設）.....	1 4 4
議案第 7 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンタ ー）.....	1 4 7
議案第 7 4 号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について.....	1 4 9
議案第 7 5 号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について.....	1 5 6
議案第 7 6 号 平成 1 8 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 3 号）.....	1 5 8
議案第 7 7 号 平成 1 8 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）.....	1 7 2
議案第 7 8 号 平成 1 8 年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）.....	1 7 5
議案第 7 9 号 平成 1 8 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）.....	1 8 0
会議時間の延長について.....	1 8 5

議案第 80 号	平成 18 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）	185
議案第 81 号	平成 18 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 4 号）	187
同意案第 8 号	東伊豆町教育委員会委員の任命について	189
発議第 3 号	飲酒運転根絶に関する決議について	190
	平成 18 年度総務経済常任委員会研修視察報告について	192
	平成 18 年度文教厚生常任委員会研修視察報告について	192
	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について	202
	閉会の宣告	203
	署名議員	205

平成18年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年12月11日(月)午前9時30開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

1. 6番 鈴木 勉 君

1) 商業振興対策について

2) 災害時の乳幼児対策について

3) 国民健康保険者証について

4) 給食費の減額について

2. 2番 森田・治 君

1) 町長の政治姿勢について

3. 8番 八代 善行 君

1) 風力発電事業と町の対応について

4. 3番 西村 弘佐 君

1) 合併シミュレーションについて

5. 13番 山田 直志 君

1) 風力発電について

2) 道路問題について

3) 救急医療センターについて

4) 教育問題について

出席議員(10名)

2番 森田 礼治 君

3番 西村 弘佐 君

5番 関野 博 君

6番 鈴木 勉 君

7番 山本鉄太郎君
11番 居山信子君
13番 山田直志君

8番 八代善行君
12番 定居利子君
14番 内山恒昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	助役	鈴木新一君
教育長	飯田伊三男君	総務課長 兼防災監	加藤悟君
企画調整課長	鈴木忠一君	税務課長	田村正幸君
住民福祉課長	木田和芳君	健康づくり課長	高羽勇君
健康づくり課 参事	鈴木好美君	観光商工課長	楠山節雄君
建設産業課長	稲葉和正君	建設産業課 参事兼 農業委員 事務局 局長	木村近志君
教育委員会 事務局 会長	富岡廣光君	消防長	村木千賀史君
水道課長	内山厚君	会計課長	上嶋智幸君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木道好君	書記	村上則将君
書記	斎藤悦子君		

開会 午前 9時30分

開会の宣告

議長（定居利子君） 皆様、おはようございます。

平成18年東伊豆町議会第4回定例会の開会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

年末を控え大変お忙しい中、議員各位におかれましては御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は梅雨明けが長引き、たび重なる台風、豪雨災害等が発生し、全国的に多くの被害をもたらしました。中でも姉妹都市である岡谷市の豪雨災害には、大変驚いた次第であります。

幸いにも当町においては、大きな被害もなく、残すところあと、半月余りで明けようとしております。

振り返りますと、国政においては、デフレ経済の下にスタートし、郵政民営化という大きな事業を執行し、また、「小さな政府」をフレーズに体質改善を図り、5年5カ月という長期政権であった小泉内閣が幕を引き、新たに、戦後最年少の安倍首相の下に新内閣が発足するという大変、希望・期待に満ちた年でありました。

平成14年2月より始まった景気拡大期間は4年9カ月となり、いざなぎ景気の最長記録を更新しております。マスコミ等においても、各企業が最高益を更新した等、中央における企業の業績回復が連日報じられるようになってきましたが、残念ながら一部を除いての中小企業は、いまだ景気回復の兆しは感じられません。

さて、当町におかれましては、新町長のもとに平成19年度の予算編成が始まっています。前年同様、非常に厳しい財政状況の中で編成をしなければならないという現状を伺いますと、引き続き行財政改革の推進を踏まえた経費節減と地方交付税以外の自主財源・依存財源の確保、さらには、累積した町税滞納額の収納率向上に町当局と一丸となって議会も取り組まなければならないと考える次第であります。

議員各位におかれましても現状を十分御理解の上、今まで以上に、町政全般における議決に加わる資格を有する者として、認識を新たに、その重要な職責を全うされますことをお願いするものであります。

今定例会に提案されます諸議案等十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう、節に

お願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は10名で議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年東伊豆町議会第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（定居利子君） 議会運営委員長の報告を求めます。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） それでは、議会運営委員会より平成18年第4回定例会の運営について御報告をいたします。

まず、本定例会には7名の議員の方々より一般質問が通告をされてございます。一般質問の趣旨をよく御理解をされ、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の一部改正案1件、規約の一部改正変更案1件、公の施設の指定管理者の指定案8件、後期高齢者広域連合の設置案1件、補正予算案6件、同意案1件の審議が予定されてございます。

また、発議として決議案1件、そのほか各常任委員会の研修視察報告の御審議があります。

なお、公の施設の指定管理者の指定についての議案第66号から第70号までと議案第71号及び72号については、関連内容につきそれぞれ一括提案で1議案ごとの採決といたしますので御承知ください。

また、一括議案第66号から議案第70号においては、同一内容につき担当課長からの議案朗読説明は、最初の議案第66号の朗読説明とし、後は議案番号、施設名、指定管理者のみの説明となりますので御承知ください。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、本日より12月13日までの3日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議員各位には、活発なる御発言並びに慎重なる御審議と円滑な議会運営を節をお願いを申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

開議の宣告

議長（定居利子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（定居利子君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（定居利子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、8番、八代善行さん、13番、山田直志さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（定居利子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12月13日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（定居利子君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月13日には、郡下市町の首長及び議会議長とともに伊豆つくし学園の施設整備等の要望活動で県庁に出張いたしました。

要望内容は、社会福祉法人としての速やかな認可と施設整備事業費に対する財政支援の2点を知事及び副知事、他関係部長、室長に要望してきました。

また、10月27日には平成18年度静岡県町村議会議長会定期総会に出席いたしました。平成17年度の定期総会要望事項の経過報告及び平成18年度要望事項の承認、さらに地方分権の推進他7項目に係る決議案の採択がありました。

また、この席上静岡県町村議会議長会自治功労者表彰があり、当町からは内山恒昭議員と山田直志議員が議員在職19年以上の功労者表彰を受けられました。皆様に御報告申し上げるとともに改めて本席よりお祝いを申し上げます。

11月16日には東伊豆道路建設促進期成同盟会で賀茂郡下市町の各首長及び各議長とともに県庁に出向き、知事及び副知事並びに各関係部局に要望活動を行いました。

主な要望内容は、伊豆半島南進の早期実現、半島振興県代行事業の早期完成、伊豆横断道路建設の早期完成他4件の内容となっています。

さらに、11月22日には、NHKホールで開催された第50回町村議会議長全国大会に出席し、「地方分権の実現に関する要望」他22件の要望及び9件の各地区の要望内容を採択し、さらに13件の決議書及び2件の特別決議書の採択を行いました。

これらの内容等につきましては事務局に置いてありますので、参考までにごらんいただきたいと思っております。以上、諸般の報告といたします。

日程第4 町長の行政報告

議長（定居利子君） 日程第4 町長より行政報告をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成18年第4回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に当たり、ごあいさつを兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国においては安倍政権が誕生し、新たな組閣がなされ、平成19年度予算等の骨格がおおむね決定されようとしているところであり、経済状況は「いざなぎ景気越え」を強調した上で、今後も景気拡大が続くという見方を示しておりますが、消費の弱さの原因となっている所得の伸び悩みや米国経済の減速など懸念材料が増す中、今後、本格的な景気回復はいつごろかなどが焦点となっているところであります。

現実的には企業部門の好調な輸出や設備投資が景気回復の主流となっているものの、人件費の抑制などが家計への影響を大きくしていることが国民には景気回復の実感が乏しく、間接的には当町の主要産業の伸び悩みの要因にもつながっているものと考えます。

このような状況下で、平成19年度の当町の予算編成方針については、三位一体の改革の一環として、平成19年度には所得税から個人住民税への恒久的措置が、おおむね3兆円規模の税源移譲として行われることが想定されております。

このことから、個人町民税が大幅に増額になる反面、所得譲与税の廃止や新型交付税制度の創設などにより、一般財源の伸びは多く望めない状況であります。

また、歳出においては、幸いにも人件費、公債費については右肩下がりの状況となりますが、一部事務組合等への負担金さらに特別会計への繰出金の増、統合幼稚園建設事業費等多額の財政需要が見込まれます。したがって、所要財源の確保においても特に税収の確保に最大限の努力を払うとともに、歳出面においては「身の丈」に応じたものとすべく、これまで以上の行財政改革に取り組みつつ、聖域なき削減並びにマイナス10%シーリングでの抑制に努めるなど、職員1人1人が常にコスト意識を持ち、事業の緊急性や必要性を熟慮した予算編成に当たるよう通達したところであります。

したがいまして、みずからの選挙公約につきましては財政状況を的確に把握した上で、徐々に推進してまいりたいと考えておりますので、深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、行政諸般の報告についてであります。総務関係では去る11月3日に功労者・有効者・善行者表彰を実施し、9月定例会で議決をいただいた功労者の竹内幸夫氏、また、善行

者として鈴木庸夫氏・加藤一也氏・太田正孝氏の3名をそれぞれ表彰いたしました。いずれの方々も各分野において顕著な御功績が認められたもので、心からお祝いを申し上げ、敬意を表したところであります。

次に、防災関係では災害の夜間発生時の緊急職員招集訓練を12月2日の土曜日の夜間に実施いたし、緊急災害に関する動員体制の充実を図りました。

また、12月3日には自主防が中心となり、自衛隊、消防団、さらには地域の中学生、高校生の協力により、約1,034名が参加し、地域防災訓練が実施されました。

土のう積み訓練、負傷者救出・搬送訓練、応急救急訓練、本部通信訓練などが連携を図った中で行われ、有事の際の対応の一助となったものと感じており、可能であれば総合防災訓練のときに、今回のような訓練方式を検討してみたいと考えます。

次に、全国的に公務員による飲酒運転の死亡、重大事故が続発していることから、職員による飲酒運転を根絶するために、先般、「東伊豆町職員の交通事故懲戒処分等取扱要綱」を厳しい基準に見直し、職員に通達いたしましたところであります。

なお、東伊豆町長として11月30日に議長あての文書において、「飲酒運転の根絶に対する決議の採択について」を提出させていただきましたので、今定例会で御採択いただきますようよろしく御審議お願いいたします。

次に、「南伊豆地区1市5町の合併」につきましては、合併新法に基づく県の支援策の具体化が延び延びとなっておりましたが、11月20日に開催された県市町村合併推進本部で「県合併支援プラン」が改定され、旧特例法の合併特別交付金にかわる助成金として、市町村合併推進交付金制度を創設することが決定されました。1自治体当たり1億5,000万円を限度に合併経費を助成するという内容で、電算システムの整備・統合や庁舎など公共施設の改修などを対象とするものであります。なお、共立湊病院など地域の課題に対応する支援措置や街路・農道・林道などの道路整備事業の推進につきましては、今後検討の上追加されることとされております。

11月2日の1市5町の首長による懇談会の席上、一部首長から「任意の合併協議会を年明け以降に設置し、合併に向けた議論を本格化させたい」との提案が出され、先般の全員協議会で、御協議をお願いしたところであります。議会の意向といたしましても、財政問題も含めた合併の是非、合併後の当町のあるべき姿等について、検討を重ねていきたいとの判断が大勢を占めており、私自身も任意協議会の設置につきましては、時期尚早と考えておりますので、今後、議会の皆様と慎重に協議・検討し、当町にとっての最良の方向について、判断

してまいりたいと考えております。

次に、10月10日より導入されました「伊豆ナンバー」につきましては、当日、12市町による発車式が三島駅南口で行われました。当町では10月21日に「東伊豆クロスカントリー大会」の会場駐車場にて、沼津自動車検査登録事務所や軽自動車検査協会、県行政書士会などの協力を得て、事前申請を済ませた車両について「伊豆ナンバー」への交換を行い、町公用車も含め、普通車が84台、軽自動車が49台、合計で133台が「伊豆ナンバー」へと交換されました。今後、動く広告塔としてのPR効果により、伊豆地域の観光振興と地域経済活性化に期待をいたしているところであります。

次に、本年7月に発足いたしました「伊豆半島6市6町首長会議」では、伊豆半島内の市町の共通するさまざまな行政課題について協議し、その解決に向け相互に協力し合うことを目的としておりますが、会長の佃伊東市長以下正副会長3名が10月12日に要望書を石川県知事に提出いたしました。要望内容といたしましては、構成12市町全体の要望4点及び個々の市町からの要望5点の9項目で、全体要望は「富士山静岡空港の利活用」、「産婦人科を含む高度医療が可能な総合病院の整備」などであります。賀茂地区1市5町では個々の要望にかえ、「伊豆つくし学園に対する財政支援措置」を共通要望といたしたところであります。

次に、少子化対策につきましては、国も最重点施策としており、国や県の政策に頼らなければならない部分も多々ありますが、行政のより一層の施策が必要であるという認識を持っております。

そこで、少子化の原因及び子育て世代の意向を探り、少子化に対する施策の検討資料とするためのアンケート調査を9月に実施いたしました。

町内の20歳から45歳までの200名ほどの方から、結婚支援や子育て支援などの項目についての回答をいただきましたので、今後、調査結果を参考にし、議会の皆様とも協議しながら、可能な限り、少子化対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、風力発電事業につきましては、現在、町内において民間事業者による風力発電事業計画が稲取三筋山地区と奈良本天目地区で予定されております。

自然環境保護団体などから、新聞折り込み等により、「動物や植物生態への影響」・「景観問題」などに対する懸念が寄せられてきておりますので、自然環境に対する影響などについては、十分に精査し慎重な対応を図るよう指導しているところであります。

事業の進捗状況ではありますが、奈良本地区の事業につきましては、11月17日に土地利用対策委員会が開催されました。また、稲取三筋山周辺での計画につきましては、11月15日より

水源及び湿原の現地踏査が実施されており、その結果を踏まえてボーリング調査等を行う予定と聞いております。

なお、現在までの各種調査の進捗状況につきましては、12月7日、事業者より利害関係者となる稲取地区町内会会員の皆様を対象に説明会が実施されたところであります。

今後、町といたしましては、事業者の各種法令を遵守した事業内容について、指導・監督していく予定でありますので御理解をお願いいたします。

次に、主要産業である観光関係についてであります。まず10月申告分までの入湯客数で見ますと、66万4,022人で、人数で8,221人、前年比率で1.4%の減少となっております。

入り込みの状況は地域や月別で大きく異なっていますが、その中で、片瀬温泉の施設休業中の落ち込みを減少の大きな要因の一つとしてとらえておりましたが、再開後は回復を続けていますので、今後はプラスに転じると考えられます。また、梅雨明けのおくれから、夏季シーズンの入り込みを心配しましたが、大きな落ち込みもなく安堵しているところであります。

町内を取り巻く環境は依然厳しい状況を踏まえ、今後も数字の推移を注意深く見守っていかねばならないと考えております。

また、地産地消関係ですが、現在商工会を中心に産業団体関係者が実施に向けた取り組みを行っています。先般、地産地消の先進地である群馬県の四万温泉に研修視察を実施したところであり、種々問題も提起されておりますが、具現化に向け強い意思で進んでいく所存であります。

また、空き店舗対策ですが、チャレンジショップや無味乾燥的なシャッターに学校の生徒にお願いし、地域に関する素材（例えば雛のつるし飾り等）をテーマにペインティングを施すことにより、明るい雰囲気づくりにも挑戦していきたいと考え、学校側と実施に向け協議しているところであります。

今議会に関係予算を補正措置させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、10月8日には岡谷市で開催されました「楽々市」に参加いたしました。

未曾有の大災害を受けてからイベントや行事等の中止を余儀なくされてきましたが、姉妹都市の岡谷市が「元気を取り戻すことができれば」と決断し、当町からも農協・漁協のブースを設置したほか、キンメダイのみそ汁サービスも行いました。

今年は、会場が分散したことから販売やサービスも心配しましたが、盛況のうち終了し、関係者からもお礼の言葉がありました。

復興に向けて力強く踏み出すことができたことは、大変喜ばしく、実施した効果はあったものと感じております。

また、11月から12月にかけては、「町民ゴルフ大会」・「パラグライダーフェスティバル」・「クリスマスカップテニスフェスティバル」や「てくもぐウオーク」などを実施してまいりました。

今後も熱川温泉の「クリスマス花火ファンタジア」や年が明けますと稲取温泉の「雛のつるし飾りまつり」等の開催により、町の活性化を図るためのイベントが開催されます。

景気の回復が依然として感じられない状況ではありますが、今後の入り込みに期待をする一方、関係各位のさらなる努力を期待するところであります。

次に、住民福祉関係の伊豆つくし学園については、現在、施設は建設から33年を経過し老朽化が著しく、居住環境も悪化しており、平成9年から施設の改修が検討されてきておりましたが、このほど平成19年、20年において施設建設を行い、平成20年度に開設する改築計画がまとまりました。

構成市町の首長で協議し、伊豆つくし学園組合を平成18年度末に解散し、新たな社会福祉法人のもとで民設民営方式による施設改修をするという結論に至り、財政負担が過大とならないよう財政支援措置について、県に陳情に出向き要望してきた結果、制度上の補助以外に特別支援を約束していただきました。

地域の知的障害児の豊かな生活を保障していくためにも、一日も早い施設整備が必要と考えております。2月に臨時議会を開催し、一部事務組合の解散等に関連する諸議案の提出、さらには関係予算の補正措置をさせていただきたいと思っておりますので、その際には、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、去る9月30日、敬老会が稲取小学校の体育館において開催されました。

本年度の70歳以上の対象者は3,000名で、そのうち538名が参加いたしました。昨年同様、75歳以上の方々全員に敬老祝い品等を贈呈いたしました。

高齢化社会を迎える中、行財政改革の一環として、郡下の市町では敬老会や敬老祝い品の支給を廃止しているところもありますが、これらを楽しみにしている御老人が大勢おられますので、当町においては今後も継続し、御老人の皆様がすばらしい人生を満足できることを願うとともに高齢化社会に対応した配慮を今後も推進してまいりたいと考えております。

次に、去る11月8日、交通安全総決起大会が熱川小学校体育館において、下田警察署、交通安全関係団体や町民の皆様330名の参加を得て開催されました。

各幼稚園児、小中学校の児童生徒によるポスターや標語の表彰及び下田警察署交通安全指導員による交通安全教室を行い、最後に大会宣言で終了しました。

本大会の目的である交通安全思想の普及、交通道德の高揚が達成できたものと感じております。

交通安全県民運動実施計画の重点目標である「飲酒運転の根絶」、「高齢者の交通事故防止」、「オールシートセーフティー作戦の推進」、「歩行者・運転者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践の徹底」を啓発し、町民1人1人に交通安全に関する意識を改革していただき、交通事故防止の徹底を図ることができれば幸いです。

次に、健康づくり関係であります。本年度基本健康審査の受診を希望された対象者は2,088人で1,343人が受診され、受診率は64.3%の結果となりました。

今年度より、64歳以下の方を対象に生活習慣病予防検診、65歳以上の方には介護予防検診として実施いたしました。

今回の受診結果では、要精密検査や要治療の必要な方が634人と受診者の47%強の割合となり、対象者には直接保健福祉センターに来ていただき、保健師と個別相談を行い、早期に専門医での受診を促したところであります。

健康診査は「早期発見」の重要な手法であり、早期治療につながりますので、さらに充実した健康づくり、疾病予防のための手法を検討したいと考えております。

次に、共立湊病院関係ですが、11月7日に賀茂地区6市町の首長等で作る建設検討委員会が開催されました。

同病院は、築後、36年が経過し施設の老朽化や医療現場としての使い勝手の悪さ、患者の地域的な偏りなどの問題を抱えており、「現在地での建てかえ」や「移転新築」を検討してきたところでありますが、200床の病院建設費用として、試算で81億6,000万円との報告を受けました。

さらに、本年度から公設民営の病院の建てかえは補助金の廃止がされ、移転する、しないにかかわらず80億円以上の財源が見込まれることから、今後は担当課長等で構成する幹事会において、協議、検討することとなりました。

さらに、「現在地での建てかえ」、「新築移転」のほか「現病院の耐震補強」も選択肢の一つとして検討することも提起されておりますので、今後の推移を慎重に見きわめてまいりたいと思います。

次に、国民健康保険関係では県下一斉に保険証が名刺サイズの「カード」となりました。

初めてのことで戸惑いもあるかと思いますが、毎年更新となることも踏まえ、貴重品として大切に管理していただきたいと思います。

また、国保会計におきましては、制度改正により本来、老人保健に移行すべき対象者が75歳になるまで、段階的に国保の被保険者として加入しております。

この方たちは医療が必要となる年齢層であり、国保会計において負担増が余儀なくされ、より一層の厳しい財政運営になっております。

本年3月から8月までの半年間の状況を前年と比較しますと、70歳未満の方の療養給付費の伸び率は4.58%に対し、70歳以上の方の療養給付費は56.4%と大幅な伸び率となっております。

このままの状態では推移しますと予算額を大幅に上回り、国保会計が危機的状況に陥ることが懸念されます。したがって、町民各位におかれましては、「みずからの健康はみずから守る」を念頭に健康には意を配し、医療費削減に努めていただくとともに国保税の完納に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、老人医療関係では、さきの議会全員協議会でも報告させていただきましたが、平成20年4月に独立した高齢者医療制度が創設されます。その財源については、公費約5割、現役世代からの支援が約4割のほか、高齢者から広く薄く保険料1割を徴収する制度となっております。

財政運営は県下の全市町が加入する広域連合が行うことに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を今定例会に上程しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、去る11月26日に、町民の皆様が明るく元気に過ごせるために健康に興味を持っていただき、健康状態・生活習慣病を見詰め直すことを目的として、「健康福祉ふれあい広場」を開催しました。

骨密度測定、血液さらさらチェックなどの健康チェックコーナー、チャリティーバザー、さらに、今回から新たに交通安全ふれあいコーナーやストレスチェックコーナーを交通安全協会や県の健康福祉センターの協力により設置したところでございます。

無料送迎バスも1便増やし、一人でも多くの皆様に来ていただけるよう工夫を重ねた結果、盛大のうちに終了することができました。

あらゆる方面から、多数の方々にボランティア的に御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

次に、建設産業関係であります。長年の懸案事項でありました県道稲取港線道路拡幅事

業の現状を申し上げますと、稲取中学校入り口より稲取小学校グラウンド東側隅までの計画がおおむね示されました。

平成17年から18年にかけて、4回開催した地域住民によるワークショップにより、地域住民の意見を取り入れ、最良の計画案をもとに、地権者の皆様の合意もおおむねいただく見込みも立ったところであります。

平成18年度で延長430メートルの道路詳細設計及び用地測量を実施し、建物調査を12月に発注いたします。19年度には2億円の事業費が県予算に計上される予定でありますので、県と一丸となり事業着手に向けて努力したいと考えております。

次に、町道太田線交通安全施設整備事業についてであります。17年度に繰越明許措置した事業も現在、地権者の仮登記抹消手続をしており、12月中に完了できる予定であります。

仮登記抹消手続完了後、工事着工承諾をいただき12月中に指名競争入札により発注し、年度内完成が可能となりましたので、関連予算を今定例会に補正措置させていただきましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、消防関係であります。消防法の改正に伴い、大規模防火対象物の防火管理者には、5年ごとの再講習が義務づけられましたので、10月17日にアスト会館において初の講習会を実施いたしました。

また、重傷患者の救命処置に有効とされる薬剤投与講習に救急救命士1名を約1カ月間、消防学校に派遣し、有事の際に対処できる措置を講じました。

次に、11月9日には秋の全国火災予防運動が開始され、当町では火災予防の視点から、中継放水訓練と防火パレードを実施いたしました。

消防団につきましては、東海地震等が発生したときの活動の要点、さらにがけ崩れ、津波避難対象地区、防災拠点等を主に活動マニュアルを作成し、団幹部及び団員に周知させました。

次に、教育関係であります。現在、全国的問題となっているいじめを初めとする児童生徒の問題行動については、学校における取り組み体制の充実や学校と関係機関との積極的な連携など、その対応に努めてきたところでありますが、中学校・高等学校の生徒による重大な事件が発生しております。

また、いじめを苦にした自殺による小中高校生の貴重な命が失われるという痛ましい事件も真摯に受けとめ、状況を十分に認識し、自分や他人を傷つけてはならないこと等に関し、理解させる指導の徹底や、いじめはどの子にも起こり得る問題であるとの認識のもと、早期

の発見に努めるとともに、学校内外の関係機関との連携を図りながら、その解消に向けて迅速かつ適切に取り組むようにするなど適切な対応を図るよう指示したところであります。

次に、10月9日に開催しました稲取地区町民体育大会は3年ぶりに行われ、幼児から老人会の方まで多数の参加をいただき盛大に開催されました。あいさつの折、これを機会に家族や地域のきずなを強めるよう訴えました。競技はプログラムに基づき、無事終了し、東区が見事、優勝されました。

地域住民の団結力に改めて敬意を表するとともに、大会運営に御協力をいただいた関係各位に心から感謝を申し上げます。

次に、10月21日に開催しました第23回東急カップ報知東伊豆クロスカントリー大会は千葉真子さんを迎え、ちびっ子ランやユニバーサルランなど幼児から91歳の高齢の方まで1,210人の参加をいただき盛大に開催されました。

ちびっ子ランでは親子が手をつなぎ、励ましながらゴールを目指し頑張る姿やユニバーサルランでは熱川・稲取中学校の生徒が車いすの方を一生懸命笑顔で伴走しながらゴールする姿には心温まるものがありました。

次に、11月18日には第22回青少年主張発表大会があり小学校6年生から高校1年生まで12名の子供たちから「つながり」や「友達と出会って」などみずからの貴重な体験による主張、また、「町を思う心」や「将来を見据えた主張」などが発表されました。大人でも気づかない貴重な提言等ございましたので、できるものは「行政に取り入れて検討して見たい」と強く感じたところであります。

次に、重点事業であります熱川・双葉の統合幼稚園建設につきましては、用地のすべてが最終決定し、契約を締結できる運びとなりました。また、設計委託についても発注がなされ、現在、園児が明るく伸び伸び過ごせるよう採光や通気に配慮した環境や職員が安心して保育できるよう安全性第一の配置などを考慮した実施設計作成に取り組んでおります。

先般、全員協議会でも設計士に同席願い、御説明させていただきましたが、今後の変更等の内容につきましては、逐次、議会にも報告し、対処したいと考えておりますので御理解と御協力をお願いいたします。

次に、水道関係であります。水道事業会計の経営状況につきましては、10月検針分の第4期までの検針結果を前年度と比較いたしますと、上水道・簡易水道と合わせた水道料金全体では、金額的には前年度対比3.5%ほどの減となっております。

景気拡大期の延長更新の動向にもかかわらず、地方経済への波及効果もなく、当町の観光

産業回復基調にも反映されていない現状において、収益の増加が見込めない中、経常経費の縮減には努めておりますが、動力費の値上げ及び自然環境影響等における歳出の増加も見込まれ、今後も水道を取り巻く経営環境は依然として非常に厳しい状況となっております。

また、老朽化した管路、浄水施設等の更新に迫れている水道施設につき、その機能の向上を図りながら計画的に事業を推進するに当たり、現行の経営環境では財源確保は困難であり、料金改定をお願いすべく水道料金等審議会を設立し、検討していただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

最後になりましたが、師走のあわただしい多忙な時期を迎え、暖冬とはいえども日増しに寒さも厳しくなりますので、町民並び議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、来るべき、「しし年」を迎えることができますよう心から祈念申し上げ、行政諸般の報告とさせていただきます。

日程第5 一般質問

議長（定居利子君） 日程第5 一般質問を行います。

この場合、質問には1問ごと答弁いたします。なお、全問にわたって質問するか、全問にわたって答弁を求めるかは、質問者の意向によるものといたしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

また、質問回数は1問につき3回となっておりますので御協力ください。

鈴木 勉 君

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さんの第1問、商業振興対策についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 町民の皆様、おはようございます。

今回の私の一般質問は4問になっておりますが、1問ずつ質問をいたしますので、御答弁も1問ずつお願いしたいと思います。

それでは、第1問、商業振興対策についてお伺いをいたします。

東伊豆町の商業界も御多分に漏れず、観光事業とその関連事業の伸び悩みの影響や大型店舗進出によります大打撃により、衰退を余儀なくされております。町長の行政報告にもありますが、締め切られた空き店舗のシャッターに学校の生徒にお願いしてペインティングをして明るい雰囲気づくりをしていきたい、そこまで商業界は冷え込んでいるわけでございます。

しかし、この現状に甘んじることなく商業界の新風でございます若手後継者グループが今後の商業界の生き残りの対策のために合併をしない町として全国的にも有名になりました矢祭町を訪問いたしまして、視察・懇談会を行ってまいりました。そこで、学んできましたものは、矢祭町で実施しておりますスタンプ券を利用して、町税、国保税、公共料金などの支払いができるシステムでございます。

そこで、お伺いいたします。

東伊豆町でも、東伊豆町サービス店会が消費者に買い物のおきに発行いたしておりますサービスのポイントHiPカードで町税や公共料金などの支払いができるようになりませんか、そのことについて、お伺いするところでございます。町長の御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 鈴木議員の第1問の商業振興対策についての第1点目、サービス店会発行のHiPカードで町税や公共料金等の支払いに使用できないかについて、お答えいたします。

地方公共団体の歳入の納付の方法は、金銭による納付が一般的ですが、預金口座振替や郵便振替による納付の方法等もございます。そのほかに証紙による納付や証券をもってする歳入の納付の方法が地方自治法等で規定されております。

金銭による納付者は、納付する金額に相当する現金を納付書に添えて金融機関等の窓口を提供することによって納入となり、これにより直ちに租税等の債務が履行されたこととなります。

金銭以外の代物弁済の制度は、地方自治法施行令第156条に「証券をもってする歳入の納付について」が規定されており、限られてこようかと存じます。

証券等以外の代物弁済の方法で税等の納付を奨励している自治体等がございますことは承

知しておりますが、購買行為によるポイント券を蓄積したものを小切手に換価し、納付をする制度であると理解しており、こうした行為につきましては、適法な納付方法といえるかと存じます。

また、住民の購買行為に基づくものでありますので商業者を含めて、相互に有効な対策とも受けとめられます。

御提案のHiPカード、つまりHiPポイントカードによる税等の納付の方法と理解しておりますが、証券等としての取り扱いはできないこととなります。ただし、先進地と同様の方法を採用することで可能とは存じます。しかしながら、納税者から提示を受けたポイントの端数処理の問題等、管理上において多くの問題が生じることが予測されますので、納入方法といたしましては、好ましい方法ではないものと考えております。

HiPカードの導入の趣旨は、町内商業活性化対策と町内経済の受給バランスの確保にあるものと思料いたしており、このような観点からいたしましても、公共料金等の支払いにお使いになるよりかは、生活用品等の購入に御利用いただくことが地域経済の活性化につながるものであり、このような仕組みを生かすことが町の行財政運営にも重要な意義を持つものと考えられますので、御理解くださるようお願いいたします。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、町長の答弁を聞いておりますと、要点的にかいつまんで、もし私の方の理解が違っていたら、また指摘していただければいいんですけども、1点目は地方公共団体の歳入の納付には地方自治法で納付の方法が規定されているということ。しかし、その規定もこのポイント券を小切手にかえて納付する方法は適法というのではないのかと。できれば、この小切手をしかるべき場所で現金にして、窓口で納付するという方法、それについては、自治法もクリアできるのではないかという形でございます。そのような答弁があったような気がするわけですが、この今の方法につきましては、先ほどもかがみで申し上げました先進地でございます矢祭町に赴きまして、若手のプロジェクトチームが調べてきております。ですから、可能性は十分あるのではないのかなと思っております。

しかしながら、もう一つの問題点として指摘されておりますポイントの端数の処理問題、この管理上において、うちの場合は台紙ではないものですから、一つのカードポイントになっておりますから、この問題とそれからポイントを小切手化する、それをまた現金化していくという、そういうところにおいての問題点が指摘されているような気がするわけござ

います。

しかしながら、今の指摘されております町長の答弁いただいた中でも先ほど私も申し上げましたとおりに先進地でございます矢祭町のスタンプ券、これが納税ができる方法、その納税できる書類のスタンプ券の利用、フローチャートをよく読みますと、町長の挙げました数多くの諸問題は解決できると、そういう一つの目安ができておるわけでございます。私が今町長にこのサービスポイントを町の公共料金の納付にある形を変えて使えるようにならないかなという形をお願いするわけでございますけれども、この一つの理由の中には、やはり地元の人たちが地元で消費をしていただく、また多くの方たちが集めたポイントで少しでも町に対する滞納をしないように納付をしていく。考え方によっては、一石二鳥ではないのかなと。地元の商業者にとりましては、やはりサービスでためたポイントが地元の購買だけでなく、町の公共料金の支払いにも使えるというセールスポイントの拡大、その点がやはり今度のお願いする第一の趣旨でございます。

先ほどの町長の御心配のとおり、やはりこの町も非常に景気低迷の中で、大型店の影響というものがございまして、疲弊している状況は先ほどから申しておるわけでございます。そうした中でも、やはり今後の私たちの商業界の後継者が試行錯誤を重ねても、この東伊豆町を住みよい町にしていこうという気持ち、そしてそのような行動、これを何とか支援をしていただきたいと思うわけでございます。

このフローチャートの難しい内容につきましては、ここに資料がございますけれども、これを読んで説明するというものには、時間的な制約もございます。ですから、ここで、このフローチャートを読んでお願いしていくというのは避けたいと思っておりますけれども、この先進地にございます矢祭町のこういう一つの資料を参考にして、早急に担当課と商工会、サービス店会、ましてやこのサービス店会の中にも特別に組んでおります若手のプロジェクトチームというのがございます。町としても、私のお願いしております矢祭町のお買い物でサービスでいただけるポイント、これを町の方の納付に使えるようなシステムに変えていただけるといふその前向きな姿勢でぜひ実施に向けてお話をさせていただきたいと、今日はお願いしているわけでございますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 鈴木議員の町に対する考え、本当に町が収入をとというか、ありがたいと思います。先ほど壇上で言ったみたいにやっぱりHIPカードというのは、地域経済の活

性化につながるように地域で還元した方がいいんじゃないかというのが、町の考えでありまして、それは一つ検討する課題であることとは思います。今後も商工会といろいろな面でできるようなことがあればやっていきたいと思っておりますけれども、今後の検討課題ということで、事務的なことがありますもので、端数の勘定とか課長の方から説明させるので、よろしくお願いたします。

議長（定居利子君） 税務課長。

税務課長（田村正幸君） 御提案の趣旨につきましては、矢祭町さんのスタンプ券利用フローチャートというものを私もいただきまして、このフローの内容を確認をさせていただきました。

これにつきましては、町長が御答弁をさせていただいたように矢祭町さんは、まずポイントカードを役所さんの方で、税務課さんの方で預かって、それを商工会が提供した小切手に換金する、換価する、これによって、金融機関に提供をするということにつきましては、これは、適法な現地方自治法あるいは地方自治法施行令に基づいた中での手続というように言えるかと思われま。

ただ、矢祭町につきましては、台紙に券、利用券、ポイント券のようなものを、当町、東伊豆町でも過去にこのような方法をとられたかと思いますが、これらを台紙に張って、約1シートが500円に相当するようですけれども、これを役場の方へ持ってくると税務課で預かる。

東伊豆町はHIPポイントカードですので、これにつきましては、ポイントカードになるのか、あるいは台紙シートになるのかという違いだけでございますので、特に大きな違いはないかと思いますが、ただ問題は、ポイントカードということになりますと、場合によっては端数が出る、本来ならば税はこの端数を、おつりをこういう形のもので出すということは、法律的に好ましいものではないという認識がなされておりますので、これらのものをどうされるかという点がござい。これをポイントカードを小切手化して、金融機関に渡すということであれば、有価証券等の取り扱いと同様に処理ができますので、この点についてもよろしいんですが、ただ、万一点に端数が生じた場合、そのポイントをつくり変えなきゃいけないという点がありますので、この機械が必要になるかと思。こういった機械の問題もあるのではないかなと。

それ以外に、町の方で取り扱うとなると、やはり所要の条例整備等も必要になります。したがって、住民のニーズ等も勘案した中で、十分検討していかなければいけないという

ことの中で、先ほど町長が申しあげましたように、商工会、サービス店会、あるいは関係団体等含めた中で、十分協議をする必要があろうかと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、課長さんが申しあげたとおりに非常にこの諸問題、いろいろな問題が出てくる、それは承知の上でお願いしているわけでございます。今、私の手元にございます矢祭町の商品券利用フローチャートというものがあります。この資料提供は商工会でももちろん、これ、私、商工会からいただいたものですから、いつでも提供できるものと思われれます。やはり、過去においては、初めてこういうものを取り入れていくには非常にこの物の考え方とか、行き詰まる点というのがあるわけですが、全国的に実施されている町がある、そこで行われているものをどうこの町に改良して取り入れていくのかと、非常に物事については安易さが出てきたのではないかなと思うわけでございます。私たち議員も矢祭町に合併という形の中で視察を申し込んだところ、非常にほかからの申し込みが多くてお受けできないという形がございました。商業界の今の商品券を利用して公共料金の納付ができる、役場の税金の納付ができるというこのシステムについても、非常に多くの産業界から、商業界から視察が来ているそうでございます。

しかしながら、この町は宿泊設備というものがなくて、ほとんど近郊の方に宿泊して、町の方には視察に来た方たちを受け入れる宿泊施設はないという、言いかえれば、今、課長さんが申しあげた多くの問題点、これは機械化だから起きる問題でございます。その問題が解決されたならばこの東伊豆町というのが、また違った観点、張るシールから機械でできる形となったという全国でも一番最初の町になり得ると、そういう意味では視察研修に訪れてくれる商業界が非常に多くなるのではないのかなと期待する一面もあるわけですね。その点になりますと、この町は観光が主産業の町でございます。ですから、受け入れる人たちの宿泊については、すべてこの町で宿泊をしていただけるというそういう一つのまた経済効果もございませう。

また、本来の私のお願いしておりますのは、やはり今地元の消費者の方たちの地元での買い物が非常に落ち込んでいる、少なくなってきた、そういう中で、一つの振興対策として考えてきたのがこの方法でございます。ですから、問題点については、私もやはり時間をかけていくこともやむを得ないのかなとは思いますが、やはりこれからのこの町の将

来を考えますと、観光業、農業、漁業、間接関連業と、業界はいろいろとあるわけですが、この団体にもすごく若い人たちが多くおります。東伊豆町の将来をやはり担い、子供たちを育てていかなければならないこういう若い人たちの気持ち、考え方の行動性をやはりこの町も町の後継者として養成を育成をしていっていただきたいなと思っております。

ですから、こういう人たちの考え方を町もどういう点に受け入れて実施していくのか、一つの形としまして、矢祭町の場合は商業界からの発案でなくして、町の職員からの発案だそうでございます。職員が、やはり合併しないのにはどういう工夫をしていくかというその一環の中で、これが生まれたそうでございます。発案から実施までたったの9日間、やはり行政のやる姿勢によっては、こういう早いテンポで物事が進んでいくわけでございますね。ですから、私もこの質問をしながら、再三にわたり町長の熱意もわかるわけですが、できる限りやはり町と町民といろいろと勉強していきながら、物事に取り組んでいき、よりよき住みよい町にしていきたい、そういう気持ちをやはり育てていきたいという、育てていっていただきたいというのが私の願いでございます。町長、どうですか、そこら辺のお気持ちございましたら、ひとつ御答弁のほどを。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） この点については、鈴木議員からの提言ということで、これは真剣に考えるべき問題だと考えております。職員もいろいろ勉強しています。ただ、まだ形になっておりませんが、いろいろな面で研修、勉強に行き来ということは言ってますもんで、これから職員の町民に対する考えもだんだん出てくると思いますもんで、その辺をまたちょっともう少し時間の余裕を見ていただきたいと思います。

それと、やっぱりこれをやることになって、町民そして商業者、町がよくなればこれはそれに越したことはないもんで、商工会といろいろ検討しながらやっていきたいと思えますもんで、御理解願いたいと思えます。

議長（定居利子君） 次に、第2問の災害時の乳幼児対策についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） それでは、第2問、災害時の乳幼児対策についてお伺いをいたします。

日ごろは行政も町民の皆様もいく来るかわからない災害に備えて訓練をなされていることには敬意を持ちまして、お礼を申し上げる次第でございます。

私は、今回は特に乳幼児がおります家族の専用の避難所の確保やその計画が策定されているか。

それから、また乳幼児食や育児用品、おむつなどが含まれるわけでございますけれども、これらの備蓄や支給計画がどのようになっているのか。

また、そういうパニックに陥った母親の心のケアをどうしていくのか。

また、幼稚園児や保育園児が預けられております保育園や幼稚園などにおいては、緊急連絡手段や避難計画、災害時でも帰宅できない幼児を引き続き預かっていける託児業務、託児業務を継続していけるのかどうか、その点についてお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（定居利子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 鈴木議員の第2問の災害時の乳幼児対策についての東伊豆町の防災計画の中で乳幼児対策はどうなっているのかについて、お答えいたします。

さきの9月定例会の居山議員の一般質問にもお答えしており、一部、重複する内容があると思いますが御承知ください。

御指摘の「乳幼児」は要援護者として位置づけがされており、ゼロ歳から1歳児は168名おります。

また、「地域防災計画」には「災害時要援護支援計画」が掲載されておりますが、具体的なマニュアルは作成がされていないのが現状であります。

有事の際には災害の規模によっては、それぞれの地域に避難所を設けなければならないことが想定されますし、避難所はでき得る限り、健常者や要支援者ごとの避難所を確保することが理想であると考えますので、具体的なマニュアルを作成する際には可能な限り、意を配してまいりたいと考えております。

また、乳幼児の非常食や育児用品につきましては、保存期間等の問題もあり、安心、安全を第一に考えていることから、通年的に補充している一般的な備蓄食料等の中には入れず、東伊豆町サービス商店会と契約を締結し、有事に対応できる体制ができております。

さらに、有事の際の緊急連絡手段や避難計画につきましても、保育園、幼稚園では作成済みであり、これに基づく訓練も実施がされておりますので御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

(6 番 鈴木 勉君登壇)

6 番 (鈴木 勉君) 今の答弁の中にございました乳幼児は要援護者として位置づけされていると、この点については、これは、どういう方法でこの救済をしていくとかという形になっているのか、その内容が説明できたら説明していただきたいなと思います。

それから、災害時の要援護者支援計画には具体的にはマニュアルは作成されていない、避難所につきましては、健常者用や要支援者用を別々に確保していくことが理想であるということ。具体的なマニュアルを作成されてないわけですから、具体的なマニュアルを作成する際には、可能な限り意を配していくと。意を配していくというのは、そういう健常者と要支援者用を別々にしていくという、そういうことだろうかと思っておるわけですが、けれども、このパニックに陥ったところの母親のケア、これも含めてどこかこのマニュアル書をつくる形の中では、専門的なこういうノウハウを持った会社にサポートをお願いしていくかどうか、その点についても伺っていききたいなと思います。

それから、乳幼児の非常食や育児用品は東伊豆町のサービス店会と契約を締結しているという、この御協力には感謝を申し上げる次第でございますが、この契約の内容はどのようなものなのか、第 1 条何とか、第 2 条というのが、甲とか乙とか、そういう難しい問題ではなくして、簡潔にミルクやおつむは災害時には商店が在庫している、その全商品を町が買い上げてそれぞれの幼児をお持ちになっている家庭に町が配付をしていくのか。それとも各個人がその有事の際には町から配付でもされる証明書か何かを持って、個々にそれぞれの店屋に購入しに行くのかどうか。

また、そのときの価格は通常の価格で消費者に販売されるのか、それとも先ほどの町が協定を結んでおります形というものの内容性を聞かないとわからないんですけども、通常よりも安く販売をしていただけるものなのかどうか。

また、その数量にも限りがあると思います。町外の方たち、もちろんこの町は観光の町ですから、観光客の中にも同じように幼児を抱えている観光客もいると思います。そのようなときには、この人たちにはどのような対策を練っているのか。

また、そういう方について説明をしていただきたいわけですが、この締結の中には地元のサービス店会とは書いてございます。しかしながら、ヤオハンなどの大型店とはどのようになっているのか、その点について、わかればお知らせをしていただきたいなと思っております。

それから、先ほどのかがみの中でも申し上げましたけれども、保育園や幼稚園では緊急連

絡手段や避難計画は作成済み、また、それを計画、普段から避難訓練もしていると、この点については、理解いたしたいと思えますけれども、こういう災害の大きさによりますと道路の閉鎖、非常にその状況というものが想定できないわけでございますね。だから、最悪の場合を想定いたしまして、私、質問したいと思うわけでございますけれども、すべての幼児が親が迎えに来てそれぞれの家庭に親と一緒に帰ることができるかどうか。そういうときに疑問が残るのは、迎えに来ることができなくなってしまった幼児、園児については、どのようなその後の対策がなされているのかと。その4つの点について、お伺いしたいと思います。

もう一回、かいつまんで言いますと、乳幼児の位置づけ、これがどういう方法で救済をするかという内容と、それから締結されております育児用品の購入の方法、それから最後の園児のお迎えが来なかったときにどうするかと。それから避難所のマニュアルを作成するに当たっては、どこか専門的なソフトを持っている会社にサポートをお願いするのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） まず、1点目の乳幼児、これは壇上でも述べましたとおり具体的なマニュアル、全然作成していません。この中で、今後作成していく予定でいます、まさに作成中ということで、御理解願えればありがたいと思います。これが、また早急にやらなければ問題でありますし、その中でプライベートのことも結構入ってくるんですよね。そういう難しさもありますもんで、一応今やっておりますもんで、もう少し時間をいただきたいと思えます。

次のこと、あとは一応、総務課長、担当の方の課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（定居利子君） 総務課長。

総務課長兼防災監（加藤 悟君） それでは、要援護者の定義ということですが、先般の町議会でも居山議員にお答えしてありますように要援護者というのは、いわゆる身体障害者、それから、さらには独居老人、あるいは乳幼児を持っている家庭、そういった者がありますと、そういう者を行政が個々に把握するのについては、いわゆる個人情報保護の関係ですとか、あるいはプライバシーの問題がありますので、データをとることは非常に厳しいけれども、地域の方々の協力を得たり、さらには、そういった当事者の同意をもらった中で、災害援護者として位置づけをすることによって把握が可能ですよと。それで、何か有事の際には、そういう方々をすぐに救出をしたり、そういうことができるから、そういう体制づく

りを今後していきたいとこういう御答弁をさせておりますので、そういう中の要援護者として乳幼児が現在168名いるんですよ、そういう御理解をお願いをしたいと思います。

それから、心のケアの関係につきましては、基本的には乳幼児につきましては、災害のときには母親や家族の精神状態によって、精神的な問題が非常に生じやすくなると、こういうのが一番原因だと。それをどうするかということについては、その特徴としては、情緒的に不安定になったり、赤ちゃんが寝返り等の退行現象が見られる、あるいは夜泣きが激しくなるなどの問題、さらには暗やみ等への恐怖が見られると、こういうのが災害を受けたときに乳幼児が受ける精神的なものだとか、肉体的ダメージがあるよと、こういうふうに一般的には言われているわけです。こういったものをどうするかということにつきましては、まず初めに母親や家族の不安を和らげることがまず第一ですよ。

したがって、それをまず行政が第一番目にして、その次に赤ちゃんのケアをすると。それについては、やっぱり家族愛が必要なもんで、抱き締めたり、ほおずりをしたり、スキンシップをとっていくと、これが大切ですよ。異常な行動を赤ちゃんがとつても家族は冷静に慌てないようにしましょうと。それから、さらに会話をしたり、一緒に遊ぶ時間を多く設けてあげなさいということですよとか、遊ぶことができる環境や遊具を確保すると、こういったことが乳幼児に対する災害のときの対応として一番大事ですよ、こういうことを一般的に言われているわけです。

したがって、先ほど町長の答弁にもございましたように、いざ大きな災害が起きたときにどうするかということになりますと、行政としては避難所というのは、いわゆる災害マニュアルの中で、地域防災エリアの中の位置づけがされていまして、例えば稲取地区のことを考えますと、稲取小学校の体育館ですよとか、そういう場所が避難所となりますね。それは、総合的な方々のためにそこに用意しましたと。そうなりますと、乳幼児も例えば身体障害者も一緒にそこに入るというような形が一般的なスタンスなんですけれども、そういうものを別にして、例えば稲取幼稚園に乳幼児の避難所というようなものを設けてあげるだとか、そういうことをしてやるのが、要支援者に対する配慮ですよ、こういうふうに御理解をいただきたいと思いますので、そういう配慮を今後マニュアルの中につくっていったらなと、このように考えるところでございます。

それから、サービス店会の方の協定の内容ですけれども、これは平成2年にサービス店会、その当時134店舗がありましたけれども、そういうところと協定を締結をしまして、物資の供給についてを締結をしていると。その中には赤ちゃん用品、いわゆる内容的には粉ミルク

関係ですとか、あるいは哺乳瓶、おむつカバー、おむつ、そういったものを常に網羅した中で入っています。これについては、あくまでも町が災害救助法の適用を受けたときにこういった協定を締結をして、緊急物資として調達してもらいたいということになっていきますので、鈴木議員御指摘のように金銭的な問題あるいは市販の単価より安いもんだとか、同一価格だとかいうことじゃなくて、これは行政が全部それを一括購入しまして、支給は災害救助法を受けますと料金は必要ありませんので、それを確保して平等に分配をしてやると、こういうことの中での協定になっていきますので、特にそういうものは、この協定の中には明記されていない。いずれにしても、町が一括購入をして支給をすると、こういう内容の協定になっているということでございます。

それから、絶対数の確保の関係の問題ですが、いわゆるサービス店会だけでなく、そういうために大型店舗とも協定をして、しておく必要もあるだろうと、こういう考え方ですけれども、これにつきましては、現在そういう大型店舗とも折衝をしておりますので、御協力が得られれば協定をして、そういう有事の際に対しては、安全対策をとってもらいたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと。

最後になりますが、避難計画等の関係につきましては、一応つくってあるということですが、詳細については、教育委員会の方で、どういった形でやっていくかということをご把握していただきますので、すみませんが、教育委員会の方でよろしくお願いしたいと思います。

議長（定居利子君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（富岡廣光君） 保護者が来られない場合ということですが、これについては、二通り考えられております。幼稚園に一時的にお預かりするという方法とまた地域の連絡網がございますので、その責任者を決めてあります。その方に一時的に来ていただくという、そういうことを考えております。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今の総務課長の説明、理解していきなと思っております。こういう災害のときには何が起きるのかなと、要するにパニックですよ。心が動転するわけでございます。そういうときに、いかに冷静に行動をしていくのかと、それが一番大事なことでないのかなと思っておりますし、それから先ほどの要援護者としては、秘密的な人権的な問題があって、なかなか把握しにくいよと、それは、私は高齢者に関してだろうと思うわけでございますね、身障者と高齢者。168名の乳幼児の方については、母子手帳があったり

するから、そんなには秘密性はないだろうとっておりますね。

それから、今、課長の説明の中でありました育児用品とか育児食品、それについては説明を受けまして、初めて私も町がすべて買い上げるような手配をして配給していくという、そのことについては、平成2年にこの契約がなされたという形があるわけですが、非常に申しわけないんですが、私も商業者の一応一員としてずっといたわけですが、そういう町が災害時においては、どういう対策において、その対応の仕方によって、乳幼児の人たちの保護をしていくのかという形については、私も勉強不足でございまして、申しわけないなと思っておりますけれども、やはり、現在幼児をお持ちになっている家庭の方たちも恐らく今の話は御存じない方が多いんじゃないのかなと思っております。ですから、今の課長の答弁、これは町民にとりましては非常に心強い答弁だと思っております。ですから、ぜひ大型店も含めて検討していただきたいなと思っておりますし、まだ完成されておりませんマニュアル等の作成、これについても早期に対応をしていただきたいなと思っております。

それから、幼稚園と保育園の取り残された園児が出た場合、どうするのかということ、このことにつきましても、連絡網のしっかりしていく形ができるのか、通常であれば1日か2日園内にとどめ置くことができるのかどうか、検討する余地があるのではないのかなと。人によってはその子供を迎えに頼まれていって、そこで、またそういう二重的なもしけがだとか、そういうものができたときには、その責任性はどうなるのかとか、いろいろな観点がございまして。ですから、災害時においては完全なる保護者にお引き渡しをするというのが、私は原則じゃないのかなという気持ちががしますけれども、もし御答弁のほどがありましたら、町長ひとつよろしく申し上げます。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 1点目のマニュアルの早期作成、これは当局としても早急にやらなければならないもんだと考えていますので、これは早急に作成したいと思います。

乳幼児、これはプライバシーは余り関係ないと思うんで、こっちはすぐできると思います。やっぱり身体障害者、いろいろな面、そっちのプライベートがあるもんで、そっちがなかなか進まないもんで、このマニュアルがなかなかできないと、その点は御理解していただきたいと思っております。なるべく早急につくる方向でいきたいと考えております。

幼稚園の関係に関しましては、もうほとんど、これ、できておりますもんで、いざできた場合は、対応できるんじゃないかと私は考えております。やっぱり一番この災害が起きたときにパニック、これが起きることが一番困ることと思うので、パニックが起きないような状

況に持っていきたいと考えております。

理解よろしく願いいたします。

議長（定居利子君） 次に、第3問、国民健康保険者証についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） それでは、第3問、国民健康保険者証についてお伺いをいたします。

町民にとりましては、郵便配達されました国民健康保険者証書を受け取ってみまして、中を見て本当に戸惑ったのではないのかなと察してできます。驚いた町民がどれぐらいいたのか、数としたら相当いたのではないのかなと、私も感じております。

町が従来出していたこの保険証をこのような形で配付したのが東伊豆町の一つの単独な行政の考え方だったのかどうなのか。先ほどの行政報告の中で、町長の報告がございましたのも聞いておりますと、これは県が統一してきたということはわかるんでございますけれども、やはり町民の中ではこの個人別の保険証書、これが非常に薄い紙で紛失するおそれが多分にあるのではないのかな、できれば皆さんがよくお持ちになっていますカード、厚い要するに病院に行ったりするときにも使ったりするカードですね、ああいうカードにすることができないものかどうかと、その点について、お伺いしていきたいと思います。

議長（定居利子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 鈴木議員の第3問の国民健康保険証についての1点目、新しく発行された個人別保険者証は薄い紙で、破損や紛失するおそれがあります。通常に普及しているカードと同品質にできないかについて、お答えいたします。

行政報告の中でも概略を報告させていただきましたが、本年10月より国民健康保険被保険者証は、従来の世帯単位から個人カードとなりましたことは、御案内のとおりでございます。

この被保険者証は以前より県下で統一されており、このカード化につきましても、平成15年度に静岡県・国民健康保険連合会・保険者の各地区代表者からなる「国民健康保険被保険者証の個人カード化検討会」で詳細が検討されてきました。

決定内容につきましては、氏名に片仮名表示の振り仮名をつける。2点目として、印刷の色については、従来どおり黒字の印刷とする。3点目として、背景の色については、従来どおり3色を1年ごとに変更していく。4つ目として、台紙の厚みについては、110キログラ

ムとする。これは大変薄いものでございます。5点目としては、フィルム（ラミネート）については裏面のみを行う、等々様式や仕様についても詳細に決定されました。

9月の広報紙の中での掲載し「紛失しないように注意して大切に保管してください」とお願いしたところでございます。

個人カード配付後「薄過ぎる・なくしやすい」等の声も数件聞かれましたが、県下一斉に同じ仕様でカード化されましたので御理解をお願いいたします。

被保険者証はラミネート加工で破れにくくなっているとはいえ、御指摘のとおり大変薄くなっております。

毎年交換いたしますので、貴重品として1年間大切に保管をお願いいたしたいと思います。

県の国保連合会には、カードが薄いとの声があることを伝えてありますので、各市町間でこのような話があれば検討されることになると思いますので、御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今の町長の答弁によりますと、この被保険者証は県下で統一されていて、東伊豆町独自のものではできないんだと、そういう形はないんだと、これは県が決めた形ですから御理解のほどをお願いしますよと、そういう内容になっているような気がするわけですね。

しかし、今の答弁の中にもありました町民の中からは、やはり配付された後にこれでは薄過ぎるし、紛失しやすいのではないのかなという声が多々あったという形が報告されておりますよね。ラミネート加工だから破れにくくなっているという形は、手元に私持っていますから、わかるんですけども、町の方でもカードが小さくなった、その点については、広報紙で紛失をしないように注意して大切に保管していただきたいというお願いをしてあると。

しかしながら、その一方で町民の声として、薄いしなくしやすいよという声を県の国保連合会に伝えてあると。この県の国保連合会が東伊豆町だけじゃないと思うのよね、県下の中でこのカードを持っている県民というのが相当いると思うの、ですから、連合会がこのカードの改良を私が言ったみたいにもっと厚いものにするというそういう方向性があるのかな、どうなのかなと私も思うわけでございまして、もしあればいいなと思っております。

ですから、そのような形の中で、町長には節をお願いをしていきたいなと思っておりますし、また、この保険証を紛失したときには、もしこの紛失したカードをどなたか拾った人が届けずに悪用して、サラ金などに持っていったら、サラ金を借りるときの証明書に使えるの

かなと、そういう心配事もあるわけでございますよね。ですから、町の方では紛失しないように注意してくださいという形がうたわれているわけなんですけれども、本当に紛失したら、もし悪用されるような使い道ができるんだったら、大変なことになるような気持ちがするわけでございます。

今、私の手元には従来型の大きな家族型というんですか、世帯主を初めとしました国民健康保険被保険者証というのがあるわけでございます。そして、もう一つの方には、今度配付されたものがございます。大きさはこれだけ違うわけですよ。ですから携帯型になったという形ですけれども、なくしやすいという形があるわけでございますね。この中を見ますと、明記されています記号番号から始まって保険者番号までは、何ら変わってないわけでございますよね。そういう中で、何でこういう形が変わっていくのかということについては、私たちも県の決めたことだよと言われれば、そうかなということはわかるんですけれども、この変えた、県が変えていくという理由、これに変えたという理由、これが私なかなか説明不足だったような気がするんですけれども、そこら辺については、どのような御回答をいただけるか、お伺いしてみたいなと思っておりますけれども、いかがですか。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 健康保険証が薄いということ、これは私ども大変感じます。これが町単独でできればある程度検討する、さっき言ったように県下一斉のことなもので、町単独ではできないということ、これだけは理解してほしいと思います。

そして、さらに連合会での検討、これはもう町として要望してありますもので、こういう町村が、町、市が多くなれば当然、また、これは改良されることになると思います。

そして、保険証の管理、これはもう自分で管理責任です。紛失する、これはあくまでも自己責任でやってもらうしかないと考えておりますもので、その辺はまた町民の皆さん方に保険証が薄くなります、小さくなりましたもので、自己責任にて管理してほしいということは、再度お願いしたいと思います。

あとのことは、事務的なことでありますもので、健康づくり課長より答弁させます。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） カード化につきましては、時代の趨勢といえますが、社会保険庁、それから共済保険、みんな、これカード化になっております。

カード化の利点は世帯単位ですと、1人が持っているとなりの人が使えない、そういった不便さがありましたけれども、個人個人となったことで、それが解消されていると思います。

ただ、薄くなったのが一番欠点ですけれども、その辺また理解していただきたいと思います。
議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今、町長が言ったみたいに理解していきたいと私も思います。先ほど言ったみたいに、これが郵送で私も来て、私、この質問をするに対しては、ある町民の方からおしかりを受けたわけでございます。それを愚痴るわけではないんですけれども、私も言われて初めてうちに帰って封筒をあけてみて、これを見て、何だこれは、何でこの人が怒っていたのかなというのがわかったような形でございます。私もはっきりとこれは今町長の説明のとおり、これは県下で決めたことであって、1町、町の行政としては、これを履行したわけじゃないんだと、その点については、今回こういう形の中で、私もはっきりと町民の方たちにお話ができるんじゃないかなと、理解はしております。

それから、今の課長の答弁ですけれども、1つだと家族が多いから使いにくいから個人になったという、そういう端的な説明だったろうと思うんですけれども、そういう形になってくると、こちらの場合は、要するに国民健康保険のお金が滞納したときには資格証明とか、いろいろな形があって一通を回収できるわけですけれども、こちらの場合、家族総人数のものを全部引き上げなければならないという、そういう形が出てくるんじゃないかなと思うわけでございますけれども、そういう点も考慮しているのかどうかという形もありますけれども、その点については、もう形としてはできたことですから、答弁は要りません。

私、今、ここにお見せしているのは、配付されたやつじゃないんです。配付されたのは、これをこう入れるビニールの薄いのがついてきたと思うんですよ、ぺらぺらのやつね、私はそれですと非常に滑りやすいし汚れやすいと、そういう点に気がつきましたもんですから、友人に頼んでパウチしてあるんですよ。パウチをして小さく切って、ちょっとパウチもこの形、縁取りがあるもんですから、なかなか財布の中に入らない、入れる場所がちょっとあるんですけれども、そういう形の中でちょっとパウチするには、このカード自体がちょっと大きいのかなという気持ちもするんですけれども、やはり、私はカード化することによって、紛失も非常にしにくくなるし、汚れもつきにくくなるし、保管にも非常に有効な手だてではないのかなと思うわけでございますよね。

ですから、そこで最後のお願いになるわけですけれども、もし、町民の中でパウチを希望する方があったら、東伊豆町もパウチをする機械を持っていると、私、思うわけですよ。ですから、私、ただで無料でやってくれとお願いしているわけじゃないんですけれども、有

料で結構だから、希望する人が多ければやはり何らかのそういう対応策という、対策というものを東伊豆町独自として、考えていっていただきたいなと思うわけですが、その点について、町長の考え方をお聞きしたいなと思います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） パウチングの話、これは大変ある程度有効になるんじゃないかと考えております。その中で、これを検討課題として、検討していく余地はあるかなと考えております。その中で、やっぱり受益者にも多少負担していただかなければちょっとできないかと思うんで、その点、受益者負担を考えながら一応検討していきたいと、有料ということで考えていきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） 今のパウチの問題ですが、基本的には保険証に手を加えては、加工してはいけないことになっているんですよ。基本的にはパウチも変更になりますから、手を加えていることになりますから、基本的にはいけないことになっています。

以上です。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） すみません、事務的なことはわからなかったもので、今のような答弁をしたのを撤回いたします。

議長（定居利子君） 次に、第4問、給食費の減額についてを許します。

6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 第4問、給食費の減額についてお伺いいたします。

町長の選挙公約であります給食費の減額について、今後どうするのか、町長のお考えをお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（定居利子君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 鈴木 勉議員の第4問、給食費の減額について、1点目、選挙公約である給食費の減額について、お答えいたします。

御指摘のとおり私は子育て支援の観点から給食費の一部公費負担を公約に掲げております。

議員御承知のとおり学校給食法により、人件費・設備費などは公費負担となっております。

したがって、現在保護者が食材費として負担している給食費を一部補助し、負担軽減を図る目的の内容です。

先進地の補助の内容を見ますと北海道では本年4月より、小学生を対象に全額公費負担とした市があります。そのほかにも第3子より対象にする自治体や、3分の1を補助する自治体もあり、全国の自治体でこの施策に取り組み始めたことは6月議会の折に御案内のとおりであります。県内では4月より一律市立小中学校及び養護学校へ通学する児童生徒を対象に給食費を1人当たり月額1,000円、年間1万1,000円の補助をしている市があります。

これを目安として、当町の12月1日付の新年度学級編成資料による町内の小学生の数が723人、中学生は384人、合計1,107人を対象とて試算しますと、給食費を月額1,000円の補助をした場合、約1,217万円の公費負担が必要となっておりまいます。

当施策にかかわる負担は、国・県等の財源措置がないため、全額一般財源負担となりますので、今の財政状況を考え補助金額、対象学年など、いろいろなことを考慮し検討を重ねていきます。

私は選挙公約に掲げた統合幼稚園建設を平成19年度の主要事業の第一と考えており、既に事業を実施しているわけではありますが、給食費を含め公約に掲げたことについては、財政状況を勘案した中で、順次可能なものから実施していきたくと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今の町長の答弁は統合幼稚園建設も選挙公約の一つだと、これを早期に平成19年度には完成させていきたいという、その気持ちはすごく私もわかるわけですが、しかし、この給食費のやはり私も町長と一緒に選挙運動を頑張ってきた仲間でございます。確かに、選挙公約の中には給食費というものが非常に大きなクローズアップして町長も力説してまいったことについては、周知のとおりだと思いますけれども、財政状況を見ながら実施する、そういう点については、私もお願いしていきますよ、お願いしたいですよという形におさまるわけですが、子供を持つ親からすると、やはりもっと早くしてもらえないものかなと思っている人も多いのではないかなと思っております。学校を建設することも大事なことでございます。その一方、やはりこういう低迷している経済の中では、やはり家庭を圧迫する一つの要因にもなっております給食費、学校関係のお金もそうですけれども、今回の場合は、選挙公約としては給食費ですから、それにちょっと焦点を絞

ってお話しをしていきたいなと思うわけですが、そういう点では一般の小中学生を持つ家庭の人たちは、やはり早期に実現をしていただきたいなと思っているということについては、間違いじゃないなと思うわけでございます。

小学生が723人、中学生が384人、合計で1,107人という回答がございました。これを町の方の一般会計の方でもし補助するとなると月額1,000円で1,217万円必要がありますから、もう少しお時間をいただきたいという形がありました。

しかし、今、私の手元に読売新聞の特集欄という形であるのが、この給食費の滞納、全国で2005年度ですから、平成17年の成績になるんじゃないかなと思うんですけども、これが全国で給食費の滞納が18億円ほどあると。これについては、各自治体も非常に頭を悩ませているという、そういうところでございます。市町村の数にしますと、調査をしたのが1,840市町村、区も入れてでございますけれども、その中で1,126の区市町村で滞納があるという回答があったという内容でございます。

それでは、東伊豆町はどうなのかなと。それを見ますと、ここに、やはり読売新聞の中でも静岡県についても、細かく記事が載っているわけでございますけれども、滞納がなかったのは東伊豆町ほか10町と、非常にすばらしい17年度の結果があるわけでございますね。これを見ますと、17年度に滞納した人がゼロだという成績は、ただ載っかっているだけなんですけれども、この裏側を見たら、私もおかげさまで小学校、中学生とPTA会長をさせていただいたときもでございます。結構前のことになるわけですが、その当時のことを振り返っても、滞納をなくす努力は集金を委託されているPTAや学校の担任の先生、非常に大きな苦勞がここに生じているのではないのかなと。ゼロというのが、18年度では本当に継続されたままなのか。少し1件や2件の滞納があるのかどうか、そこら辺については、余り私重要問題とするわけございません。しかしながら、滞納者がゼロにするための集金をしている関係者の皆さん方には、この努力に対しては心の底から感謝を申し上げる次第でございます。

先ほども申し上げたとおりに、給食費の滞納費というのがなぜ生じるのかというのは、今回、私の方の質問とはちょっと違う趣旨の面が非常に大きいわけなんですけれども、今、本当に先ほども申し上げたとおりに子供を育てていく家庭にとっては、非常に経済的に大変だというものがわかりいただけだと思います。町が先ほどの計算でいきますと、1人1,000円ずつ補助をいたしますと、1,717万円かかると。じゃ半分の500円だったらどうなのかというと608万5,000円が一般財源からの方の負担になるわけでございますけれども、1人の子供

を持つ家庭にしてみれば、1人の子供に500円ずつ月に軽減をしていただくと、年間6,000円、昔みたいに私たちのときみたい8人とか9人とかという子供はいないと思うんですけれども、2人いたとすれば1万2,000円の軽減が家庭の中で図られていくという、私は1,000円という金額が大きい小さいかと、500円という金額が大きい小さいかという比較論を今申し上げたわけですけれども、やはり先ほども一番最初から申し上げているとおりに、今、子供を持つ家庭にとっては、早期にこの公約の実現をしていっていただきたい、そういう気持ちがあるのではないかなと。

また、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、今、ここでお聞きしたいのは、町長のこの公約について、いかにやはり実現をしていくかと、そういう熱意について、ちょっとお聞かせ願えればありがたいなと思います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 給食費の減額、これはもう私の選挙公約、これをやっていきたいまず大きな公約でございます。その中で、私、さっき鈴木議員が言ったように熱川幼稚園の統合、改築、これも選挙公約に挙げました。どちらも皆さんにとっては重要課題でありますけれども、その中で、給食費と今財政状況が大変厳しいもので、給食費と熱川幼稚園の改築、どちらを先にやるかとなれば、私自身は熱川幼稚園がいろいろ健康的な面、校舎の古さ、そして耐震も全然なっていないということ。

また、行財政の点から双葉幼稚園と統合ということも計画した中で、やっぱり最初手をつけるべきものは、熱川幼稚園の方が先じゃないかということで、平成19年、熱川幼稚園の改築に向けてやること。その中で、熱川幼稚園が4億近くかかるもんで、結構負担が大きいもんで、19年、給食、この減額あると、やりたいんですけれども、結構町財政に負担がかかるもんで、19年度、父兄の皆さんには申しわけないけれども、熱川幼稚園の改築を行ない。それが済みましたら、もう早急にこの給食費の減額、これは私やりたいと考えておりますもんで、できるだけ早いうちにやりたい、それだけはお答えしておきたいと思います。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今日、最後の質問になるわけですけれども、行政報告の中にも、町長、ありましたね。非常にこの財政改革をしていかなければならない、10%カットと、それから各種の団体への補助金のヒアリングも続けていきたいんだという、片方ではそういう形の中で小さなまちづくりをしていきたい、そういう気持ちも私、わかるわけでございますし、ま

た、熱川の統合幼稚園の建設を早期にいきたいと、これも非常に理解して、私もその推進者の1人として、町長にはぜひ頑張っていたきたいなという気持ちでございます。それとあわせて、先ほどの町民の期待というものが、町長、あるよと、この点について、また強調して、今年の最後の質問にさせていただきたいなと思います。

また、町長、気持ちが高まってきましたら、ひとつ御答弁のほどでもよろしく願います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 鈴木議員の気持ちは本当に十分わかります。私も本当はやりたいんですよ。だけど、やっぱりこの両方をやるということは、結構町の財政に負担がかかってくるもんで、何回も言っているように財政状況を見ながらということで、19年度は原則的には熱川幼稚園一本、給食費については、次年度以降でやっていきたいと、そういう考えであります。やっぱりまちづくりの中で、子育て支援、やっぱり若い人たちがこの町に住むような施策をしなければ東伊豆町はだめになっていくと考えておりますもんで、子育て支援に対しては、私は力を入れていきたいと考えておりますもんで、御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 以上で、6番、鈴木 勉さんの一般質問を終結いたします。

25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

森田・治君

議長（定居利子君） 次に、2番、森田・治さんの第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

2番、森田・治さん。

（2番 森田・治君登壇）

2番（森田・治君） おはようございます。

私は今定例会1問の一般質問を通告してあります。

件名は町長の政治姿勢であります。

2点からの内容について、順次御答弁をお願いいたします。

まず、1点目、社会福祉協議会に派遣されている職員の人事についてをお尋ねします。

現在、町から社会福祉協議会に職員が派遣されておりますが、法に基づいた派遣になっているのかどうか。

また、派遣されている職員の派遣先の職務について、どのようになっているのか答弁をお願いいたします。

2点目、白田川橋の現況について。

平成16年12月の一般質問でお伺いしておりますが、この橋が老朽化が進んでいることはご存じと思われます。昨年、この橋の調査をされて、5.5トンの重量制限がされましたが、その後の町の対策がありましたら、お教え願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 森田議員の第1問の町長の政治姿勢についての第1点目の社会福祉協議会に派遣されている職員の人事についてにお答えいたします。

「人事」についての表現が具体的にどのような内容か理解ができませんが、基本的には現在派遣されている職員につきましては、上位法であります「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条の規定に明記されておりますが、「当該地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして、条例で定めるものとの間の取り決めに基づき、当該公益法人等の業務にその「役職員」としてみずから従事させるため、条例の定めるところにより、当該公益法人等の業務にその職員を派遣することができる」と記載されております。

さらに、第3条には「職員の派遣期間は3年とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは派遣先団体との合意により、職員派遣された職員の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを延長することができる」とされております。

したがいまして、当町においても「東伊豆町職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を制定し、その条例の第2条第1項の規定により、規則で定める派遣先（団体）として「東伊豆町社会福祉協議会」を位置づけし、当該社会福祉法人と職員派遣協定の締結さらには派遣職員本人の同意もいただいた上で対応を図っているところであります。

また、派遣職員の身分的なことではありますが、職員派遣協定書の別紙に社会福祉協議会での地位として「事務局長」、また業務内容として「事務総括、運営全般、関係機関、団体との調整」とされておりますので、御理解をお願いします。

次に、2点目の白田川の現状についてについて、お答えいたします。

この橋は昭和58年4月1日付で国道より移管された橋であり、過去に森田議員が一般質問で御指摘された案件であると認識しております。

町では、平成17年9月29日、耐震診断ができる業者を入札により決めさせていただき、9月30日契約をいたしました。

平成17年10月12日に入札で決定した業者と町道稲取片瀬線白田川橋の耐震診断業務の打ち合わせを行いました。作業につきましては現地踏査及び試掘、橋梁一般図の作成、復元するための必要な調査、設計、橋げたの耐震診断、さらには橋をつけかえた場合の幅員、歩道について協議いたしました。

業者による現況調査の結果、白田川橋については、昭和25年に架設されたRC単純Tけた橋6連の橋脚で、活荷重は9トンとなっておりますが、現在の基準が20トンであるのに比べ、かなり低い活荷重で設計された橋梁であるといえます。

以上の観点から、老朽化に伴う安全性も考慮し、現在、5.5トンの重量制限、路線バスの通行禁止、また白田川が台風、集中豪雨等で増水したときには即刻、通行どめとする措置をとっております。今後につきましては県等と協議しながら、財政負担等調査研究し、橋のつけかえについて、検討していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 2番、森田・治さん。

（2番 森田・治君登壇）

2番（森田・治君） 町長の御答弁で正規な事務処理がされている上での職員派遣となっていることは理解できました。

先ほどの町長の答弁で、事務局長の職務内容は協定書によれば、事務総括、運営全般、関係機関、団体との調整とされておりますが、聞くところによりますと、事務局長は現在社会福祉協議会の常任理事にも就任しているとのことでもあります。派遣職員が常任理事に就任する

ことに対し、派遣職員の任命権者である町長の許可を事前に受けたのか、または、事後承諾か、また、事務局長は常任理事に就任することができるのか、できるとすれば、その根拠は何かを御提示願います。

2点目で、白田川橋ですが、重量制限をしたため片瀬側ですが、大型車が橋のところまで来て、これはちょっと見づらいそうです、重量制限の制限の看板が。農協前まで100メートル近くバックしなければなりません。このために交通に危険が伴われますので、もう少し手前の看板を大きくするか、早急な対策が必要だと思われます。

御答弁をよろしく願います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 1点目の社会福祉協議会の問題でございます。今年の8月の中ごろですか、一応社会福祉協議会の会長が見えまして、事務局長を理事に選出したいという相談を持ちかけられました。その中で、一応総務課長に命じまして、県下の状況はどのようになっているか等を調べさせました。県下の中では事務局長と常任理事、これが兼任しているところが長泉町、小山町がありましたもので、事務局長が常任理事、これを兼任することはまず問題はないということで判断をいたしました。その中で、常任理事というのは理事の中から会長が指名するということでございますので、この常任理事を決めるときは、町は一切権限がありません。理事会の中で常任理事を決定するというものでありますもので、所定の会において、この承認を得まして、事務局長が常任理事になったということを考えております。ですもので、事務局長が常任理事、これを兼ねることは役職を兼ねることは、別に問題がないということと私は認識しております。

次に、2点目の白田川橋、これは本当に森田議員が心配するように大変危険な場所であります。その中で、制限の看板がちょっと見づらいもので、車がバックして事故を起こすんじゃないか、そういう懸念があるということでありますもので、これは早急に対策をしていきたいと考えておりますので、御理解よろしく願います。

議長（定居利子君） 2番、森田・治さん。

（2番 森田・治君登壇）

2番（森田・治君） 事務局長が理事に就任されることについて、法的問題はなく既にほかの市町村でもやっているように聞いております。それについては理解しております。

しかし、今回の東伊豆町での内容は、前町長のときに派遣された職員が任期中で役場に帰り、御承知のとおり予算らにおいて、その事務処理が行われているわけではありますが、急遽社会

福祉協議会から強い要請がありまして、再度派遣するようになったようである。当然ながら、当該職員も承知の中での人事であると思われる。このようなことがほかの職員において、許される内容であるか、ほかの職員への影響を考えると決して好ましい内容ではないと思われます。1人の職員における人事が職員全体に影響を及ぼすようなことはあってはならないと思います。この人事権については、町長にあると思いますので、町長の明確なお答えをお願いします。

2点目の橋のことですけれども、今後については、町の計画をなるべく早急にしていただき、1日も早いつけかえということで、お願いしたいと思います。これについては、答弁は結構です。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 1点目の社会福祉協議会、この関係でございますが、一応、これは前町長がやった人事でございます。その中で、今年、先ほど第2問、第2回目の答弁で答えましたが、8月ごろ会長が来まして、これは、その前ですよね、その前に来まして、引き続き今の局長をやりたい、継続している局長をお願いしたいと要請に来ました。その中で、本人にも聞きました中で、本人もそれを望みましたし、私自身も、彼は勸奨を受けますとあと1年しかないわけで、この1年で果たしてこの役場内に戻ってきて、彼自身が果たして仕事に能力を発揮できるかと考えたときに、やっぱり今のところで仕事をやってもらった方が彼の能力は発揮できるのではないかということで、これは私がゴーサインを出した。

その中で、一応協定の中で3年から以上また継続してできるかということ調べたところ、総務課長が、なってから5年以内は結構ですよということなもので、これは法的にもクリアできるもので、そういう中で、今の局長がそのままやっていることでございます。そういう中で、森田議員が他の職員に影響があるんじゃないかということを言っていますが、これはちょっと僕としてもまだはっきり理解できないんですが、一応森田議員が心配しているように、今後他の職場に人員を人を派遣するときには、十分人事課長と相談しながら、このようなことが、皆さんが、森田議員が心配することがないようなことを配慮していきたいと考えておりますもので、その点はよろしく御理解をお願いいたします。

次に、2点目の白田川、これに関しては本当に早急にやりたいんですが、先ほど申しましたように財政的に大変厳しい状況であります。これに対しては、やっぱりつけかえに対して数億の金がかかるもので、できるだけ、県・国の補助を受けてやっていきたいと思っております。その中で、また森田議員もいろいろ役職をやっておりますもので、また議員の皆様方

にもいろいろなよい補助事業がありましたら、また当局の方に投げかけていただきまして、その補助事業の採択を受けて、この橋に関しては事業を進めていきたいと考えておりますもんで、御理解よろしくお願いいたします。

議長（定居利子君） 以上で、2番、森田・治さんの一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩にいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ午前に引き続き会議を開きます。

八代善行君

議長（定居利子君） 次に、8番、八代善行さんの第1問、風力発電事業と町の対応についてを許します。

8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） 僕は風力発電事業と町の対応について、1問通告してありますので、よろしくお願いいたします。

過日、東伊豆町風力発電事業の概要説明会に参加して大変勉強になりました。事業に反対するさまざま意見を聞くことができました。新聞報道などで反対運動においては、大型ダムの建設反対運動が強く建設がおくれている自治体等のニュースも聞くことがあります。現実のこうした状況と東伊豆町の風力事業の現況が何かダブって見えるところではありますが、私は生き物や環境だけを守るための活動だけでは、果たしてよいものなのか、ベストな運動がまだあるのではないかと深く考えさせられます。

ダムや砂防ダムの必要性はだれもが認めるところであります。地域の治山治水の面では必要であります。その反面、自然と環境や景観、ダムの下流住民の防水を考えたとき、さまざまな面で問題もありますが、この複雑な狭い日本のつらいところでもあると思います。こう

いうことに耐え、生きていかなければならない現実も一つあると考えなければなりません。私たちは、子供や孫の世代に配慮した自然の循環を考えた地域社会づくりを今東伊豆町も現実の問題として考えなければなりません、といったことで質問に入らせていただきます。

風力発電事業と町の対応について、風車問題を考える住民の会から建設反対の意見が出ているが、企業側の対応はどのようになっているのか、町民への説明スケジュール、日時、場所などは出されているのか。

また、さまざまなマイナスの意見が聞かれるが、当局はどのようにとらえているのか。例えば、風車の高さ、ブレードと低周波に関すること、風車の故障や耐用年数後の対策について、また、作業道の雨水対策などについては、どのようになっているのか、町の対応というか、見解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 八代議員の第1問の風力発電事業と町の対応についてにお答えいたします。

八代議員は稲取地区に関してだと思しますので、稲取地区に関してお答えいたします。

風車問題を考える住民の会により建設反対のチラシ等が配布されておりますが、偏った内容や事実と反した内容が散見されることもあり、事業者としては、直接意見や質問があった場合には個人・団体を問わず、個別に対応をしているが、無差別にチラシ等を配布するような団体に対しましては現時点では特に対応はしていないとのことであります。

また、町民全体への説明会等は、東京電力による事業可否の判断後に実施されるものと承知しておりますが、諸団体からの指摘事項等に基づき慎重に調査を進めているため、その判断が当初の予定よりおこなわれているようです。

なお、去る12月7日には、地権者である稲取4区町内会の会員の皆さんを対象に、現在までの各種調査の進捗状況についての説明会が開催され、事業者より「地球温暖化とエネルギー事情」、「風力発電について」、「三筋山風力発電事業の概要」、「調査内容と経過について」等が説明されました。

また、水源・湿原・鳥類等、別途調査が必要な事項につきましては、継続して慎重に調査を実施中との報告を受けておりますので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

風車の耐用年数経過後の取り扱いにつきましては、町土地利用委員会等で発電事業終了後

の風車の撤去等を確実に担保できる形での対応を考えており、作業道の排水対策等につきましても、県の林地開発許可に係る審議や町土地利用対策委員会の中で検討していくこととなります。

なお、当町におきましては、御指摘いただいております風力発電のデメリットとメリット及び地球温暖化問題や化石燃料の枯渇問題などを総合的に判断して風力発電を推進しているところでございますので、御理解御協力をお願いいたします。

議長（定居利子君） 8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） 質問内容が、12月7日の説明会がありましたけれども、その前に出してありましたもので、ちょっとダブったところがありました。

町長、土地利用委員会での判断、その中で既設の道路また新しい道路がつくんですけれども、その雨水というか、そういう対策については、どのような意見が町の方で出たのか、また、後で知らせていただきます。

今、話題になっている細野高原、なぜこのすばらしい細野の草原は残っているのかということですが、今、話題の東伊豆町風力発電事業用地の一部が大峰山から三筋山にかけての稜線に風車の設置が計画されている中で、先ほど言いました自然環境保護団体などから動植物の生態への影響や景観問題を挙げて、懸念の声が上がっており、また新聞なんかでもちょっと考えられないようなイメージの写真もありましたけれども、それにつきましては、あの絵でいくとあの風車が倒れるとうちまで倒れそうな、あんな絵で大変びっくり、びっくりというか、もっとしっかりした本当のイメージの写真をつくってほしかったなと思います。

この細野高原はどうして草原として今日に至るまですばらしい姿で見える人に感動を与えているのか、このすばらしいところにそういうものが建つということで、今話題にもなっているんですけども、この草原は稲取4区の共有地であることは、だれもが知っているところだと思います。今日のこの経済発展の中で、稲取の農村がどのように変わってきたか、この里山がどのように今まで利用されながら、今日まであの姿があるのかということは、どのような管理が今日まで続いているのかということは、大変これはもう200年も300年も続いていたことだと思います。

例えば田んぼに水を引き水路を使うにも、川の上流と下流の住民における生活と歴史に基づいた決まり事があることは、だれもが農業環境においては知っていることだと思います。この草原にも同じような生活と歴史に基づいた決まり事がありました。今日も決まり事の一

部は守られております。昔は牛や馬に食べさせる草、家のカヤぶき屋根をふきかえるカヤを刈るに至るまで、生活と歴史に基づいた決まり事が幾世代にも継承されてきております。それは、地域であるいは班また隣組単位での決まり事もありました。この草原のカヤ、ススキやハギはミカン畑の堆肥や敷き草として刈られてきたことは、まだ記憶に新しいと思います。この作業の入山にしても、あの山には決まり事がありました。草原は各区に割り当てられて、各組、班に割り当てられた場所は、さらに1軒1軒に割り与えられておりました。こうした割り与えられた草刈り場は、平等な面積割ではなく、草の生え方、草の密度、それに車道に近い場所については、割り当て面積は少なく、道から遠い場所は割り当て面積が多く与えられておりました。この草刈り場においては、期限が定められており、期限内に刈らないと、自由刈りという時期には、だれがどこの場所で刈ってもよいというそういう決まりもありました。

こういう決まり事があった中で、現在、区はどのようにこの山を守っているかということ、これは区の総会の資料ですが、その中に、事業報告でいろいろなことが現在でもやられております。日時、月日は言いませんが、新役員あいさつ回り、そのときには山菜刈りの支度等もし、また山菜刈りのスタート、そして観光課職員との山のトイレの点検、山菜刈りの後片づけの作業、また第1回細野高原草刈り作業、第1回天城遊歩道草刈り作業、三筋山遊歩道総会、第2回細野高原の草刈り、入谷区河川掃除作業、また4区山の植樹区域境界の立ち会い、第3回細野高原草刈り作業、細野高原防火線草刈り、入谷区道路清掃作業、4区の境界確認、第2回天城遊歩道の草刈り、細野高原防火線焼き、第4回細野高原草刈り作業、湿原回り、芝原道路生コン支給現地確認、山焼き現地確認、山焼きの実施、芝原道路補修箇所の確認、細野高原道路補修箇所路面補修、芝原生コン打ち、これらのことが、区の中で毎年今年でもやられております。

また、区とは別に入谷振興会というものもありまして、それにも草原の管理として、1月15日は、これは振興会が入谷の高齢者に対して、寒中見舞い等を支給することを毎年やっておりますけれども、そういう事業から細野高原山焼きに役員8名にて参加する。3月ですけれども、役場企画より係が東京電力、この風力事業についてのあいさつ等説明もあったことが記載されております。

また、賀茂森林組合総会に出席している。天城三筋山遊歩道委員会総会に振興会の方々も出席しております。それから、天城三筋山遊歩道パトロール実施、7月には所有地細野植林地の伐採の実施について、細野高原防火線刈り、防火線焼き作業に協力することを全員で賛

成するという、そういう1年の決まりも決議しております。8月に入って、細野植林地間伐作業実施、細野原野防火線刈り、細野原野防火線焼き、また11月にはパラグライダー大会にも招待されておることも記載されております。12月にはまた三筋山方面の風力事業に関する企業等の説明会がありました。

いろいろこの風力発電事業については、振興会等も積極的に企業の話聞きながら、今日まで来ていると思います。こういう中で、あの山が今一つの話の中でのいろいろ新聞等で反対の人等がよく出ておりますけれども、町としてはこの一連の4区の共有者、そして町も含めてですけれども、また反対の意見の間では、さっき町長が言ったようなこととは別に個別な対応ということは、これからやっていく気持ちがあるのか。どのようにしたらうまくこれが皆さんに賛成をいただいてやれるのか、反対の意見が多かったらやめるのか、その辺の町の態度というか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） まず、第一に議員の皆様、また町民の皆様もこの事業、稲取の事業に関しましては、東京電力はまだやるともやらないともはっきり言っていません。まだやるも50%、やらないも50%、事業内容については、まだ明確な答えを出していません。その中で、12月7日に行われましたのは、あくまでも調査内容と経過ということで、今までの現状の進捗状況でありまして、これから風力発電をやるんだと、そういうことではありませんもんで、これは理解していただきたいと思います。

それで、一番残念なのはやっぱり会合を開いたときに、町内の人に限るという中で、部外者も出てきたりいたしまして、やっぱりそういうルールは守っていただきたいと思います。

そして、また、聞きますと町内以外の方も発言したとか、そういうことを言ってますもんで、風力に関する発言はいろいろあると思いますけれども、そういう最低限のルールはやっぱり町民の方にも守っていただきたいと考えております。

そして、町の姿勢といたしましては、もう何度も言っておりますけれども、水源・湿原、これに影響がありましたら、この風力事業は町といたしましては、もうストップをかけたいと考えております。やっぱりこの湿原・水源、これは町民の大きな財産でありますもんで、これに影響がある限り、町としては事業はストップしていきたいと考えております。

今、この風力事業に関しましては、国・県が推進しております。そういう中で、先ほど壇上で言ったように風力発電のデメリット、メリット及びいろいろな地球温暖化や化石燃料、枯渇問題などを考慮した中で、町としてはその水源・湿原に影響がなければ、ある程度推進

していきたいなという考えでございます。

個別対応といたしましては、これはあくまでも、東京電力、企業がやることでありますもんで、この行政が中に入るといことは、今のところ考えておりません。とにかくやるにいたしましても、やっぱりなるだけ多くの方が賛成するその方向で企業の方には、努力していただきたい、そういう考えで一応町は対応しております。

以上です。

議長（定居利子君） 助役。

助役（鈴木新一君） それでは、土地利用委員会の御質問がございましたので、お答えをいたします。

ただいま町長が御説明したとおり、まだ企業者側、東京電力あるいはユーラスエナジージャパン、要するに事業実施について、社内で結論が出ていないということは再三言っているわけですし、まず社内的にゴーサインが出て、初めて事業の計画書をつくるわけで、それが事務局に提出されて、初めて審議がされるということですので、今のところ全く審議の前の段階、要するに書類が提出されていない段階ということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（定居利子君） 8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） わかりますけれども、ちょっともう少し町も積極的にならないと企業だってやりにくい面があるんじゃないかと思います。その辺をもう少し胸を張ってやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今、この風力発電について、私、固定資産税以外の町の新しい税の導入という提案的なことを考えているですけれども、風力発電環境共有保全税の提案というんです、これは何でもいいですけれども、名前は何でもいいと思いますけれども、例えばあそこに風力発電が河津を含めてできたとき、東電の送電の対象地域としては熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、東伊豆、当町、そして河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町、5市5町に連結されるわけですが、この5市5町の電力消費量は、1億2,200万キロアワー以上、そして、もしここに河津、東伊豆に25基できると8億2,000万キロアワーですか、それだけの電力が供給できると、これは上記地域の家庭用使用料の24日分に当たると言われております。こういううちの町が、あの景観、あの景観について、風力の風車が建っても景観によくないと思う人もあるだろうし、別に違和感を感じない人もあるし、ああ、すてきだと思う人も、それは千差万別ですけれども、あの環境というものが、こうい

う風力発電事業の基地となって、全然地元の環境を汚されないというか、そういう他町村に送られていくわけですが、そのときにやはり原資として、これだけの5市5町から、例えば1円余計に払っていただいたら、どれだけになるのかと、それは計算はいいんですけども、大変な税金が、税金といいますか、お金が還元されるわけです。これを固定資産税だけにとどまらないで、町としても知恵を出して、国や県、そして企業に政治的な働きかけの中で、これから進めるのも一つの案だと思いますので、そういうことも考えていただきたいと思います。

これにつきましては、新しい税の導入理由としては、今、現実問題、大手銀行の9月の中間決算が公表されています。最高益が計上されていますけれども、これにつきましては、公的資金、税金が投入されて立ち直った大手銀行は、過去の赤字と利益を相殺する税制の恩恵でまだ法人税も納めていないという現実があります。預金者への利益還元はまだされていないということなんですけれども、政府はこうした大手企業に厚く経済優先政策は変わっておりません。今、話題の北海道夕張市は財政再建団体となってしまいましたけれども、住民のその夕張市民の税金や受益者負担金が増える一方、小中学校の統合や公立病院の診療科の縮小など住民サービスの低下は著しく住民は生活に苦しんでいるということは、新聞でも報道されております。

国は破綻危機に陥った銀行は公的資金で守ったが、財政再建団体になった自治体は救ってくれなかったです。地方の頼みの綱はやはり地方交付金でありますけれども、これも国の三位一体改革で大変減り、我が町の財政運営も大変厳しい現実にあることは、再三町長や当局からも聞いております。こういう現実の中で、再生についての特別措置を考えるということは、だれでも考えているんですけども、この現実を踏まえながら、東伊豆町の現実の中で、今言ったような新しい新税の導入について、政治力でぜひ新税の導入を国・県、企業に対して、政治力を使ってやっていただきたいと思います。

話は、このあれはいろいろ長くなりますけれども、僕が支援局や県の方へ電話や出向いて県・国のCO₂に関する行政指導はどうなっているのかということは、直に聞いてきました。環境省としては、京都議定書で日本が平成20年から24年までに温室効果ガスを2年比で約6%削減する義務があるということ。そして、17年度の速報値は2年比で約8.1%も増え、厳しい現状にあるようです。削減値を、CO₂の削減については、各都道府県に自然エネルギーによるCO₂の削減値について、数値目標を割り当ててあるということ。そして、各都道府県は確かに国からそういう指導が受けられているということは聞いてきました。

県の支援、県支援局に伺っても、やはりCO₂の削減数値については、厳しい状況にあるということは、中央と同じでありますけれども、東伊豆町の風力発電事業について、県がどうしろというようなことはできませんけれども、地域住民との理解と協力で新しい地域づくりをしていただきたいということは伺っております。今、車も環境重視のハイブリット車が主流に、また燃料電池の車も開発されるなど、この自動車業界においても、石油は今後世界の自動車が必要なエネルギーを供給できなくなるのではないかとということまでも述べられております。これは、私たちの直接かかわる問題ではありませんけれども、今の地球規模の経済的な動きから見れば、本当にお互い考えておかなければならないことではないかと思えます。そういう中でありますので、ぜひこの事業については、住民また山の所有者等と話し合いを何度も持って、慎重な計画実施をしていただきたいと思えます。

やはり、この現状をどうするかということは早急な課題ですけれども、伊豆半島の観光交流人口の年間約1億3,000万人が来ているといわれます。海岸線のルートと天城越えのルートしか知られておりません。リピーターもそういうルートを何回か使っております。こういう中で、やっぱり三筋山の山頂から太平洋を臨んだとき伊豆七島の裏の海まで見える眺望、そして天城連峰が一望できる三筋山の山頂というものは、本当に伊豆半島唯一の景観の場所ではないか、景観の場所ではないかじゃなくて、景観のいいところだと思います。

やはり、その景観をその資源をどうやって生かすかということは、やはり道路がなければこれは眠ってしまうものでありますから、ぜひ作業道が利用できるような対策、話し合いでこの事業をやってもらいたいということ。前町長またその前の町長もやはり昔からグリーンツーリズム、グリーンツーリズムとよく言っていますけれども、こういう言葉が使われてもう何年も、10年以上になると思えます。やはり、グリーンツーリズムをやるには、それなりの拠点となる場所、新しい交流の場がなければそういう触れ合いの体験ができることはできません。新しい東伊豆町の山林の利活用等含めた中で、この道路整備ができればそういうグリーンツーリズムの一大拠点にもなり得るし、新しい入谷だけでなく、東伊豆町の活性の場所になり得ますので、よろしく願いいたします。

緑の中のウインドファームについては、そういうのは要らないという人もあるし、いや、別にいいという人もさまざまです。景観については、人それぞれのセンスの中にもあると思えますので、反対する人の意見もわかりますけれども、その反対に負けたら私たちの町や地域は発展しません。その辺をよく踏まえて行動してもらいたいと思えます。

こういう話題性というものは、一つの社会効果でありまして、これは必ず町の活性化をつ

くりますので、この事業は風力だけでなく、町の自然を生かす地域の活性化を探るということでも、現実的な形にしていくことが、私たちのこれから子供や孫にあの草原等今まで何百年もやってきたことをまた続けて、新しいエネルギーをいただいて続けていかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 八代議員のもっと町が積極的に関与したらということですが、本当に今、東電がまだやるもやらないもはっきり言って示してないんですね。そういう中で、東電がゴーサインを出した場合は、町もある程度アドバイスをしながら、この事業は推進していきたいと考えております。その中で、景観問題等いろいろあります。景観に関しては人それぞれ、八代議員が言ったように千差万別ありますもので、これに関しては、また議論の対象になります。一番はやるやらないはともかくとして、住民に対する説明、これが一番大変重要だと思いますもので、この辺は積極的に、もし東電さんがやる場合は、事業に対して住民説明は十分してくれよということは、頼んでいくつもりでおります。

それと、八代議員から言われた税の導入、これに関しましては、いろいろ大変難しいちょっと担当課長に聞きましたら、大変難しいようなことを言われたものですけれども、一応県・国にそういうことができるかどうかは、ちょっと投げかけていって、もしできるものならば、そういう方向に持っていきたいと思います。これは、大変難しいような気持ちがいいたします。

八代議員が言ったように、私も石油枯渇、地球温暖化、そういうことを危惧しております。自然を守るためには、ある程度こういうことをエコを導入しなければ将来的に10年、30年先に幾ら自然を守れ守れと言ったって、現状のままでは枯渇していくと僕はそう考えておりますもので、できればそういうことをクリアした中で、湿原・水源、この問題をクリアした中で、あと住民との説明会等いろいろ開いていただいた中で、町といたしましては、この風力に関しては推進していきたいと考えます。これは、必ずや八代議員が言ったようにこの町の経済の活性化、観光面、いろいろな面で、私、プラスになっておりますもので、そういう面でクリアした中で推進していきたい、そう考えております。

以上です。

議長（定居利子君） 以上で、8番、八代善行さんの一般質問を終結いたします。

1時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

議長（定居利子君） 再開いたします。

西村弘佐君

議長（定居利子君） 次に、3番、西村弘佐さんの第1問、合併シミュレーションについてを許します。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 皆様、こんにちは。

午後お疲れのところでございます。いろいろと質問があった後でちょっと変わった質問になるかもしれませんが、合併シミュレーションということで当局に通告してございます。

新聞紙上、それからテレビ等をかいま見ておりますと、県の支援室長、それから首長同士のお話や何かでこの合併の問題は出てくるんですが、何となく県の方は、住民の何ていいでしょうか、意向とそして最後は議会の決断だと、このように言われております。それに対しまして、私どもも責任は大変多くなるわけです。やはり新聞紙上等でも出ておりますが、次の統一選挙後にこういうものはいいんじゃないかというようなことがあります。私どもの産業はやはりいつもその名前を売って初めて到着できるものでございますので、あと一、二年ある、2年あると、そういう問題とは少し違って来るんじゃないかと思ひまして、そこで、私はそのシミュレーションとしていろいろな引き出しにいろいろなものを詰めておいていただいたら、大変いいんじゃないかと思ひましたところ、先般の全協で助役の発言によりまして、そのシミュレーションもあると、このように伺いました。大変よろしいかと思ひます。

そこで、私はQ & Aの質問と答えではなくて、いつも想定している問題、シミュレーションについて、今回、質問させていただくことにいたしました。そして、もしこれがこのようになつたら、やはりこれは心得の中の一つにもなりますので、2つについて、今回質問させ

ていただきます。

仮に県が指導しております1市5町として全体で5町として合併した場合、全体での人口はどのくらい、職員数は何人くらいか。そして、これは、やがて言われてくる問題なんですけれども、年間の人件費はどのくらいあるのだろうか。

2つ目として、合併の新市名はどのようにして決めるのか、この2つについて、当局の御見解を伺いたいと思ひまして、質問させていただきます。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 西村議員の第1問の合併シミュレーションについてにお答えいたします。

1点目と2点目は関連した内容でありますので、一括して答弁させていただきます。

まず、1点目の「1市5町として、全体での人口、職員数、年間人件費は現在でどれくらいになるか」についてですが、合併シミュレーションにつきましては、11月20日の全員協議会で、作成について検討している旨の説明をいたしました。当時は、助役を委員とする合併調査委員会の中で、賀茂地域支援局を通じて県に作成を依頼するという方向で協議されておりました。その後、県から合併シミュレーションについては、合併対象の1市5町の方で検討・作成してほしいとの回答がありました。各市町に温度差があることもあり、合併シミュレーションについては現在のところ作成されておりませんので、御理解をお願いいたします。

したがって、人口については平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録人口、職員数については平成18年4月1日現在の職員数、人件費につきましては平成17年度の決算数値について、各市町個々の数値により試算した内容での答弁をさせていただきます。

まず、人口ですが、1市5町全体で7万9,358人となります。職員数につきましては、普通会計職員と公営企業職員を合わせ、総数では993名であります。下田地区消防組合や西伊豆広域消防組合など8つの一部事務組合の職員147人を加えますと、1,140名の職員数となります。

人件費につきましては、職員給与・特別職給与のほか、議員や各種委員の報酬も含まれてまいります。平成17年度決算での1市5町全体では75億5,600万円ほどとなっております。

次に、2点目の「合併の新市名はどのような選択で決まるのか」についてであります。

合併には新設合併と編入合併があり、合併の際、合併市町村の名称を決める必要がありますが、編入合併の場合は、通常では編入する側の市町村名を存続させることが多いようです。

新市名決定までのプロセスについて説明いたしますと、まず、関係市町村で合併協議会を設置し、合併協議会の中で「合併市町村の建設に関する基本的な計画」いわゆる「新市建設計画」の策定とともに、新市の名称などについての「合併協定項目の協議」をし、「合併協定書」を締結することとなります。

新市の名称につきましては、基本4項目として合併方式や合併期日、事務所の位置などと同様に合併協議会の中で主たる協議事項として位置づけられております。最近の合併例ですと、まず名称の公募をし、名称選考委員会などの小委員会で審議を重ねた後に、数候補を選定した上で、合併協議会で最終決定している例が多いようです。

以上でございます。

議長（定居利子君） 3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 細かく御回答いただきまして、ありがとうございます。

やはりいつも言われる問題なんです。また、新聞でも見ててそのようになっておりますが、やはり合併というのは、企業だったら絶対に報告されません、これは、やはり株価に影響しますから。しかし、こういう町村でございますと、いついつまでに合併しなさい、合併しなさいといろいろ言われるわけです。そうすると、やはりそれに沿っていくか、いや、そうはできない、反対していこうとか、いろいろな意見が出ますが、大方において、今の社会情勢その他から見れば、合併やむなしというお気持は町民の中におありになると、このように思っておりますが、やはりよく説明していただくことが必要なのと、あわせてやはり県は人口問題等も含めて、今後この地区はこのようにしていきたいとか、指導されてくださると大変ありがたいなと思っておりますが、テレビ等で拝見しておりますと、冷ややかに合併しなければ援助はできないかもしれませんと、こういうふうにはっきり言われると、やはりこの産業、なかなか県の応援を得なければできない観光産業でございますので、やはりここら辺は、これからは十分検討の中に入れていただっていくことかと思っております。

それで、やはり一番は、今お尋ねいたしましたとおり、この75億4,600万の人件費をいわゆる人口7万9,300人ほどで割ると、赤ちゃんを含めまして、1人10万円ずつみんな出しているのかなとか、こういうふう思うがと。それから、これだけの広大な地域をやっていく

には必要でしょうとかいろいろあると思うんです。ですが、まず新しく新市ができて、そのトップになった人はまず人員整理から始めていくんじゃないかと思います。

また、そこまでいかないまでも、もし2年後の合併ということになれば、職員の意気向上のためにも、今まではこの中で過ごしてきたんですが、これからは、俗に言う配置転換も考えなければならないわけでございます。もちろん、私どもの町だけで考えれば、この世代の人がいないから募集しよう、ここの者がいないから募集しようということになるわけですが、これが1市5町でいけば、あちらの人員をこちらに回せばいけるだろうと、これがやはり企業体質、いわゆる体質を強化していくための必要性であれば、当然やはり職員の皆さんもそこら辺のところは考えて、やはりその間に心得というものは必要だと思います。今までは、友好でつき合っていたところが、今度は同じ職場としてやっていくわけでございますから、これを働かれる職員の皆さんがどうとらえるか。

また、えっ、赤ん坊からここまで1人10万円も人件費負担しているのか、大変だなと、こんなふうにとるかは、今後の。ですから、そのためにシミュレーションをつくって適切な回答ができることが一番かと思いました。

実は、岐阜県の高山市は全国で面積が一番になった市だそうです。最大の市で、今までですと福島県のいわき市あたりが言われていたんですが、ここで、できましたことは、やはり何ていいましょうか、合併、これは吸収合併になるわけですけれども、2町7村で全職員がなりますと1,250人ぐらいになるそうです。それで、その1,250人をどうしたらスムーズにいけるかということで、何ていうんですか、土野守市長さんというのは、いろいろしたそうですね。早期退職対象を50歳から30歳以上に引き下げたり、いろいろいたしまして、それでやっぱり100人ぐらい、あと300人ぐらいを削減する目標を立てたそうです。

ちなみに、今、私もちょっと調べてまいりましたんですが、伊東市が人口が現在7万5,751人で、このうち558人は外国人の登録が入っているそうです。職員が818名で、先ほど細かく教えてくださったんですが、2人ほど今期をもってやめるんで816人、これはどうでもいいんですけども、やはり1,140人の職員から比べると約300人の減、そして人口的にも7万5,000と7万9,000ですから、3,500人ぐらいの差でございますと、やはり、なれば、今度は広大な地域をどうするか、いろいろとそれなりな判断を求められるかと思います。ですから、シミュレーションというのはいろいろな場面を想定して、いろいろにつくっていただいて、士気の落ちることのないように、そして、新しくなったらばりばりとやっていただいて、できれば人口増加していただければ、こういうものはクリアできるわけです。残念ながら

ら、人口については難しいかな、こういう問題を抱えているかと思いますが、ここら辺をひとつお含みくださいませ、今後の材料にさせていただけたらと思います。

そして、私が最大に申し上げたいのは名前なんです。一説によりますと、下田市と5町ですと、やはり下田市的な考え方が多いように受けますが、それは大きな間違いでして、下田市が観光都市でなければいいんです。例えば、愛知県の挙母市が豊田市になって、あのトヨタの世界的に知られるような名前になるんならいいんですが、両方とも、私どももそれぞれの温泉場が一生懸命名前をつくって売ってきたわけです。下田市もそれもやはり歴史の町である反面、やはり下田も温泉地として売ってきたわけです。これが、冠についたらどうなるかなというのは、御想定していただければすぐわかるかもしれません。やはり、NHKのテレビ放送なんていうのは、必ず市の名前ぐらいしか出ません。ですから、天下の奇祭どんつく祭りが行われました、下田市でと、こう書いたら、お客さんはどんなふうを考えられるでしょうか。

この合併について、新市名なんていうのは何十年か過ぎればそれは当たり前になります。それは確かです。古い話ではありますが、私は生まれが蒲田、東京は蒲田でございましたから、合併するとき大森区と蒲田区が一緒になって大田区になりました。町長の太田さんは点が入った太ですが、町名の大田区は点が入っていません。これは大森区と蒲田区が一緒になったからであります。こういう蛇足も加えておりますのは、皆さんに深く理解をしていただかないと、こういうものはなかなか、何ていいましょうか、浸透するには、実は私もその道では苦労しましたが、この町を名前を一生懸命売り込んでいただきました。今は亡き方々を含めまして、すべての方はやはり観光地として売るために最大の努力をなされたと思います。ですから、観光地としての名前はやはりこの1市5町でもし一緒になるなら、関係なくした方がよろしいかと、このように思っております。

先般、静岡県全部の旅館組合の事務局の会議がありまして、その席でちょっと伺ったんです。伊豆市は御存じのとおり、土肥町と修善寺町と天城湯ヶ島町を合併しております。これがもし修善寺が歴史の町だったというんで、修善寺市になっていたら、修善寺市土肥とあったらお客さんまず修善寺に行きます。土肥はどこですかと、一山向こうですと、こういうふうにならなくちゃならないわけです。そこで、伊豆市というのをつけまして、伊豆市というのはなと思ったんですが、やはり悩みを伺いましたら、伊豆という名前で、やはり伊豆のことを大変多く聞かれてしまうそうです。これは、なかなかネーミングというのは難しいなとつくづく思いました。現に、私どもの観光協会、東伊豆町の観光協会あたりで聞きますと、

伊豆高原に新しい施設ができると必ず私どもの町の観光協会へ電話番号なんか聞いてくるそうです。いわゆる対外的なところから見た方にすれば、伊豆という名前がついているから、東伊豆町の方へ聞けばいいんじゃないかなと、伊東市と思わずに来るわけでございます。これは、やはり時代の流れからそのようになってきたかと思います。

やはり、町の売り込みについては、かつては東京の奥座敷と言われた熱海も今はマンションが林立して東京のベットタウンと、こうなっちゃいますと、やはり最後に残されているこの私どもの町は観光で生きるためにも、そして首都圏やその他の方を含めて、最大の憩いの町かなと、こういうふうに思っておりますので、シミュレーションしますときには、ぜひここら付近も考慮に入れていただいて、今後の糧にしていきたいと、このように思っております。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 西村議員の合併に対するのは大変わかります。私も2回湯布院に行きまして、やっぱり観光地の対する合併、大変難しいことを聞きましたもので、今回補正で湯布院の人に来ていただきまして、観光地に対する合併、これをちょっと町民とか、また関係者に講演願いたいと願っていただきたいと思っておりますもので、観光地に対する合併の難しさ、これは皆さん、またわかってくれるものと思っております。

地名に関しましては、いろいろありまして、我々がある程度地名に関与できれば、それはそれなりにやれますけれども、先ほど壇上で言ったようにやっぱり名称の公募をして、そして選考委員会を設けて、それから決定するというところでありますから、果たして例えばこの1市5町で仮に合併したとしても、この東伊豆町が望む名前、こういうふうになるかということは、はっきりここで断定できませんが、その方向、なるべく東伊豆町が望んでいるような方向で、もし1市5町でやる場合は、その方向で進んでいきたいなと思っておりますもので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（定居利子君） 3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） ありがとうございます。

ですから、先ほども申し上げましたとおり、やはりさらりとすべての温泉場の名前の上へ冠をつけずに、冠は別なものをつけて、下についていれば、その町はどっちだ、あっちだ、こういうふうになるわけでございますので、そこらあたりがちょっと申し上げたかった一つでございます。

それから、今回は町長もやはり新聞紙上でありますとおり、別な選択もいろいろ考えておられますようでございますから、これが、どうしても県でこうしなければこうだと、大なたを振られればそれなりのものを考えなくちゃいけませんし、県が譲歩される場合があるかもしれないし、いろいろこれからの推移を見守らせていただきますが、いずれにしましても、合併するときに、私はこれが最後になります。この中に申し上げてはおりませんでしたけれども、夕張市の例ではございませんけれども、表立った借金と決算のために浄化して、ついついあれだけの借金ができたという町、再建団体になるようなことのないように、今後、これだけは、もう一つ加えてお願いしておきたかった問題でございますので、こちらの事前の質問の中に入れてございませんでしたけれども、やはりこの各市町村のいわゆる借財につきましては、徹底的に洗って、それこそ県にこれだけしか私もありませんと全部出して、それ以上があったら、その町の中の住民が負担するぐらいのお気持ちで臨まれるようちょっと一言お願いして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 合併に対して、私はいろいろなパターンを考えておりますが、相手方があることでありますもんで、それにとっていくかどうかまだわかりません。その中で、町をあずかる者といたしまして、住民が一番幸せ、最良の合併、これをやるのが私の努めだと考えております。それが、仮に県が示している1市5町、これに反したといたしましても、町民がそれに対して納得、またはそれが最良の東伊豆町の道だと考えれば、それに沿っていかなければならないと私は考えております。その中で、ある程度県に対する方向が違えば、相当な締めつけが来ると思いますがもんで、それは一般町民に対して、これだけのまた負担が増えます、負担増になりますよ、それこそ全部一応公開、提示いたしまして、それでもいいよといったらば、首長としては、その方向に進むのが私の努めだと思いますもんで、その辺は理解お願いしたいと思えます。

議長（定居利子君） 以上で、3番、西村弘佐さんの一般質問を終結いたします。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時10分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ再開いたします。

山 田 直 志 君

議長（定居利子君） 次に、13番、山田直志さんより掲示板の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

次に、13番、山田直志さんの第1問、風力発電についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 通告に基づきまして、一般質問を行いますが、各問ごとに行いたいと思いますので、よろしく願いをします。

まず、第1問、風力発電について質問をいたします。

環境影響調査などが進み町民にその計画が明らかになり、2つの風力発電について、賛否の声が聞かれる状況となってきました。それぞれに町の将来を考えながら、意見が出されていると私は感じております。町及び町長は基本的には風力発電を推進というふうに進んできたというふうに思っております。そういう点から、3点について、その状況と考えについて伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、三筋山の風力発電に関して、町長は9月の定例会において、水源・湿原の影響におきましては、県教育委員会と文化財審議会に合同で調査してもらっている段階にあるというふうな答弁がされております。この県と文化財審議会の合同調査というものの進捗状況というのは、どういうふうな状況になっているのか、まず伺うところであります。

2つ目に検討委員会の設置についてであります。

これは2カ所の風力発電それぞれについてであります。補助金の申請や決定がなされる形で計画が進んでいます。一方、町民の中には最近までこうした状況を全く知らなかったという人も少なくありません。特に、2地区の計画地近隣で生活する人たちにとっては、十分な説明などないまま計画が進んでいる状況にあります。近隣の利害関係住民は大変な怒りと不安を持っているのが状況ではないかと思えます。2つの事業がこのまま進むにしても、合理的な理由からやめるにしても、一方的な考えの押しつけでなく、話し合いが持たれ、それ

ぞれの問題が同じ土俵で話し合われて、結果としてそれが進む、また、それが中止になるということが今後の問題としては、必要だろうというふうに思うんです。

現在、2つの風力発電事業の計画については、多少経過は異なりますけれども、補助金等で義務づけられた環境影響調査報告書案を縦覧をして、これをもとにさまざまな意見等を聴取し、調整をして、環境影響調査報告書を作成する段階にあるというふうに私は考えております。こういう段階で、公平な話し合いと専門的な知識に裏づけられた議論が不可欠であって、三筋山計画では鳥類の調査には有識者会議が設けられたというふうにこの間の説明会では説明がされましたけれども、三筋山の風力発電計画全体の問題では水源・湿原、また奈良本天目の計画でも、鳥類や環境に対して同様の検討委員会の設置が、これは不可欠の問題だろうというふうに私は考えていますが、この点について、お考えを伺いたいと思います。

3点目は、角度を少し変えまして、この風力発電が地球温暖化ということで取り組むということで、町も推進をしていると、こういう中で、町では風力発電からの売電益を利用して、太陽光発電について補助金を出してきたと、こういう経過があります。

しかし、本質的には温暖化対策というのは、いろいろな意味での生活をやっぱり見直していかなきゃいけないと、もっと言うならば、企業レベルでの温暖化対策だけでなく、やっぱり国民の生活レベルでの温暖化対策というのも、これは必要な問題だというふうに思うんですね。例えば、県のホームページなんかを見ますと、身近に利用できる問題としては、太陽熱の利用システム導入に対する補助金、こういうものについて、県内の市町村でも取り組みをされていますね。世界的に見れば風力発電も大きな風車を建てるという方向じゃなくて、世帯、個人個人が対応するという方向もあるわけで、環境問題だと、地球温暖化問題だというこの観点で一、二の風力発電の計画をすれば、温暖化対策に取り組んでいるということにはやっぱりならないわけで、全体的な排出量見直し、また我々の生活をやっぱりもう少しむだを見直さなきゃならない、またそういう中で、個人個人できるところでの取り組みというのはやっぱりあって、そういう意味では一番太陽熱利用等々、これは経費も太陽光発電とは違って、大分安くできるというふうなものも含めたら、こういう面も含めて、もっと町としては検討を、考えるものがたくさんあるんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがですか。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 山田議員の第1問の風力発電についてにお答えいたします。

まず、1点目の県と文化財保護審議会の合同調査の進捗状況はについてお答えいたします。

細野高原に位置する湿原につきましては、去る11月22日に事業者により町文化財保護審議会に対し、湿原調査に関する基本的な方法等の説明がなされました。また、12月4日には、県文化財保護審議会の現地調査が実施され、町の文化財保護審議会も委員長等が立ち会ったとの報告を受けております。

今後、県より具体的な調査手法についての理解が得られましたなら、実際に現地でのボーリング調査等に移行する予定とのことであります。

次に、2点目の環境影響調査報告等について専門家及び有識者から構成された検討会を設置すべきではについてお答えいたします。

三筋山周辺の環境影響調査につきましては、調査の方法書案の段階より、猛禽類・保全植物学・野生鳥獣管理学・植生管理学・自然保護等の専門家である大学教授等の指導を仰ぎ、また、県の自然保護室から調査方法及び結果について、御指導いただき実施したものとあります。

評価書案を縦覧に供した結果、追加での調査が必要ではないかという御指摘をいただいた事項につきましては、その後、追加調査を実施中であるなど、その取り組みには十分評価に値するものと考えております。

また、風力発電所については、現在環境影響評価法の対象外であることなどを勘案いたしますと、現時点では町が独自に検討会を設置する考えはございませんが、今後、調査内容について、さらに御意見をいただいた場合につきましては、その都度検討したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の太陽熱利用システム導入に対する補助制度の創設をについてお答えいたします。

御質問の太陽熱利用システムにつきましては効率もよく、発電システムと比較して安価なことから、費用対効果が高いすぐれたものであると理解しておりますが、現在まで町民の方からの補助制度についての問い合わせや要望が皆無であったため、現在は補助の対象となっておりません。

なお、既に御案内のとおり、当町では平成17年度より3年間の期限を設けて太陽光発電システムの設置について、補助制度を実施しているところであり、この制度が来年度をもちまして終了いたしますことから、平成20年度以降、太陽熱利用システムに対する補助制度の創

設について前向きに検討していきたいと考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、まず、これは、僕の答弁に対して県や文化財審議会で調査ということについて、答弁されたわけじゃないですけども、僕は本当にそれでいいのかと。県や文化財審議会の方々がそれだけの責任を負ってちゃんとできるのかということについては、大いに疑問があります。大いに疑問があります。はっきり言って、ここに持ってきてありますけれども、これは中山1号湿原です。今、どうなっているか、ここが、見てわかると思います。町長のお手元には写真がありますから。ここは、さくをつくってありますけれども、前はなかったんですね。なかったんです。平成3年にグリーンロードネットワークなる事業をもって、このところを切り刻んで、遊歩道をつくって手すりをつくったんです。結果、どうなったかと、ここから雨が来るたびに土砂が湿原に入り込んで、その湿原地の土砂にススキが生育するという状況まで侵食されたんですよ、湿原が。このとき、忘れもしませんけれども、当時の石原町長は文化財審議会からこの整備をしてくれと要望があって、文化財の人、また大学の先生やそういう人にも声をかけてこれをやるんだと。僕が質問したときに、あんに今さらこんなこと、横の連携とれなんていうことを言われる筋合いはないと、そこまで言ったんですよ。

これは、本当に町民の皆さんに水源や湿原が安全かどうかというものをやっぱりやる上では、町長はさっきから言っているように推進しているんですよ。県も推進なんですよ。そういう機関の人間が来て、本当にこの事業に対してだめなことをだめだということがちゃんとできるのかと。まして、それを事業者のサイドでやっていたら、この問題が本当に信用できるのかと。この1カ月の新聞紙上で東電が水力ダムや原子力発電所の報告を改ざんをしていたりという事実が幾らも出てきていますよ。東電だから信用できるのかと、そうだとするならば、もっとやっぱりニュートラルな検討会というものを設けて、そこでちゃんとした結果を得ないといけないのではないですかね。県の文化財だって、少なくとも石原さんはそう言ってやったかどうかは知りませんが、県の方と相談をしてやるんだ、大学の先生に来てもらってやるんだと言ってこうやって、今、中山の1号と2号の湿原というものは、本当にむごい状況ですよ。これはもう逆に、これはこれとして、保護保全が必要な状況です。それをやっぱり放置していたという点でいえば、教育委員会もどうなのかと。今、風力の問題が出てきて、改めて注目を浴びる状況になったんだけれども、やっぱり15年来ぐらいこうい

う状況になってきたんです。これ、もう間違いなくグリーンロードネットワーク事業で観光施設の関連で工事をやった結果がこうなっているんですよ。

ですから、これはさっき言ったように、私は公平な形のものが必要だと。もし、文化財審議会にその当時からちゃんとした専門知識と良識があるんだったら、こういう工事は恐らくやらなかったと思いますよ。これ一つとって、県と文化財審議会のやっぱり調査では、私は町民としたら安心はできないし納得できない、まして業者主導であっては、絶対安心ならないと、これはやっぱり肝に据えてやってもらいたいと思いますね。

2つ目に、検討会はなぜ必要かという問題なんですけれども、町長は行政報告の中で、この風力発電について、法令等に遵守してやっていただくと、そのように指導すると、これは非常に大事なことですよ。既に、熱川天目の風力発電事業でも、次々と資源エネルギー庁やNEDOのマニュアルから外れたことが起きているわけですね。

町長、まず1点目は、これは5日の日にわかったことで、お手元に、町長のところにはありますけれども、経済産業省資源エネルギー庁のエネルギー対策課がつくっているこれは補助金の業者の公募説明資料、いわゆる補助金の申込書ですよ。その中に地元の調整、実施の状況という項目があります。ここに何て書いてあるかという、この申込書の中では、環境影響調査に基づき調査、予測、評価、対策を行い関係機関、関係専門家、地域住民等と協議、調整を実施すること、また、環境影響調査報告書及び協議結果を提出することと、こういうことが補助金を申請する段階で必要なだと、経済産業省でそういうことを言っているんですよ。

しかし、この間の説明会ではもう既に町や区長から同意書もらったから、何を言っているんだと、こういうことだったですね、説明業者は。その後、区長は何か撤回したとかしないとかというふうなことを言われていますけれども、どうも調査をするということについては、同意したけれども、建てる場所までは同意してなかったとか、いろいろそれは中身があるようですよ。しかし、この調査にしても、調査報告書にしても、ちゃんと住民に説明をしないと。これも、町長、後ろのところに環境影響評価マニュアルというのがあって、その次に、31ページと書いてあるやつがお手元にありますけれども、アセスメントについて、アセスメントの方法書、調査報告書案、報告書、それぞれの段階で縦覧をして意見を求めるという形になっていますよね。その中で、調査報告書について言えば、地域への情報提供の方法ということは具体的に書いてあるじゃないですか。関係市町村の協力を得て、関係市町村の広報または広報紙に掲載すること、地方新聞へ掲載すること、これ、調べてみると、こ

れ、奈良本天目も三筋山も町の広報紙にはあるんです。小さくあるんです。それはやってある。ただ、伊豆新聞等、静岡新聞とか調べてみまして、業者がそういうことを地域の方々に知らせようということで、広告やそういうものをやっているかといったら、一切やってないじゃないですか。こういうところをちゃんと指導するということは、今、非常に大事なポイントだと。

2つ目に、奈良本天目の業者は、ここにアセスメントのフロー図がありますけれども、昨年の2月から3月にかけて、環境調査方法書の縦覧をしました。しかし、調査報告書案の縦覧をしないまま、この8月から9月に調査報告書の縦覧ということをして、申請をしたんですが、これは県や何かからも指導をされて、現実にまだ調査報告書じゃないと。報告書案の縦覧をしてないと、こういう業者の方の不手際というのが、相続いているわけですよ。

さらに言えば、奈良本天目の業者について言えば、この環境影響評価書案というものを私も見せてもらったんですが、その中で、これは県のレッドデータブックにも載っているようなオオタカやハヤブサがいるよと、しかし、影響は大したことないと、その一言でこういう問題を通り過ぎてているんですね。東電さんとこの問題は、はるかに問題の重要さ対応が違うんですよ。町長の手元には、県のレッドデータブックに基づいた対応策というのを書いてあると思うんですけども、ここにちょっと掲示してありますけれども、オオタカにしる、ハヤブサにしても、絶滅危惧種としての2類の対応がされていて、それについては、やっぱり事業としたら回避ないし軽減しなければならないということの対象の鳥類ですね。こういうことだってちゃんとやってないんですよ。これも、NEDOの環境影響評価マニュアルでいくと、こうした絶滅種が存在が発見された場合についてや巣営等を確認しなさいと、こういうことのマニュアルもあるんだけど、一切こういうことの確認はしてないですよ。3月に方法書を確認して、もう8月には調査報告書案というものをつくっている段階で、こういう点がやっぱり数々僕は不十分な点があるんだと思うんですよ。当然、近隣の皆さんとの説明、話し合いもこの間が初めてでした。

町長、どうなんでしょうか、やっぱり私はこういう問題でも、ちゃんと稲取では、東電さんはこうした絶滅危惧種の問題に対してちゃんとした対応もしているわけで、奈良本天目でも同様なことは必要だし、また近隣住民の皆さんの環境問題について、しかしこの間の説明会でもそう、稲取でもそうでしたよ。あの業者の報告書を見て、報告をされて、それが正しいか正しくないかわからないんですよ、やっぱり、これは、僕らも聞いていても。やっぱり住民の皆さんが本当に納得できるような形というものの中で、ちゃんと資料も出していただ

いて、住民の皆さんがちゃんと専門家や何かも入れてわかる形で対等の立場で話し合いというものがなければ、問題の解決はできないと思うんですよ。ぜひ、これはそういう形のものを奈良本天目でも必要だし、三筋山の問題で言えば、特にこの水源・湿原の問題では、独自の体制でやらなければ業者に県や文化財審議会をおっつけて、どうしたらいいですかということだけでは、町長と県が推進をしている中では、反対している人間、それに疑念を持っている人間はやっぱり納得できない。

それは、過去のこういう湿原がこのような状況になったという私は経験から、真剣にこの問題を考えていただきたいと。今、私は町長によせとか、やれとかということをお求めはしません。ちゃんとやっぱり話し合いができる、どういう結果が出てもお互いが事業者も町民も納得できるような形というものに形をつくっていかなければ、いつまでも話し合いのないまま、この方向がいつてしまうんじゃないかなと。もし、奈良本天目みたいに区長さんが同意書を撤回したということだったら、町も一緒に業者じゃなくて、資源エネルギー庁に同意の撤回なり一時保留をして、こうした調査や話し合いがちゃんと進むまでは、その同意については、取り戻すぐらいの対応をした方が私はいいんじゃないかというふうに考えますので、ぜひそういう点をいろいろな意見が出た中では、やっぱりそういう対応も私は必要だと思いますね。ぜひ、町長の御判断をいただきたいと思います。

太陽熱の問題については、私も実は家では太陽熱利用は一応やっています。言われるように、うちの場合も大体半年は灯油は一切タンクに補充しません。一応毎日毎日ふろに入るわけですけども、大分灯油代は浮かせてCO₂は出してないよなどと自分では思いながらふろに入るんですけども、ほかに県内でも浜松や掛川等々やっていますが、大体1世帯2万円か3万円ぐらいの補助制度でやっているような状況ですし、今、35万円の補助をして、太陽光発電のやつをやれる人ばかりじゃないですから、本当に気持ちがあっても、太陽光発電300万も400万もかけてなかなかできない事業で、みんながやっぱりできるところからやっていくというのは、これからの基本だと思うし、企画課あたりは、そういうことをもっとやっぱり考えていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 山田議員、風力に対するいろいろの考えあります。先ほど八代議員に言ったように、やっぱり守るべきルールは守ってほしいと思います。はっきり言いまして、12月5日に奈良本区でやった会合、そして12月7日やった会合、12月5日の会合はあくまでも三井分譲地の方がそういう事業説明をしてほしい、そういったから開いたんですよ。そう

いう中で、四、五分しかやらない中で、もうその会合が紛糾してしまって、本当に聞きたい人が聞けなかった、これは町としてはまことに遺憾に思います。

そして、また唯一反対することは、風力を見直してほしい、そういうことは結構です。やっぱり先ほど言ったように最低限のルールは、これは守っていただきたいと思います。その中で、湿原に対して県、町、信用できない、これは町はいいですよ、県に対してその言い方は大変失礼だと思います。その点はちょっと撤回していただきたいと思います。

町といたしましては、やっぱり県、町、これを信用する、そんなやましいことはありませんよ、はっきり言いまして、そんな手を加えるとか、そういうことはまことに遺憾だと思いますもんで、今後も県にはお願いしていきたいと考えております。

天目におきましては、先ほど言いましたように、本当に、実際に、事実をやっぱり三井の分譲地の人に説明したい、これはもう町の考えなんです。二、三日前にも住民代表が来ましたもんで、その情報開示、これを求めましたもんで、これは町としても積極的にやりますし、そして、企業に対しましても、住民、三井の分譲地の人たちは真摯に受けとめて、その話し合いをしてくれということ、もう町としては要求して、事業者に言いました。確かに、山田議員が言うように、この天目に対する事業者、いろいろちょっと我々もうーんというふうに首をかしげる点もありますけれども、その中で町といたしましては、企業に対して、できるだけトラブルがないような方向で、この事業を進めていってくれと、そういうことは言っております。そういう中で、今後のこの企業の事業の見直しですか、そういうことをまたいろいろ皆さんが相談しながら、町といたしましては、やっぱり何度も言っていますように、地域住民との合意、これは絶対ある程度話し合いは必要です。ここで、100%風力に対してのゴーサイン、これは多分ないと思うんですよね。そういう中で、半分以上の人がゴーサインを出せば町といたしましては、9月に説明いたしました高山晃一の道路が解決できる。これも、奈良本も多分同意だと思うんです。その道路が解決できること、そして八代議員に言ったように、やっぱりエコ、地球温暖化のことで、町としてはこの事業に対しても進めていきたいな、そういう考えでございます。

3点目の太陽熱利用、これは山田議員が言ったように、本当にこれは今後のエコとして、非常に有効だと思うので、これは積極的に進めていきたいと考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、県がって、本当に、でも実際に時の石原町長が、県や大学の

偉い先生、地下水の権威まで呼んできて指導を受けてやってこのていたらくなんです。文化財審議会の助言等もいただいてこのていたらくなんです。本当に水や湿原に対して、どうだといったら、本当にそれだけの人材をもってやらなければ申しわけないけれども、この間、業者は水源については、水道課の指導をいただいておりますと、これで、水源が守れると思いますか。申しわけないけれども、事業としてはいいでしょう。水源を守るということに対して、水道課の職員の中にそんな専門家がいるとは私は思えませんよ。こういう説明じゃ納得はやっぱりできないんですよ。

私はさっき言ったように天目の問題については、町長の言う点もわかるんですけども、やっぱり同意のとり方から、いずれにしても、経済産業省資源エネルギー庁の申請やまたNEDOがつくっている風力発電のマニュアル、これ、義務づけられているんですね、業者としたり、補助金をもらう上では。これが、ちゃんとできないということは、やっぱり問題な業者だというふうに思うんですよ。

もう一つの問題は、どうも我々もボタンを掛け違えてきたのかなと、この質問を考えながら思ったのは、風力の窓口が企画調整課でいいのかなと。やっぱり景観や自然問題等々で、アセスメントの問題、町としての接点というのは、かなり土地利用とか、そちらの方向が結局強いんですよ。確かに、企画調整課としたら、今持っているやつをやって推進していくところなんですけれども、でも、町が民間事業としてやっているものについて、どうそれとかがわかっていくかということ、やっぱりさっき出てきたように土地利用とか、個別のいろいろな問題になっているわけじゃないですか。こういうやっぱりマニュアル、環境影響調査等のマニュアル、そういうものをチェックする、審査する、町としてはそういう機能を果たせるセクションというのは、企画調整課ではなくて、やっぱり今は建設産業課の方の都市計画の部分の方を窓口にするということの方が適切ではなかったかなと、なかったかなと、私もちょっと自問自答しています。今までそれを認めてきたという点もやっぱりちょっと問題だったなという感じも私はちょっと持っていますけれども、窓口として、そうしなければ、町民の皆さんが心配しているような町民の皆さんの住環境、また水源や湿原や一定の自然というものの調和というものがしっかりと指導できないですね。これは、やっぱり考えていく問題だと思うし。

奈良本の問題というのは、町長、ぜひ同意等々の問題を含めて、一時棚上げをして、ちゃんと話し合いをすると。必要な調査について、ちゃんとやるように確認されているんだから、ハヤブサにしるオオタカにしても、これだって法律ですから、絶滅危惧種について、ちゃん

と巢営を確認して、必要な保護策をとると、これはもう、ある面土地の所有者、事業をしようとする人間は、それをやるのは法的にも最低必要なことなんですから、ちゃんとそういうことをやるということにならなければいけないと思いますね。

水源・湿原の関係は、これは特に稲取の問題ですけれども、町長、下の方に図面を張ったんですけれども、僕は稲取の計画、この間聞いていて、大峰の4基は何か要らないんじゃないですかね、一番、端的に言うと。あれがあるために水源や湿原のところにわざわざ道路が入ってしまう、また、近隣の住民の皆さんにも大きな被害が出てしまう、一番なぜあの計画が問題になるのかなと思ったときに、あの4基が一番やっぱりがんのような気がしまして、これはまだ事業が進展しないというんだったら、そういうところは、この際見直すなんていうのも、あるんだろうなというふうな感じをしています。

町長、賛成の皆さん、中にはこれを観光資源になんていう意見もあるし、先ほど来、出てるように税金、税源としても確保したいねというやっぱり考え方があったりするということは、よく理解できることでもあります。ただ、私は2日間、お邪魔虫で説明会には行ってきましたけれども、共通していたことは、私を感じたことは何かなという、確かに昔から住んでいる人間からすると、何だおまえら別荘へ来た人間だ、おまえら勝手にそういうところに住んでるやという見方を言う人もいるけれども、今の時代は逆だと思っんですよ。今、日本中が団塊の世代が退職するということで、日本中こっちへ来ててください、あっちへ来ててくださいということで、今、全国の町村が退職する団塊の世代を呼び寄せているじゃないですか。逆に言えば、東伊豆町にはそういうある面、先進な方々がいらっしゃっているわけですね。三井大林の別荘にもいるし、京王のマンションにもいるし、細野高原にもいらっしゃるんですね。環境がいいということで来てくれているわけですね。

三井大林の問題だって、まだあいている土地はいっぱいあって、当然業者が話して、これ、個人の方々がそういう環境がよければ来ようということはあるでしょうし、奈良本の場合はマンションが大分あいていまして、今、どんどん売りに出て、当時は3,000万、5,000万なんていうマンションが1,000万円たかだかで買えるんだと、こういう時代になってきて、東伊豆町はもう土地を造成をしなくても、何をしなくたって、環境がいいと思ってくれたら、来てもらえる、住む場所は幾らでもあるんですよ。そういうこともやっぱり考えてみると、本当にその風車ができるということ、風力発電やるということと、今、別荘、三井大林に永住された方々の利益と町の利益というのは、一緒じゃないかなと、そういうことを考える必要があると思っんですね。

稲取の問題は、やっぱりあの大峰の問題は、パラグライダーにとってはなかなかやっかいな代物のようだし、僕はやらないからわからないんだけど、どうもゴルフをやる人たちには、ティーグラウンドをやる、パットをするグリーンの上で、ぐるぐる回っているものが見えたりとか、いろいろするというのは余り好ましい環境ではないそうですね、やらないからわからないんですよ。やらないからわからない、ただそうだろうなと思うところもあるんですよ。だから、これもやっぱり合併と同じで、メリットのお金になるという部分だけじゃなくて、東伊豆町がそうやってよその人が今永住してきたり、観光客として来遊をしている、そういう人たちから見たときに、この風力発電というものが、東伊豆町にとって本当に地球温暖化に協力をして、町に来たくなるようなメリットを生み出すかどうかという面では、もう少し広い目で、この問題をやっぱり考えていくということは、私は大事なことだと思っています。今すぐ町長にこれをやめろということを行うつもりはありませんが、しかし、それだけのことをもっと考えて対応をしていかなければ、そこでやっぱり営みをしている地元の住民の方々にとってみれば、耐えがたい苦痛でもありますから、そういう問題について、やっぱり先ほど来の対応をちゃんとしていただきたいなということをお願いしたいと思うので、ぜひその2つの問題について、それぞれの計画について、町長のお考え、最後、お願いします。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） まず、1点目の水源の問題、これは水道課だけの判断、もし東電さんがそういう考えというならば、これは、はっきり言ってそれではまずいということをはっきり言います。水道課だけの意見で水源のことを取り扱ってもらっては困る、これははっきり言います。

2点目の風力の窓口、これは企画課から建設課、それは一つの提言として受けとめますけれども、この風力に関しましては、基本的には土地利用委員会にかけなくてもいいんですよ。その中で、企業者からなぜ土地利用委員会をかけるんだということは言ってきました。しかしながら、町といたしましては、ある程度慎重にやりたいということで、特別に土地利用委員会をかけたことでありまして、これは、事業者は大変憤慨に思っていることだけは皆さん考えておいてください。やっぱり町といたしましては、町民に不利益になるようなことはしたくないということで、この土地利用委員会を設けました。だから、その中で、企画課から建設課、これ、またちょっと検討させていただきたいと思います。

奈良本区におきますこの事業、本当にこの企業者に対しては、我々もちょっと首をかしげ

るところがありますけれども、町民と全面的に話し合いをして、オオタカ、こういうことも絶対クリアしなければならないということは、再度申し合わせるつもりであります。棚上げまでは今のところは考えておりません。これだけははっきり言うておきます。棚上げは考えていない。ただ、その中で真摯に住民説明を開いて、個々にも説明にどんどん行き、そして今、山田議員が指摘されましたオオタカ、いろいろな面もクリアするようなことは、町としては進言していくつもりでございます。

さらに、別荘地の方がちょっと山田議員が2会場で感じたことと人種的にちょっと違うんじゃないかと、仮にそう考えたとしたら、まことに遺憾でありまして、やっぱり別荘地の人でも東伊豆町民でありますから、その点は隔たりなく町としてはやっていきたいと思っております。企業者に対してもその別荘地の方、さらには細野高原に住んでいる方には、ちゃんと説明しなさいよということは、口頭では申し上げております。

さらに、稲取の問題、これは一つの提言といたしまして、また企業者の方へ伝えていくかどうかわかりませんが、こういう意見もありましたよということで、また企業者の方で考えることではないかと思っております。

以上でございます。

議長（定居利子君） 次に、第2問、道路問題についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 第2問、道路問題について質問をいたします。

東海沖地震がいつ来るかということについては、わかりませんが、この東伊豆町のこの間の歴史を見ましても、昭和50年代、60年代というのは、数多くの地震の被害を受けてきました。

しかし、平成になってからというのは、平成7年の伊東沖の群発地震を最後にここ10年来大きな活動、被害というのがなく平静を保っている状況にあるのかなというふうに感じていますが、県の防災局に言えば、この平静が一番危ないという認識が必要なんだなというふうに感じております。

そこで、幾つか聞きたいことがあったんですけども、やっぱり時間の問題もありまして、3点について、絞って質問をしたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、入谷天城線から町立体育センターまでの未整備、未計画区間についてです。この区間というのは、当初は農協の冷風貯蔵庫から入谷天城線、見高エリア

を通り、河津町田中へと農免農道ということで、当初は整備をされるような計画の一部だったというふうに思います。この道路も、その後事業の見直し等々によって、全区間が実施というものができないまま計画は、入谷天城線から見高入谷、それから国道135号線、現在旧料金所跡のところへと整備計画というのが変わっていったと、こういう状況があるんですが、この計画も来年度中には、もう料金所のところをちゃんと135号線に接続すると、こういう状況になってきますと、これはやっぱり次の段階として、河津の方ではやってくれるかどうかというのはあるんですけども、桜井町長も多少存じ上げて、まだ記憶にありましたけれども、見高入谷から田中への道路整備、また、そうしたときに東伊豆町の側としては、入谷天城線から体育センターの間、どうするのかと。これは、やっぱり当時災害をたびたび受けた東伊豆町としては、海岸線を走る135号線のやっぱり裏道として、山間地域に災害に強い道路を入れようと、当時は観光の渋滞解消も含めて抜け道にもなったらいいなというふうな思いがあって、農業補助金ですけども、事業整備を行ったと。今、ここがそのまま手つかずの状況になっていて、その先は湯ヶ岡赤川線等々は進捗は遅いけれども、計画の俎上に乗かっていると。この区間だけが、いわば未計画の状況にあるという状況でないかなというふうに思います。この辺についての町のお考えを伺いたいと思います。

2点目ですが、これは通告では2点目に奈良本太田線が入っておりますので、奈良本太田線等を質問します。

経過を申し上げる必要がないわけですけども、補助金をもらったの事業は中止をしました。しかし、町長、先ほど来言っているように統合幼稚園をやるという状況ですが、特に、図書館から行った場合のクランク部分、見通しも悪いし非常に狭隘だということで、今後もやっぱり渋滞、また事故等々の危険性が一番増す道路ですけども、このことについての町長のお考えというのが、統合幼稚園の問題に触れられればするんですけども、この点が触れられないもんですから、ぜひお考えを伺っておきたいと思います。

3点目に災害協定についてなんですが、特に霊友会との問題です。今まで、こういう問題については、何かスカイラインの南進があるから、あえてやらないでおこうというふうな暗黙のものがあったような気がするんですが、やっぱり万が一被災したときには、河津町との間では、まだそれでも細い道が、入谷から見高入谷、河津田中へとは続いているんです。

しかし、お隣の伊東市との接続ということになると、135号線・旧135号線、非常に隣接をしています。また、非常に急傾斜な斜面に建っていると、被害のやっぱり危険性というものは、ぬぐえないわけで、そういう点では、私も昨年、この南進問題のときに初めて通らせて

いただいたんですけれども、霊友会敷地内を通過して伊東へ抜けると、それは可能なわけですね。ただ、これはやっぱり他人の敷地を通過するという問題だと思うんですけれども、しかし、災害の起きたときに、暗黙の了解でなくちゃんと協定を結んで使えるようにしておく。また、町としても、そこが使えるということであれば、幹線路として確保するというのもちゃんと位置づけられるわけで、そういう面では南進の問題があるからやらないんじゃないかと、南進もあるけれども、今の状況では5年先どころか10年、20年先わからないわけで、その間のやっぱり地震ということを考えると、こうしたことを結んで、あそこも町道から霊友会の本殿等がある敷地までかなり距離もあります。こういうところのやっぱり安全な確保というのも十分リスクというか、町の負うものもあるかと思うんですけれども、やっぱりこれは必要でないかなというふうに私、思いますので、ぜひお考えをお聞かせください。

議長（定居利子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 山田直志議員の第2問の道路問題についての第1点目、現在の農免道路計画が終了するに当たり、入谷天城線から体育センターまでの未整備間をどのようにしますかについてお答えいたします。

経過から説明させていただきますと、農免農道整備事業「稲取見高地区」につきましては、東伊豆町、河津町の広域で、農産物の流通経路の確保と経営の合理化及び農村環境の整備を図ることを目的とし、平成元年度から両町を結ぶ基幹的な農道整備事業としてスタートしました。第1期、第2期、第3期地区が完了し、入谷第6出荷場の下で町道入谷天城線に接続し部分供用をしております。現在、第4期地区が施行中で河津見高側も国道入り口付近を工事中で平成20年度に完了する予定となります。

御質問の未整備区間である入谷第6出荷場付近から体育センターまでの約2.8キロにつきましては、受益者及び受益面積等が採択条件に合わないため、農免農道整備事業としての事業執行は不可能になりました。現在、賀茂農林事務所とこの計画にかかわる事業の可能性について協議をしておるところでございます。

町といたしましては、地域活性化を目指した幹線道路としてのルートを調査研究し、町の財政負担も軽減できる事業として採択できるよう関係機関に指導願い、実現の方向に向けてその対応を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の幼稚園建設に伴い渋滞等が予想される奈良本太田線の一部改良、とりわけ

クランク部分の改良は早急な対応が必要ではないかについてお答えいたします。

町では熱川幼稚園、双葉幼稚園の統合に伴い、現在熱川小学校西側に統合幼稚園の建設を計画しており、平成19年度中に完成し、平成20年4月に開園の予定であります。

これに伴い白田、片瀬地区より多くの園児が通園バスや父兄の方々の送迎により通うことが予測されます。

町道太田線は前町長のときに一部新設、一部町道の拡幅で計画されましたが、一部を除き計画中止となったことは御案内のとおりであります。

現在の町道太田線は、今後も幼稚園、小学校、中学校の子供たちを送迎する父兄の車、幼稚園開園後に送迎用として計画されております送迎用マイクロバス等の車両が多数通行することが予測されます。

また、この道路は大型車両、普通車等が交互交通するには非常に狭く、危険であります。

特に、クランク部分については曲がり角が直角で、運転が非常に難しい道路であり、また、徒歩で通学、通園している中学生、小学生、幼稚園児も多く、歩道部分がないことから、改良は必要と考えております。

今後、地権者と協議し、協力していただけるならば、当該路線の改良、拡幅について検討したいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

次に、3点目、被災時の交通路確保として霊友会との協定を結ぶ考えはにお答えいたします。

被災時の被害内容によって、行政はあらゆる対応を図らなければならないことは認識しておりますし、優先的には人命救助、負傷者の救護、ライフラインの復旧が考えられます。道路についてもライフラインの復旧の中で重要であり、国道135号、町道湯ノ沢草崎線の被災により、当町も孤立することが想定されることから、霊友会敷地内から当町に侵入可能な道路は重要であることは議員と考えを同じとするところでございます。

伊豆スカイラインの南進の視点とは異なり、防災担当から、過去、「当該道路の有事の際の活用について」打診したところ、感触的には協力について「好印象を得た」とのことを伺いましたので、協力が得られれば、正式に協定を締結する方向で検討していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、まず、農免農道といいますが、延長の問題なんですけれども、

総括をすると、僕、こう見てくると本当は両方、対象、町境から両方こう来る予定だったんですね。だけど、どういうわけだか隣の人に上手に巻かれちゃって、結局入谷の方は天城線のところで、稲取、東伊豆町は天城線で終わりと、河津の方は本当は田中へ抜けるやつが、見高入谷の皆さんの問題も多少あったらしいんですけれども、自分らがバスもなかなか通らないところに住んでいるのに、何で東伊豆と田中を結ぶ道路だけがよくなるのかという、見高入谷の人たちの住民感情もあって、田中の方へ抜けるよりも、見高入谷の人たちの便宜を先に図らないと、田中へ抜く道路について、協力を得られないんだと、こんな話が河津の議員や元議員や町長さんなんか言ったことなんです。これは、やっぱりそういう点で言うと、綱引きもあったんですけども、そういう形になっていったんですね。この間、私、桜井町長とお会いしたときには、今年亡くなりましたけれども、山田大八郎さんとそういう思いで、やったけれども、まだ、これだけだよなということで、河津の桜井町長さんもそのことは覚えていました。今後、ぜひやってくれなきゃ困るよと、そういう話は、私は個人的にはしたんですけれども、やっぱりこれは町としてもいろいろな経過のあることで、そのところをやっていかないと、災害広域救援とか、いろいろな形を考えても、今のあの道路では4トン車ぐらいは対応できるんですけれども、大きなものが入って物資の搬入等々はできないという状況になりますので、特に、河津の問題は見高浜と河津浜とのトンネルがやっぱり一番危険な場所で、あそこがだめになる確率というのは非常に高いわけですから、ぜひそこはやっていく必要があるように思います。

霊友会の方は本当に防災計画を見ますと、やっぱり災害時、確かに町長言われたように命がまず大事です。その次の段階でやっぱり救援体制、物資の搬入、また観光客等がやっぱり無事避難するという場合に幹線道路を確保しなきゃならないと。さっき言った河津方面の道路というのは、道路幅の問題から考えるとかなり幹線として、物資の搬入と観光客のもし避難なんていうものを両立できるような道路じゃないですね。一方通行用の道路ですから、河津方面の道路は。そうすると、やっぱり霊友会の方面の道路の方が道幅も広く、町として、これは被害がどう出るかというのはわからないんですけれども、そういうことを確保していくときには、やっぱり相互通行できる道路ということで考えると、やっぱり霊友会敷地内を通るというあの部分は、必要性は緊急道として活用できるものとしては、高いんじゃないかなという感じを私は持っておりまして、先ほど答弁はされたとおりでと思いますけれども、ぜひ、全般として湯ヶ岡赤川線が計画はあるんですけれども、時間が遅々として進まないというこの絵をかきながら感じたんですけれども、でもやっぱり過去の町の歴史の中で、数多

くの災害を受けて、何とか山側に安全な道路を引こうということで、ずっと出てきた計画な
もんですから、ぜひ町長の代で立ちどまることなく、この計画が進展をして、町民の安心、
安全に貢献できるように、これは頑張ってもらいたいなと思いますが、よろしくお願いま
す。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 山田議員の資料とその写真、本当によくわかります。この第2の路線
ですか、これを見れば、今、山田議員が質問したとおり、この1本の道として、東伊豆町に
も2本の道路ができるということで、これは大変いい図面じゃないかと考えております。そ
の中で、再質問の未計画区域がありますよね。これは、先ほど壇上で示したように町として
も取り組んでいかなければならないものだと考えています。そういう中で、またいろいろ用
地交渉したり、いろいろ難題が出てくるとは思いますもんで、そのときは、また山田議員、ま
たほかの議員の皆さん方の協力を得て、この道ができる方向で進めていきたいと考えており
ます。

2点目の霊友会の協定、これは、先ほど壇上で言ったように霊友会の方もそのことが考え
られると言われたもんで、町といたしましても、できるだけ早く霊友会に行きまして、協定
を結んでいただきたいという方向で進めていきたいと考えてございます。

議長（定居利子君） 次に、第3問、救急医療センターについてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 第3問、救急医療センターについて質問をしたいと思います。

町民の皆さんから総合病院があったらいいねとか、もっともっと頼りのある病院が欲しい
というふうな声、願い、また救急問題あたりですと、消防署は何をやっているんだと、こ
ういう声を日々議員としても受けるわけなんですけれども、私も国の制度から、今ベットの規
制等もあり、町内に新たな病院、ましてや総合病院ができるというふうな考えはありません。

また、国の医療費抑制策というふうな政策の中では、病院も大変厳しくなって、病院経営
が厳しくなって診療科目が増えるどころかやっばり減っていく。

また、一般病院から療養型病院に病院が病院の形態を変えていくと、こういうことが町内
でもやっばり起こっております。これは、日本中でも地域医療がある面衰退をしていくと、
お医者さんは、医師は多いんだけど、都会に集中をして地域の医療が後退をすると、こ
ういう事態が日本中でも生まれているわけなので、我が町も例外に漏れず、そういう状況の

中にあると。町内はもとより、賀茂郡下では最近では地域医療どころか、特に救急医療に携わる先生やまた職員を確保することがやっぱり非常に難しいと、病院経営の悪化から、こういう状況も生まれております。そういう中で、救急車が到着をしても、なかなか病院に向けて出発をできないと。二次救急の対応できる病院というのは、東伊豆また河津町内にはありません。あわよくば伊東市民病院に駆け込んだりしても応急処置だけと、こういう状況なので、最後のとどのつまりは長岡の順天堂静岡病院に頼らなきゃならないという状況があると。これは、町長も一緒にいろいろ勉強してきたことなんで、よくわかっているということだと思いますが、そこで、2つの問題を質問したいと思うんですが、1つは近隣の中には、湊病院を移転、新築をすれば、救急医療がよくなるということをしている方が、近隣の市町の偉い方の中にいらっしゃいますけれども、本当にそうなのかなと、私は思っているんですが、町長、この辺の御展望はどうかなと。

2つ目の問題なんですが、特に、私は今、救急医療の問題では、この東河地域というのが、二次救急の指定病院がないということや地域医療の基盤が非常に弱いんじゃないかなと私は考えています。そういう面では、湊病院を中核にしながらも、組合または医師会とも協力しながら、東河地区に救急医療センターをつくると、どうも病院をつくるとか、分院をつくるという補助金が出ないそうですから、救急のための医療施設をつくるということなんかを考えていくと、また、町長自身もそういうことを今後の湊病院の構想、新病院検討というのがあるんだけど、そういう中でやっぱり僕は主張してもいいんじゃないかなというふうに思っているんですが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（定居利子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 山田議員の第3問の救急医療センターについての1点目、湊病院での救急医療充実の展望はについて、お答えいたします。

共立湊病院の現状は、行政報告で述べさせていただいておりますが、第二次救急医療につきましては、下田市並びに賀茂5町で負担金を出し合い、共立湊病院・伊豆下田病院・西伊豆病院をお願いしております。

共立湊病院につきましては、第二次救急と小児救急をお願いしているところであります。

賀茂地域医療機関救急受け入れ調査の平成17年4月1日から18年3月31日までの統計を見ますと、共立湊病院においては、要請が638件、受け入れが592件となり、受入率92.8%の結

果となっております。

受け入れの内訳は下田地区消防組合から583件、東伊豆消防から9件、西伊豆広域消防からゼロ件であり、救急車が共立湊病院へ搬送する患者さんは非常に偏りがあります。

この偏りの原因は、病院の位置が大きな要因を占めていると思われます。

現在、この病院は旧国立湊病院から築36年が経過し、施設の老朽化や医療現場としての使い勝手の悪さ、患者の地域的な偏り等々の問題から移転や新築が検討されてきました。

建設検討委員会の中でも当然のことながら、二次救急医療の対応についても話し合われてきたところであります。

しかし、多額な建設費用が見込まれ早急には結論が出ない、難しい課題だと認識しております。

したがって、建設問題に絡めた二次救急医療の対応や当町から見た場合、地理的な問題も含め、同病院の救急医療充実の展望としては、現時点では厳しいものと受けとめております。

次に、2点目、東河地域での二次救急病院の不足、地域医療の基盤が脆弱であることから、中核を湊病院としながら救急医療センターなどの設置を求め、検討すべきではないかについて、お答えいたします。

東伊豆町、河津町の東河地区で入院ができる一般病院は、現在当町にある3病院だけあります。

このうち以前は2つの病院で二次救急の対応をしていただいておりますが、現在は医師不足、看護師不足等の関係により、療養型病院へ移行しております。

このような状況により、現在二次救急病院が当町にはないため、救急車は約半数近くの患者を伊東市民病院や順天堂静岡病院へ搬送しているのが現状でございます。

東河地区の二次救急病院の不足、地域医療の基盤の脆弱は議員と同じく私も認識しておりますし、救急体制が弱いことは県も認識していると思います。

県によりますと、休日夜間救急センターの設置には助成制度があるとのことであり、対象事業者は医師会や地方公共団体以外の医療機関等とのことであります。

さらに、人口5万人以上の地域が対象で、複数の市町でも可能とのことであり、休日夜間救急センターの設置につきましては、助成制度をかんがみても1市5町で設立している、共立湊病院が最適事業者ではないかと思われます。

場所につきましては当町とはいわず、河津町に設置すれば下田市も順天堂静岡病院への二

次救急、三次救急へのルートとして最適地ではないかと考えます。

携わる医師や看護師等スタッフの確保や財源の確保に難しい問題もございますが、一つの御提言と受けとめ、今後は湊病院建設検討委員会や医師会等関係機関と協議をしていきたいと考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 勝手に言っていた人もいますけれども、やっぱりなかなか湊病院を移転もさせる、新築もさせるなんていうのが、81億なんてもう天文的な、今、市町村財政を考えるとかなり天文学的な状況だというふうに思うので、これは、本当にそうだと私も思います。そう考えると検討委員会の中でもそういう話が医師会の方なんかから出てきたということですし、先週の日曜日の伊豆新聞に伊東市の医師会長の上山先生が、救急医療体制の課題ということで、寄稿されておりました。これを見ましても、やっぱりこの東海岸での問題が災害時を含めて、救急体制の不備というか、この問題がやっぱり指摘をされていると。

これ、先生方に伺うとやっぱりなかなか伊東なんかの場合、夜間、休日そこに行けばいると、お互いが気が楽だということかな、一々とにかく電話があっただうだと言っても、それから看護婦を呼びつけ何を呼びつけるみたいな形にいるよりは、そういうセンターができることによって、逆に先生がそこに行ってもらおうと。救急車は万が一の場合には、とにかくそこに行けば応急措置、必要な措置を受けて、そこで対応ができなければやっぱり三次救急の長岡の順天堂に行くと。今の段階を見ていくと、消防署がどうしても皆さんが病状等によって、判断をしなきゃならない部分が残されていますんで、消防署の救急隊が行った場合でも、なかなかそれから確かに病院を確認しなきゃならないとか、いろいろ確認、チェックして、その症状にあわせた病院にということもあるんだけど、回りにいる家族や見ている人からすると何で動かないのかと。一々携帯で連絡をしなきゃ見つからないのかという、このやっぱり時間の長さ重さというものが非常に胸につまされるものがあるわけで、そういう面では救急隊が努力しないんじゃないけれども、やっぱりお互い先生方の省力化というか、救急隊も効率よくいくためには、やっぱりこういうどこかでセンターというものを医師会なんかも協力していただいて、ただそこに行って日当をいただくということじゃなくて、協力をしていただいて、設けるといふ形なんかを含めてやっていくということが、大事じゃないのかなと。

そんな何十億なんていうものを考える必要は当然ないわけですし、僕はかえって、この間

湊病院の組合議会の全員協議会をやったんですけれども、南伊豆や下田の議員に何もそういう状況だったら、医療の能力を全部湊病院に置いていく必要はないよと、半分東河の方にくださいと、休憩中そんなことも言ったんですけれども、それはそうですよ、結局国がやらなくなると、県からおっつけられて、市町村、お金は払っているわけなんですけれども、1つのところだけで独占的にやらなきゃならないというものでもないわけだし、もし大きな病院というものを建て直すということができないのであれば、それは考え方の中では、そういう機能というものを分散をすることによって、効率的にこの地域全体をやっぱり医療として賄えるようなことを考えるというのも、一つの考え方ですから、そういう面ではいろいろな角度から検討をされて、東伊豆町の住民にとっても、今よりも救急医療体制、安心ができるという方向というものをぜひ目指していただきたいし、近隣の町長に惑わされないで、できもしない病院建設に惑わされないで、しっかりと地に足のついた安心な方向を町長の方として、目指していただきたいなと、私は考えますので、よろしくをお願いします。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 山田議員から、本当に大変よい提言を受けまして、私もこれは大変よいことじゃないかと思うので、検討委員会の中で話をしていきたいと考えておりますし、ほかの首長に惑わされることは絶対ありませんから、その点は大丈夫だと確信しておいていただきたいと思います。

その中で、やっぱり国・県の補助がなくて、81億円の新築、これはとてもできません、はっきり言いまして。だから、これに関してはもう新築はちょっと私自身補助がなければこれは断念せざるを得ないかなという考えということで、そういう中で今、山田議員から提言されました救急医療センター、これは大変よい話なもので、これはある程度検討委員会の中でも積極的に話を進めていきたいと考えておりますもので、御理解をお願いいたしたいと思います。

議長（定居利子君） 次に、第4問、教育問題についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 第4問、教育問題について質問をいたしたいと思います。

飯田教育長には、私は十分教育長を存じ上げないもので、ぜひ今日は飯田教育長の所信をいろいろな角度からお伺いしたいと思っておりますので、別に何かいじめめに質問をしたわけじゃなくて、知らないものですから、教育長、とにかく今住民がいろいろ関心のある問題

について、どんな考え方をしているのか、率直に私は聞きたいと。

教育長、就任わずか2カ月足らずということですがけれども、この間、学校とか、いろいろな学校行事とか、小まめに回られているというふうに聞いていますし、そこで、教育長が感じております今の東伊豆町の教育、いろいろ問題もあると思うんです。そういうものを通じて感じたことを、私は特には学力の低下であったり、体力の低下であったり、いじめであったり、私自身は特に子供を取り巻く生活環境の変化というものが、やっぱり子供と親、家庭に大きな影響を与えているんじゃないかなということを特に感じているんですけれども、こういう問題について、教育長はどういう考え方で学校やまた親を指導していこうと、そういう考えがあるのか、ぜひ、酒は飲まないでのごういことは、いろいろ語っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（定居利子君） 第4問の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 飯田伊三男君登壇）

教育長（飯田伊三男君） 山田直志議員の第4問、教育問題について、1点目、教育長の所信を伺いたいについてお答えします。

山田議員は一般論でなく、町の教育、子供の状況に基づいた考えを望まれておりますが、個人が特定されてしまう、そういう恐れもありますので、一般論の中に町の教育や子供の状況を含めながら所信を述べます。

学力低下と体力低下についてであります。学力とは何をもって学力というか。その定義が必要になります。体力についても同じです。学力については、ごく一般的には「知識や技能」を主にする教科テストの得点と考えられているように思われます。体力については筋力とか持久力、瞬発力などを総称しているように思われますので、その中で私の所信を述べさせていただきます。

まず、学力低下の問題ですが、学校週5日制が施行され、授業時数が減少しました。また、学習指導要領で「総合的な学習の時間」が設定され、従来からの各教科の授業時数が大幅に減少しました。その分、各学年で教える内容も大幅に削減されたことは皆さん御承知のとおりであります。義務教育9年間での内容は、文部科学省はおよそ3割削減したと言っていますし、以前と比べて難解なものは指導しなくてもよいということとなっております。しかし、経済界等では国際社会での競争に勝つために従来どおりかそれ以上の学力を必要としているようです。国際競争での不安感があるために、そのことをもって学力が低下したと言ってい

るのだらうと思います。

これらのことから、今の教師は少ない授業時数で、今までに近い学力またはそれ以上の学力をつけることを要求されています。そのためには教師の資質の向上、とりわけ教科指導力をつけることが望まれます。したがって、各教科の指導力・指導技術を向上させるための研修の充実や他の市町との人事交流を今まで以上に行っていく必要があると考えております。

体力につきましても、教科指導力の向上が第一ですけれども、始業前や業間の遊び、放課後の過ごし方等、この時間帯で子供たちの体力づくりにつながるような工夫も大切です。

また、保護者が車で送り迎えをしているのを見ますと、通学方法等も考えていく必要があると思いますし、生活習慣病の予備軍をつくらないことも、今後の課題だと思っています。

いじめの問題ですが、連日テレビや新聞が取り上げています。安全で楽しいはずの学校生活でいじめが起き、それを苦にして自殺に至るとするのは異常ではありますが、あのように報道が過熱しますと、子供たちに与える影響が大き過ぎると思います。

11月に幼稚園長、小中学校の校長、稲取高校の校長先生方に集まっていただき、園長・校長会を開催しました。その席上、いじめ問題につきましてもいろいろとお願いしましたが、その主な内容は次の4点です。

1つ目は、いじめはいつでもどこでも起きるという認識を持つこと。2つ目、いじめの早期発見と的確な対応。3つ目、早期発見には、児童生徒の変化を見逃さないプロの目を教師1人1人が持つことが大切です。4つ目として、自殺予告文が教育委員会や学校に届いたときの対応。また、各家庭でも子供のサインを見落とさないようにしてほしいと考えています。

次に、子供を取り巻く生活環境の変化についてですが、時代とともに生活環境の変化があっても仕方がないことだと考えます。ただ、その変化が子供のためによいことなのかどうか。また、どうしてやれば子供のためになるのか、それを考えてやるのが保護者の役目であらうと思います。

今、子供たちはゲームに熱中しています。家の中でゲームに熱中していれば、交通事故の心配は要りません。また、保護者は余り口を出す必要もありません。しかし、熱中しているから集中力が増すかということとそうでもなく、脳も余り使われていないというそういう調査結果が出ています。

また、大勢でゲームをしていても子供同士の会話は少なく、人間関係の学びにはなっていないと考えられています。やはり、子供たちは外で遊び回る中でミニ社会を構成し、自分た

ち流のルールをつくり、社会性やルールを学ぶことが大切だと考えています。

また、携帯電話を子供に持たせることについては、保護者の意見が大きく分かります。保護者の中には、子供に携帯電話を持たせると子供とすぐに連絡がとれ、居場所の確認ができるという安心感があります。しかし、子供たちは保護者のいないところでは興味本位にテレホンクラブに電話をすることもあります。友人同士のメールのやりとりでは、返事を出さなかったために「あの子は生意気だ」と、いじめられたという話も聞きました。

インターネットの普及により、だれとの会話もしなくて済む時代になってきました。パソコン1台あれば生活に不自由することはなくなりました。また、子供にとって有害であろうと無害であろうと関係なく、世界のさまざまな情報が入ってきます。しかし、子供たちにはその情報を取捨選択する能力は備わっていません。そのような状況を踏まえて、大川小学校ではインターネットの利用に関する校内運用基準が定められています。他の学校でも校内運用基準を定めるようこれから指導していきたいと思っています。

ゲームや携帯電話にしる、パソコンでのインターネットにしる、各家庭で話し合い、我が家の利用基準をつくってみることも大切だと思います。よりよい人間関係をつくるには、相手と向かい合っただけの直接対話が大事なのではないのでしょうか。人間関係をつくるのが苦手、引きこもりとなる子供たちが多くなってきた大きな原因がそこにあると思います。

十分に意を尽くすことができませんけれども、御質問についての答弁といたします。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 教育長、あれですね、こういうことをまとまってちゃんと話してもらおうといいですね。町長だけが所信表明をやるということじゃなくて、やっぱり教育長もそのトップですから、国でも総理の所信表明だけじゃなくて、経済報告やいろいろな報告がありますから、今度から教育長にも毎年やってもらってもいいじゃないですかね。そういうことを、改めて、我々、子供たちが本当にどういう状況になっているのかというのを我々もやっぱり大事だと思う気持ちはみんなあるんですけども、時として、今はどうなのかということかわからない。

また、教育関係の話というのは、町長の行政報告の中では、イベントはちょこっと出るんですけども、やっぱり子供たちの変化とか、いろいろな問題というのはなかなか町長の行政報告には出てこないですよ。だから、やっぱり、もっとね、これ一番大事なんですよね。いろいろな中でも、我々が町づくりをしていくと将来を考えていくときに、子供たちがどう

なっているんだろうかと、子供たちは何を考えているんだろうかなと。こういうことを絶えず意識しなきゃいけないわけで、そういう面では、今回初めて僕も教育長にこういうことをやっていただいたんですけれども、やっぱりよかったなという感じは持っているんですよ。絶えず、やっぱり、今後はもうちょっと具体的にもっとやってもらいたいなと思っていますけれども、また、本当に学力テスト、学力の問題も言われたように、私もテストだけじゃないとは思っています。

でも、体力なんかはやっぱり数字が物語るごとく非常に体力が落ちていきますね。これは、本当に落ちているんですよ。私は昨年まで高校のPTAをやっていたんですけれども、高校の女の子あたりが本当に2割から3割、全国平均よりも悪いと。確かに大事にされて、言われるように送り迎えもはばしくて、大事にはされているんだけど、やっぱり体力が2割も3割も低いというふうな報告を何か聞いたりしますと、非常に心配ですね。これからね。結婚をして、また働き、子供を育てていくというふうな状況を考えると、やっぱりいろいろな問題が出てくるんですよ。だから、ぜひこの次は、教育長にもう少し学力の問題も、この体力の問題ももう少しちょっと具体的な問題をさらにどこか新しい取り組みが始まったというのをもっと聞きたいなというふうに思っています。

それで、いじめの問題は、本当に私もそのとおりだなというふうには思っています、いじめはやっぱりなくならない、ない方がいいですけども、やっぱり未熟な子供たちが生活していますから、絶対どこかにぶつかり合いがあって、そのことがやっぱりいじめというふうな形で表面化するということは、これは人間社会の中で避けられないですよ。まして、不十分な未完全な子供ですから。だから、それは本当に対処を早くしていくということが、本当に言われるように大事だなというふうには思うんです。

特に、ここで、教育長、私、再質問の中であれしたいのは、この生活環境の中で取り上げたゲーム、携帯、インターネット、これがやっぱり子供の時間を奪ってしまうことによって、外で遊ばない、本も読まない、友達と築けるような今まであった人間関係というものがなくなってしまう現状というのがありますね。文科省も来年度あたりからですか、小学校6年生あたりには、携帯やインターネットの問題について、多少なりパンフレットを配るなんていうことをやったりやり始めるというふうな状況なんですけれども、今、言うように大川みたいなことというのが、必要な、やっぱり今、小学校でパソコンを授業でやってしまうから、うちにパソコンがあれば、子供たちは小学生でも、私の子供なんかの友達なんかもう小学校から自分でホームページをつくっているわけですからね。ブログじゃないですよ、ホ

ームページを能力のある子はつくってしまっているんですよ、そういう時代ですよ。どんどんそれにやっぱり子供たちの状況が、大人にとっては大事な情報ツールなんです。携帯もインターネットも、これは、大人にとっては大事なんですけども、言われたように子供にとっては大事じゃないですね、そんなに大事じゃないですね、それは。

携帯電話も18歳未満には通じませんというやつはあるんだけども、後ろの方に1行ちょっと書いてあるんですね。親も知らないですよ、そういうこと自体は。本当にやっぱりそういうこと自体、最低限のことからいくと、そういうこと自身親が知らないということは、やっぱりそういうことをちゃんと知らせると。教育長が言ったように親は電話で話したいんです。でも、子供はEメールがあるということで、いわゆるインターネットの世界へ有害な情報も含めて、携帯から、あの携帯から全部やっぱり情報を仕入れてくるわけで、そういう面では、そういうことをちゃんとやっぱり知らせるといことなんかは、必要じゃないでしょうか。

この間、9月に家庭教育学級の賀茂の家庭教育学級の県講習会がバガテル公園でありまして、群馬大学の下田先生のお話を直接お伺いしたんですけども、本も読んではいたんですけども、親の認識と子供の使い方に大きなずれがあるわけですから、携帯にしても、インターネットにしてもそうなんです。さっきのゲームもそうですよ。大人は親は食事をつくる、忙しいから子供がおとなしく遊んでいるからいいだろうとか、安心のために携帯電話が必要だろうとか、社会に出たらパソコンは避けられないからやらせていこうということの裏側にやっぱり落とし穴があるということをもっとちゃんと教育委員会としても、町の教育委員会であっても考えて、その実情にあった情報をちゃんと親に流す必要性というのは、私はあるんでないかなと。文科省が言っているように6年生だけでいいのかと、国はもう5年生ぐらいからパソコンを教えようというって、授業じゃパソコンをやっているわけですから、そういう面ではやっぱりこの辺をもう少し、私は、特に実情を把握をして、必要なことを親にも返し、また学校にも返していくということを教育委員会でぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

議長（定居利子君） 教育長。

教育長（飯田伊三男君） ありがとうございます。

大川小学校の校内の利用基準というのは、別に6年生に限ったことではありません。インターネットを使うときには、こういうルールでいこうよというルールをもう設定してあるということです。それ以外の携帯電話だとか、それからゲーム、各家庭でのインターネットの

使い方、学校でも指導はしていかせますけれども、その前にまず家庭で子供と話し合うことが大事ではないかと私は思っています。

よろしくをお願いします。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） ただ、教育長ね、確かに話し合いは大事なんですよ。話し合わなきゃいけない、ただ、さっき言ったようにゲームについても、携帯についても、インターネットについても、親が一方的な思い込みだけで、そのものとしての裏側にある危険というものを知らないという親もいっぱいいるわけじゃないですか、現実の問題として、これはね。そういうことをやっぱり考えたときに、親を教育もしていかなければいけないという状況というのがあると思う。だから、親に情報をちゃんとあげないと親が子供とも話ができない、そういう親もたくさんいるんですよ。だから、そのことをしっかり私は子供たちの利用状況も含めて、よく把握されて必要な情報を親に出さないと、まず親を教育していかないと、いけないという問題があるんです。親が一方的にそういう電子機器に子育てをゆだねているところにもやっぱり落とし穴があるわけですから、その危険性というものはちゃんと把握して、親からまず危険だよということをぜひやっていただきたいということなんです。

議長（定居利子君） 教育長。

教育長（飯田伊三男君） 重々わかっておりますので、やっていきたいと思います。

議長（定居利子君） 以上で、13番、山田直志さんの一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（定居利子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 3時34分

平成18年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年12月12日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

1.14番 内山恒昭君

- 1) 町長の政治姿勢について
- 2) 景観の保全及び環境対策について

2.11番 居山信子君

- 1) 市町合併について
- 2) 放課後児童クラブと放課後子供プランについて
- 3) 町、男女共同参画プラン推進・実施について

日程第2 議案第65号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営大川海浜プール)

日程第4 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営熱川海浜プール)

日程第5 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営片瀬海浜プール)

日程第6 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営白田海浜プール)

日程第7 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営稲取海浜プール)

日程第8 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(田町コミュニティ防災センター)

日程第9 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良本地区多目的研修集会施設)

日程第10 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町いきいきセンタ

一)

- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
日程第 1 2 議案第 7 5 号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約について
日程第 1 3 議案第 7 6 号 平成 1 8 年度東伊豆町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 4 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 5 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 7 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 8 議案第 8 1 号 平成 1 8 年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第 4 号)
日程第 1 9 同意案第 8 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について
日程第 2 0 発議第 3 号 飲酒運転根絶に関する決議について
日程第 2 1 平成 1 8 年度総務経済常任委員会研修視察報告について
日程第 2 2 平成 1 8 年度文教厚生常任委員会研修視察報告について
日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員(9名)

2 番	森 田 礼 治 君	3 番	西 村 弘 佐 君
6 番	鈴 木 勉 君	7 番	山 本 鉄太郎 君
8 番	八 代 善 行 君	1 1 番	居 山 信 子 君
1 2 番	定 居 利 子 君	1 3 番	山 田 直 志 君
1 4 番	内 山 恒 昭 君		

欠席議員(1名)

5 番 関 野 博 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	助 役	鈴 木 新 一 君
教 育 長	飯 田 伊三男 君	総 務 課 長 兼 防 災 監	加 藤 悟 君
企画調整課長	鈴 木 忠 一 君	税 務 課 長	田 村 正 幸 君
住民福祉課長	木 田 和 芳 君	健 康 づ くり 課 長	高 羽 勇 君

健康づくり課 参事	鈴木好美君	観光商工課長	楠山節雄君
建設産業課長	稲葉和正君	建設産業課 参事 兼 農業委員 会 長	木村近志君
教育委員会 事務局長	富岡廣光君	消防長	村木千賀史君
水道課長	内山厚君	会計課長	上嶋智幸君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木道好君	書記	村上則将君
書記	斎藤悦子君		

開議 午前 9時30分

開議の宣告

議長（定居利子君） ただいまの出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年東伊豆町議会第4回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（定居利子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

日程第1 一般質問

議長（定居利子君） 日程第1 一般質問を行います。

内 山 恒 昭 君

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さんの第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 皆さん、おはようございます。

私は、今定例会には町長の政治姿勢という形で、公約であります形で2問の質問を通告してございます。質問は1問ずつ行います。答弁につきましても1問ごとにお願いをいたしま

す。

格差社会の影響によるひずみなのか、地方経済の動向にも一向に明るい兆しが見えず、我が郷土の基幹産業であります観光産業を中心に、すべての産業が貧苦にあえぎ、相も変わらず長い低迷から脱出できずいる状況にあります。

このような中、太田町政におかれましては、公約実現のため、本格的な来年度予算編成もいよいよ佳境に入り、厳しい財政のもと大変御苦労をなされていると考えられます。

さて、本年6月第2回定例会におかれまして、選挙公約に関連する町長の施政方針ということで、改めて町民の皆さんにみずからの公約実現に向けての指針を大々的にお示しになりましたのは御案内のとおりでございます。これらについて、今日現在までの公約実現の現況や今後の施策に対する全体的な財政負担等について、町長の御所見についてお伺いいたします。

まず、まちづくりの基本姿勢といたしましては、6本の柱から47項目の多岐にわたる施策が明示されてございます。そのうちから何点が抜粋をしてお伺いをいたします。

まず、第1問、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

第1点目といたしましては、町長公約の実現のため、今後かかると思われまます総体的な財源負担はおおよそどれくらい見込まれておりますか、お答えください。

第2点目、町民の声がいつでも届く町政については2点に分けてお伺いをいたします。

これについての町長の基本的な理念についてお伺いいたします。

次に、「一日町長室」開設の効果についてお伺いいたします。

この中で、4月から11月までの8回にわたる相談の総件数は何件でありますか。また、内容の公開についてはどのようにお考えになられておりますか。

それと、対応の方法ですが、特に国・県に関連する諸問題についてはどのような対応をなされているのか。また、この相談の中で、解決、未解決の数と、その未解決の理由についてはどのような理由があるのかお尋ねするものでございます。

第3点目ですが、人づくりまちづくり支援について、これは2点に分けてお伺いいたします。

学社融合連携の推進について、産業と専門機関、県技術センターや大学との産学連携等に支援を図る、それぞれについて、内容及び現況はどのようにお進めになられているのかお伺いいたします。

次に、第4点目ですが、産業の振興、発展についてでございます。この中で町長は、自然

資源の活用と人的資源の掘り起こしについてということで公約が出されております。

まず、自然資源の活用についてはどのような場所の活用を想定をされておられるのか、具体的にお示しを願いたいと思います。

また、人的資源の掘り起こしについてはどのような方法で行われているのかお伺いいたします。

といたしましては、商工会、金融機関と連携して旅館経営の体質改善のための支援を行う、こういうお約束をされております。これらについても、具体的な内容と実施の方法、また現況はどのようになっているのか、それらについて具体的な答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

内山議員の第1問の「町長の政治姿勢について」は4点の質問となっており、それぞれの内容につきましては見解の相違もあろうかと思いますが、順次お答えいたします。

まず、第1点目の公約実現のための財政負担は全体でどれくらい見込まれるのかについてお答えいたします。

御案内のように、本年度予算につきましてはみずから編成した予算ではないことを御理解いただきたいと思っておりますし、行政報告の一端にも私の選挙公約につきましては議員各位並びに町民各位の財政状況を的確に把握した上で徐々に推進していきたいと述べさせていただいております。したがって、19年度予算においては徐々にではありますが、公約実現のための配慮はしてまいりたいと考えているところであります。

公約については6点の基本姿勢として掲げており、4点目の少子・高齢化、福祉社会への対応の中で、特に大きな財政負担を伴うハード事業として統合幼稚園建設事業を掲げてございます。

また、内山議員御承知のように、過去の投資的事業での後処理についての財源、長年の懸案事項が解決されることに伴う財源も必要となっていることは御承知のことと思っております。したがって、継続的事业以外の大きな財政負担を伴う新規事業は当面採択しない方針で取り組む所存であります。

また、ソフト事業では6点の公約に掲げている内容につきましては、現時点では申し上げ

ることはできませんが、一部19年度予算において財源配分を考慮しながら推進に向けて措置してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員御案内のように、現在の財政状況は極めて厳しいことから、すべての公約を任期中に果たせるか否かは断言できませんし、確約もできる状況ではありませんが、極力実現に向けて努力いたしたいと考えております。

御指摘の具体的な財政負担はどれくらい見込まれるかについては、明確な数字は、上を見れば限度がないし、下を見れば意に沿わないということなどの観点から、現在提示することは差し控えたいと思いますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、2点目の町民の声がいつでも届く町政についてお答えいたします。

基本的な考えをとという御質問ですが、行政運営には町政の主権者である町民の皆様の参画が不可欠であると考えております。特に、少子・高齢化が進行し、また価値観の多様化により行政要望が複雑化、高度化している現在、さまざまな課題を的確に把握し、対応するためには、町民の皆様が参画しやすい場や機会を設定し、行政と住民が連帯し協働したまちづくりを進めていく必要があるのではないかと考えるところであります。

町民の皆様生の声を聞き、今後の施策に生かす目的で、「一日町長室」を就任当初より毎月末の月曜日に開設いたしてまいりました。相談の総件数につきましては、本年4月から11月までの合計48件、月平均6件となっており、必要に応じまして担当の課局長及び職員を同席させ、説明等を行っております。

相談の内容につきましては、相談者のプライバシーの問題があり、個人情報保護の観点から公開いたすつもりはございません。解決、未解決の数と未解決の理由につきましても、同様の理由によりまして答弁は控えさせていただきたいと思っております。

次に、3点目の人づくりまちづくり支援についてお答えいたします。

まず、学社融合連携の推進の内容と現状についてであります。平成13年に学校教育法及び社会教育法が改正され、各学校がボランティア活動等の社会奉仕体験活動や自然体験活動など、多様な体験活動に努めるものとするのが規定されました。その背景には、児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、学校内外において体験活動の充実を図ることが重要であるという考えがあります。

文部科学省では、平成14年度から豊かな体験活動推進事業を実施し、その中の地域間交流体験活動は、各地域の特性を生かした体験活動を行うこと、その体験活動が所在する地域とは異なる地域で行い、都市と農山漁村の共生、対流を目的としております。

子供たちを受け入れる活動を通じまして、地域の住民同士のつながりができ、コミュニティの再構築に役立ち、地域活性化にもつながるものと期待されます。

当町でも、稲取高校から生徒たちをいろいろな場面で体験活動に参加させたいとの申し入れがあり、今後町で行う事業に参加できるよう調整を図っていきたいと思っております。

次に、産業と県技術センターや大学との産学連携等の内容と現状についてであります。産学連携とは、一般に大学と産業界の間で人材面や研究活動面などを中心に行われる広範囲な活動を指し、具体的には委託・共同研究、人材育成・交流などが挙げられます。大学や県技術センターなどの専門機関は、高度で専門的な知識や技術を有しておりますので、観光を初めとする当町の各産業振興におきまして、例えば農業においては品種更新と栽培管理、漁業におきましてはとる漁業からつくり育てる漁業への推進、また観光におきましてはホスピタリティーあふれる観光地づくり等、今後、産学連携システムの構築に対して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の産業の振興発展についてお答えいたします。

まず、自然資源の活用と人的資源の掘り起こしについてであります。町内の自然的資源については、海、山、空と、他地域と比較しても大変恵まれた状況にあることは御承知のことと思います。ただ、いつもそばに当たり前にあるものの価値に気づいていないことが往々にしてありますので、これらの魅力を改めて探り、体験学習の素材として磨き上げていくことが必要ではないかと考えております。

幸い、商工会で行っております雛の里づくり事業の中では体験学習部会が立ち上がり、熱川温泉の伊豆ブランド創生事業の中でも多彩な体験メニューをお客様に提供することが課題となっておりますので、これらの取り組みに対し、行政としてもバックアップしていきたいと思っております。

また、今後いわゆる団塊の世代が大量退職し、地方に安住の場を求めて移住してくることが想定されますが、その中には社会の第一線でリーダーとしてさまざまな知識や経験を蓄えた方も多数おられると思われるので、その方々の力もおかりしていくことも必要と思われます。

最後に、商工会、金融機関と連携して旅館経営の体質改善のための支援を行うについては、当町の基幹産業であります観光関連産業、とりわけ宿泊施設の旅館業を取り巻く環境は本当に厳しい状況にありますことは、議員も御承知のことと思います。このような状況を踏まえ、平成15年度に国民金融公庫、金融機関等の協力をいただき、緊急経済支援対策資金の創設を

行い、町はその融資に対して利子補給を行ってきており、現在継続中であります。

融資を受けるに当たっては、既存の借入額を含め、企業の経営状況を厳しく審査するため、融資希望者のすべての要望が満たされるには至らなかった現実があります。この融資制度が創設されて時間が余り経過していない中で融資条件が整った企業があるのか、その実態を把握しなくてはなりません。そのために、19年度に商工会、金融機関との金融懇談会の開催を行い、また融資を受ける側であります観光関連産業の意向も伺いながら対応を図っていく所存であります。

なお、15年度創設にかかわる融資及び利子補給の現況ですが、融資件数は16年度56件で、融資額は5億6,670万円がピークとなり、18年度現在は52件、5億4,800万円となっております。町からの利子補給は、15年度から18年度の4年間で約1,480万円となり、貸付資金及び利子補給制度の創設が地域産業の振興に重要な役割を果たしたとの認識をしていますので、今後とも関係機関と連携を密にした取り組みを行っていく所存でありますので、御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 第1点目の財政的な負担、これは私は、町長、あなたの公約をつくるにしても、財政が伴わない公約では公約にならない、このように理解をしておりますものですから、あなたが公約をつくる前に、おおよそどのぐらいの財政を見込んで公約実現を図るか、これを聞いたわけです。現状の財政事情を聞いたわけではございません。ですから、おおよそ町長公約つくるについては、多岐にわたる公約でございますので、どのぐらいの財政がかかるかなと、こういうぐあいな質問でございますので、もう一遍お尋ねをいたします。

そして、基本理念ですけれども、町長これ「一日町長室」の開設についても、これは町民と非常に密接に話し合える、こういう一方法であると思っておりますけれども、私もそのように思います。

この中で、基本理念については町民参画が不可欠だと、こういうぐあいにおっしゃっているんですけれども、現状について多少私は異論を感じるころがありますので、それはまた後で質問をさせていただきます。

それで、相談の件数、これは過去8回の相談件数の中で48件、それと、月平均が6件ということですが、これらの数字については町長、少ないのか多いのか、これらについてもう1回お答えください。

内容の公開については、当然福祉的な要素もあるし、いろいろなプライバシーの問題があると思いますけれども、仮に対応の方等にも関係ございますけれども、やっぱり県・国等に関連する、そういう大きい問題等についても、議会もわからないし、恐らく議会もわからないことは町民にわからないと。それで、明るい町政の運営とはちょっと言えないではないか、こういう疑念を持っておりますので、もう一度それについてお答えください。

未解決については、いろいろ財政的な諸事情があるということですので、結構でございます。

その第3点の人づくりの指針について、これについては意味も十分わかりました。内容はこれについても同じでございますので、了解いたします。

今後どのように進めるかということなんですけれども、まだこれについては手をつけていないと、協力仰ぐだと、こういう答弁がありました。これについても結構です。

第4点目の産業の振興についてですけれども、これについては私、自然資源の活用について、どのような場所を想定をして言っているのかということでしたけれども、町長具体的に答弁なかったですね。今海、山と言っていましたけれども、そうではなくて、はっきりうちの自然いいところ、悪いところを具体的にお答えくださいという、こういう質問でございますので、もう一度ご答弁をお願いいたします。

それと、商工会の金融機関と連携して旅館経営の体質改善のために支援を行うと、こういうことなんですけれども、町長の今の説明の中では従来の利子補給とかそういうこと、また19年度に云々かんぬんというような答弁ありましたけれども、そういうことでなくて、実際どういづくあいに旅館の体質を改善していくのか、これらについてもお尋ねしておきたいと思えます。

それと、今現在センセーションを巻き起こしている稲取温泉観光協会の事務局長の公募、これはテレビですごい反響ですよ、皆さん御存じだと思いますけれども。現実に今400件くらいの募集があるということなんですけれども、これについても観光協会の事務局長ですか、非常に財政が逼迫している中で、旅館でもどうにかこういうことで手を打たないと町の経済が冷え切るということで、すごく財政的に苦しんでいる面は、この前テレビ見たんですけれども、強調しておりました。これらについて、今のこの旅館経営の改善を図る、こういう質問に関連してくると思うんですよ。ですから、こういうものについては今後旅館組合、あるいは観光協会に対して補助金等の還元等も必要だと思いますけれども、それについてもお答えください。

いずれにしても、そういうことでもう一度再度お願いします。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） まず、第1点目の、これはほとんど公約でありまして、本当は新年度予算のときにやってもらえば一番いい一般質問の事項ではないかと僕は考えておりますけれども、第1の財政的負担、これはほとんどハード的な面におきましては統合幼稚園、あとはほとんどソフト的な面が多いと思いますので、財政的規模は余りかからないと財政当局と話しておりますけれども、本当にこれに関しては何ぼだということは、はっきり申して申し上げることはちょっと不可能ではないかと考えております。以前の町長におきまして、皆さんそのようなことは絶対ありませんよ。財政的に公約して幾らかかるとか、そういうことは聞いたこともありませんし、また財政的にどのぐらいかかるかということは、ちょっと公約をした段階でそれはまず不可能ではないかと僕は考えております。それが僕の見解と思います。それを内山議員がどう考えるだろうとも、これは僕の見解であります。

次に、「一日町長室」に関しましては6件、これが多いか少ないか、これはその人の判断で、私はこれを継続することがまた力なりということで、これを少ないからやめる、そういうことは一切考えておりません。やっぱり、継続することが今後のまちづくりに対して必ずや役立っていくと自分は考えておりますもので、この「一日町長室」は継続してやっていくつもりであります。

今まで県・国、これに対する要望、こういうことはなかったもので、これは議会に対してはまだ相談していないということです。そういうことはまだ1回もありません。

次に、自然ですか。自然、私の考えてまだ皆さんに公表しておりませんが、年頭のあいさつの中で、とりあえず細野高原、私これ大変すばらしい景観だと考えております。その中で、年頭のあいさつの中に、財産区、議会と相談しながらこの細野高原の活用を図っていきたく、そういうふうに考えております。

次に、旅館関係。これは、たしか今までの継続でございます、この利子補給。これは、継続してやっていく、そういうことでございます。そして、今の観光協会、雛の里づくり、事務局長に対する補助金、これは一切考えていません。ただ、この人たちと話している中で、そういう補助金は出せないけれども、人的とか、そういうデータの事、これは町ではいつでも応援しますということで、そういうことは言っております。ただ、補助金に関しては町は一切出しませんよ、そういうことで今やっております。

以上でございます。

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 町長、私は、町長の公約を掲げて、町民にお約束したわけですよ。公約について、ある程度財政のことがおおよそ伴わないものについては公約にならないのではないですか。そういう面でお聞きしたわけですよ。だから、財政事情等はしっかりわかっています。ですから、無理は申し上げませんが、一応公約についてはそういう面で私は質問したわけですから、誤解しないようにしてください。

人的資源の掘り起こし、これ町長がおっしゃっているように、海、山、あるいは山の自然を活用した経済を振興したいと、こういうこともある新聞でも書いておりましたものですから、そういう面が出てもいいのではないかと。それで、今日ちょっとお尋ねしたわけです。

金融機関の問題ですけれども、これについて、やっぱり従来の利子補給等を踏襲していくよということが果たして旅館組合の体質改善になるのかどうなのか。従来のままですよ。そういう面で新しい考えがあるのか、ないのかなと思ってお尋ねしたわけですが、町長何もおっしゃらなかったと。

それで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、稲取温泉観光協会の事務局長の公募の問題。これは、やっぱり町の経済、基幹産業である経済の振興のために、本来でしたらやるべきは町ではないかと、私はこういうぐあいに考えたものですから、補助金をとということですが、町長、こういう財政事情ですから、補助金は考えていないと。人的な面で補助をしていきたいと、こういうことですから、これについても了解いたします。

第1問につきましては4点に分けて質問をいたしましたけれども、町長の基本姿勢といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、まず1点目に住民本意の町政、2点目に景観の保全及び環境対策、3点目に観光振興、4点目に経済の活性化の促進、5点目に医療福祉の充実、6点目に市町村合併等、以上6点の柱から47項目の多岐にわたる施策が財政厳しい折に町民との間に約束された。こういうことで、有言実行を町長アピールしたわけですが、これらのことについては太田町長の実行能力が大いに問われていると思うんですよ。ですから、ふんどしを引き締めて、これが不渡りにならないようにひとつ頑張ってください。最後に決意をお願いいたします。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 内山議員のこれは激励という言葉で、選挙公約は先ほど壇上で申し上げた、できるだけもうやるということで、これはもう自分自身その様に考えております。そ

の中で、やっぱり自分の公約を実現するためには、議員の皆さんの協力が必要でありましょ
うし、その節はまた皆様方に相談しますもので、その実現に向けて協力をお願いいたしたい
と思います。この公約に関しては、できる限りのことは邁進していきたいと考えております
ので、それを1つの決意として受けとめてもらえればありがたいと思います。

議長（定居利子君） 次に、第2問、景観の保全及び環境対策についてを許します。

14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 第2問、景観の保全及び環境対策についてお尋ねいたします。

私は、さきに総務課長とお話ししたんですけれども、景観の条例とか環境の条例等につい
ては熟知しているものではございませんけれども、一般的にこの基本となるものは歴史、あ
るいは伝統、文化、自然、景観、環境の保全、こういうものが根本にあると思います。そう
いう観点から、第2問、景観の保全及び環境対策についてお尋ねをいたします。

第1点、景観を審査する第三者機関の設置について町長述べられておりますけれども、
といたしまして、どのような設置機関なのか、その目的、内容等についてお聞きいたします。

といたしましては、景観の審査基準と執行方法についてお尋ねいたします。どのような
場面でこれを執行するのか、そのときの基準はどのような基準で執行していくのかお尋ねいた
します。

といたしまして、この第三者機関の設置についてはもちろん人材を登用していくと思わ
れますけれども、その際にどのような人材を選定をして、だれがどのように決めるのかお尋ね
をいたします。

次に、第2点でございますけれども、観光立町としてのコンパクトシティ構想のまちづく
りでございますけれども、この構想はどのような構想で、目的はどのようなものであるのかお
尋ねいたします。

といたしまして、この事業の実施の時期等についてお尋ねをいたします。

次に、第3点目、地球温暖化防止対策として風力発電の促進を図るということですがけれど
も、町長いつも言っているような形で考えておりますけれども、もう一度町長の基本的な理
念についてお伺いいたします。

第4点、美しいまちづくりのための景観の保全及び環境対策と、現在計画が進行中のC E
F伊豆熱川ウインドファーム計画並びに三筋山ウインドファーム計画との整合性についてお
伺いをいたします。

以上です。

議長（定居利子君） 第2問目の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 内山議員の第2問の「景観の保全及び環境対策について」は4点の質問となっておりますが、1点目、2点目は関連がありますので、一括して答弁させていただき、あとは順次お答えいたします。

第1点目の景観を審査する第三者機関の設置について、第2点目のコンパクトシティ構想については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、まちづくりの基本的な考え方として、上位法では技術基準に基づいた都市計画法と景観基準に基づいた景観法を重視する2つ考え方があろうかと思えます。いずれにいたしましても、その基準は、都市計画法では都市計画マスタープランの作成に基づく土地利用であり、景観法では景観行政指定団体として指定を受けることによる土地利用であると考えます。

第2回定例議会において山田議員の政治姿勢に関する質問の第3問の2点目、まちづくり条例、自治基本条例の制定についての答弁と重複するかもしれませんが、「まちづくりの基本として、当町に適合したまちづくり条例、さらには自治基本条例、いわゆる理念条例を制定した中でまちづくりをしていくことが理想と考えますし、北海道のニセコ町などが全国的な事例として取り上げられておりますが、課題として上位法に合致している開発等を地域の実態のそぐわないものとして条例で抑制できるか否かという問題がございます」と答弁しております。

したがって、これらをクリアするために、上位法である景観法による景観行政指定団体として指定を受け、その中の景観基準に基づく土地利用が図られれば、地域の実情に応じたいわゆる景観、自然、歴史、文化等を考慮した土地利用になるはずであり、国・県の承認を受けた指定であることから、理想的な地域に応じた土地利用になると考えるところであります。

景観法に基づく指定を受けるまでのプロセスに、第三者機関、いわゆる大学の教授クラス等の景観、自然、歴史、文化等の専門家の見解が必要という視点での第三者機関ということであり、その方々に審議会委員の委嘱や審査基準の作成の支援をいただくことになることから、公義に選任しなければならないという難しい問題があることを御理解お願いいたします。

次に、第2点目のコンパクトシティ構想についてお答えいたします。

自律的なまちづくりの形成を目指すことを目的に作成されるのが技術基準を重視した都市計画マスタープランであります。これらを作成するには膨大な予算がかかりますし、現在市町村合併について協議、検討されている中で、手戻りとなるような計画は避けなければなりません。しかしながら、この計画を作成する中にコンパクトシティづくりが位置づけされていますが、当町ではコンパクトタウンと言った方が適当と思われます。

その定義たるものは特定されておきませんが、おおむね4つの基本的構想となっており、まず1点目として、それぞれの地域の自然、歴史、文化、景観などを大切にするまちづくりを進める。2点目として、環境との共生を目指した身近なまちづくりを進める。3点目として、コミュニティを大切にする協働によるまちづくりを進める。4点目として、地域に密着した経済をはぐくむまちづくりを進めるとなっており、環境、コミュニティ、地域経済を通じて、その地域の価値を高める取り組みがコンパクトタウンづくりであり、それらが多くネットワーク化しているのがコンパクトシティということであります。

したがいまして、ご指摘の実施時期と申しましても、すぐにできるものでもなく、中長期的な視点で考慮しなければならないことを御理解願いたいと思います。

次に、3点目の地球温暖化防止対策としての風力発電施設建設の促進についてお答えいたします。

現時点での我が国の地球温暖化防止対策への取り組みは不十分ではないかと考えております。京都議定書では、1990年と比較して2002年までに温室効果ガスを6%削減することが国際的な責務となっておりますが、現時点では逆に8%増加しております。この結果、議定書を遵守するためには14%の温室効果ガスを削減する必要に迫られており、諸外国から排出権を購入しなければ目標の達成は困難な情勢となっております。

現在のところ、残念ながら二酸化炭素削減の切り札となるような方法はございませんが、町といたしましては、取り組むことができる最も現実的な手段の一つとして風力発電事業を推進しているところであります。仮に、現在計画されております民間の風力発電所がすべて実現したといたしますと、推計では年間4万2,000トンもの二酸化炭素の削減につながります。環境省によりますと、家庭から1年間に排出される二酸化炭素が1世帯当たり5.4トンであることから、当町の全6,300世帯の排出量を上回る削減量となり、多大な効果が上がりますことを御理解お願いいたします。

次に、4点目の景観の保全とウインドファーム建設計画との整合性についてお答えいたします。

3点目の答弁で温暖化問題と風力問題のもたらす二酸化炭素の削減効果について御説明いたしましたが、このまま地球温暖化が進んだ場合、自然環境はより大きなダメージを受け、現在の社会は持続不可能となると考えます。また、景観を構成する大きな要素である自然環境の激変は当然のことながら、景観へも大きな悪影響を及ぼすことになることが予想されます。

風車が景観に及ぼす印象については、その受け取り方は人それぞれでありますので、これを定量的に評価することは非常に難しい問題であります。しかしながら、景観は時代とともに移り変わるものでありまして、風車のある風景は次世代の子供たちにとってはごくありふれた景観として違和感なく受け入れられるものではないかと考えます。

いずれにいたしましても、持続可能な社会を我々の子孫に残すために、現在最優先で取り組むべき課題は地球温暖化問題であると考えていますので、御理解のほどお願いいたします。
議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 第1問、第2問につきましておおよそ理解をいたしました。これは、おおむね了解といたします。

第3点目の地球温暖化防止対策として、風力発電の建設について再度質問させていただきます。まず、2点に分けて質問いたします。

町長、今もそうです。昨日からもそうですけれども、従来からも全く同じ考えが変わっていない中で、地球温暖化、あるいは京都議定書、こういうものをあげつらう前に、町として地球温暖化に対してどのような取り組みをなされているのか、町長率先して意見を述べてもらわなければ困るわけですね。また、町長並びに職員の方々、この化石燃料を極力抑制するためには、CO₂を減らすためにはどういう個人的な姿勢をされているのか、それについてもお答えください。

ちなみに、お隣の南伊豆町については既にそういう活動をしているということでお聞きをしています。たまたまこの質問をする前に、こういう新聞も出ておりますね。これについては、純度100%のBDF燃料、これは全国初の船舶実験ということで、ちょっと読ませていただきます。伊豆最南端から海の環境保護をPRしようと、南伊豆町は7日、軽油代替燃料BDFによる船舶航行実験を大瀬漁港を拠点に周辺海域で行った。純度100%のBDFを燃料として使用した船舶実験は全国で初とされていると。これについては、学校給食の廃油、廃食油、これらを精製してCO₂の抑えをしているわけですね。こういう中で、現在南伊豆

町は町のマイクロバス、これを5台走らせているという、こういう情報もあります。

こういう中で、これらについて町長、うちの町は今後どういう形をしていくのか。また、町としてソーラーカー、あるいはハイブリッド、あるいは電気自動車、燃料電池、こういうものの活用利用計画等は考えるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。それについて、御答弁をお願いします。

2点目に、私こんなことを言っただけで大変申しわけないと思うんですけれども、前町長が収賄等の不祥事で実刑判決を受けているわけですね。その前町長が敷いた政策路線、要はこの三筋山の計画と風力にかかわる問題ですけれども、これを町長、まだ町長が町民の前に全面的に出ない前に、これは相談もなしに無批判で継承するということについてどう考えているのか。

これについては、町長、今度は町長の公約でもありますクリーンなまちづくり、これについてのイメージアップを図るということですが、むしろこの風力発電を建設することが町のイメージダウンに私はつながると思うんですけれども、どうお考えですか。

それと、今、今度は問題提起してあります。景観、あるいは環境の破壊になると思って私は考えておるんですけれども、いつ町長はこのお考えになられたのか。この場であんたが言ったとおり、言質とってあります。これ6月議会に私に言った答弁ですよ。その中でこう言っています。地球温暖化が叫ばれない以前は、自然景観はそのまま残すべきと認識をされているとっておりますね。では、自然景観を壊してまでそれが町長の約束になるのかどうか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

それと、第4点目の美しいまちづくりのための景観の保全及び環境対策と、現在進行中のCEF伊豆熱川ウインドファーム計画並びに三筋山ウインドファーム建設計画との整合性についてということでございますけれども、町長いろいろ御答弁ありましたけれども、これについては平成10年度の都市計画法及び建築基準法の改正に伴い建築形態制限を見直すということになり、当町でも建築形態制限を厳しくした経過がございます。これについては、町長におかれては商売柄町のだれよりも熟知をしていると思われます。その地元説明資料では、ここがございますよ。地域の特色ある景観を守るためになる文言や、絶景が台なしになるとの、山のふもとに建つビルに対して山が涙を流してため息をついているイラストがございます。風車建設は、浅間様の風車の例を引くまでもなく、主観の問題でなく、明らかに山の景観を壊すことになるでしょうと、私はそう考えております。風車建設がされた場合、この2年前の建築形態の見直しは反故になるんですか。もし反故にならないとすれば、建築形態の

見直しの理由と風車建設はどのような整合性を持つのでしょうか。あんたもやっぱり商売柄建築士の免許を持っているわけですよ。だから、そういう専門的な意見をお聞きをしたい。

それで、2点目に、町長6月の定例会で、基本方針の中で美しいまちをつくるということで明言をされております。今回の風車が、御自分の基本姿勢と離反していると思いませんか。もし思わないとしたら、その理由をきっちり言っていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、資源を活用するということが細野高原だというね、そうおっしゃいましたよね。その中で、新聞の中でも観光、海だけでなく、山の自然も活用したいと。細野高原など、心和む風景だ。海から見たふるさとすばらしいものがある。こういうぐあいにおっしゃっております。これについても御答弁をお願いします。

3点目に、これが一番問題だと思うんですけども、現在東伊豆町住民が何ら説明を受けないまま、説明を受けていないですよ、実際。この前一度やったんですけども、風力発電建設が具体化して、いわば我々に言わせれば、ひとり歩きをしているような状況にあると考えております。町長の町民公約の住民本意の行政運営に取り組む姿勢はありますかどうなのか疑いたくなりますけれども、これについてもお答えをください。

また、建設計画の申請の段階から土地利用の許可に至るまでの経過について伺います。

次に、環境影響調査等の厳密な検証については、どこのどなたがどのようにされたのか。こういう結果についても住民に説明の義務があると思いますけれども、町長いかがですか。

お隣の熱海市長あたりは、いずれにいたしましてもいろいろセンセーショナルなものを巻き起こしておりますけれども、7カ所住民タウンミーティング、こういうことも提唱して、住民の声を心底から聞いた中で事業執行なさると思うんですけども、これらについても町長ぜひ聞かせていただきたいと思います。

以上です。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 再質問が多岐にわたっていますので、答弁漏れがありましたら、また言ってもらえれば答弁したいと思います。

まず、1点目の地球温暖化への町の対応、これは平成16年3月に地球温暖化対策実行計画を策定いたしまして、その中でいろいろ冷暖房、照明、OA機器、車両燃料等あります。これは後で内山議員に渡すもので、これは資料、これを言っていくとまた時間がかかりますので、資料として内山議員に渡したいと思います。それでよろしいですか。

そして、南伊豆の廃食の油、これは町といたしても来年度あたりからまた取り組みをも検

討していきたいと考えておりますので、御了解願いたいと思いますし、ハイブリッド等の車の購入、これも順次前向きに検討していきたいと考えております。

次に、クリーンなまちづくり、前町長がやった路線を引き継いだ、この件でございますが、私前々町長の田村町長のときに3基やったとき、これはこの風車に対してはもう賛成でございました。しかし、前町長のときにはいろいろなうわさがありまして、このまま進めばこの町が大変ちょっとまた危惧されるような状態になるのではないかということで、この件に関しては当然ちょっとおかしいなということをおもったもので、ちょっとやめた方がいいのではないかということで反対いたしましたけれども、その中でまた組み合わせが変わりましたもので、そういうことで、やっぱり私はもっと地球温暖化とかいろいろな問題を考えまして、自然景観とかいろいろな面、地球温暖化を考えればやっぱり風力が進んでいくんだと思いましたが、今は推進しているところでございます。別にイメージダウンになったとか、そういうことは私は考えておりません。幾ら前町長がやったことだとしても、現在私がこの推進していることは、業者が変わったことによって、もともと自然景観を地球温暖化を進めるということを考えておりましたもので、私自身前町長の路線を引き継いだとしても、内容が変わっておりますもので、イメージダウンになるとは考えておりません。

そうすると、あと建築形態制限のことでございますが、この都市計画法の建築形態制限、これは建築だけのことでございます。この中でとりあえず送電鉄塔とか携帯電話中継アンテナ、風車等の構造物は含まれておりません。その点を御認識していただきたいと思えます。

住民への説明、これは昨日も言いましたが、これはどちらに関しましても町が指導する事業ではありません。民間事業でありますもので、基本的には町は関与しないということ。民間事業がいろいろなことだと。そして、稲取に関しましては、これはやるかどうかは本当わかりません。東電さんは、これははっきり言いまして採算が合わなければ撤退しますよと言っていますし、採算が合えばやりますということで、昨日も言いましたが今フィフティー・フィフティー。その中で、稲取のときに行政怠慢だ、そういう声が出ましたけれども、それこそとんでもない話で、やるにもやらないにも行政がかかわったら、それこそもう後で何言われるかわかりません。そういう中で、やっぱりあくまでこれは民間事業でありますもので、稲取も奈良本も民間事業の人が真摯に責任持って住民、そういう人に説明するのがと私は考えておりますし、熱海市のことを言いましても、この熱海の問題は熱海自治体の問題でございます。

(何事か言う声あり)

町長（太田長八君） 言いましたでしょう、熱海で何か7ヶ所ね。

（何事か言う声あり）

町長（太田長八君） ないです、はっきり言いまして。熱海市のことは、これは庁舎の問題でございます。庁舎はあくまでも当局の問題です。当局に関して7つのタウンミーティングを開いたと、私はそういう認識をしております。そういう中で、この風力発電に関しましては基本的には民間事業でありますから、行政がそれに立ち入ることは差し控えたいと考えております。

そして、土地利用に関しましては、風車に関しましては昨日も言いましたが、土地利用にかける必要はないでございます。そういう中で、やっぱり町民のことを考えまして、町はよい方向で進めてもらいたいと思いましたが、土地利用をかけたことでございます。土地利用の内容につきましては、ちょっと助役から説明させていただきます。

以上です。

議長（定居利子君） 助役。

助役（鈴木新一君） それでは、土地利用委員会のことですが、今町長が申しましたように、指導要綱でやっているんですけれども、2,000平米以上の区域の開発で、要するに風力発電の場合は1個1個区域が離れるものですから、個別でいきますと土地利用委員会の対象とはならないんですけれども、それと、個別法を一つ一つクリアしていけば開発行為をできるということで、基本的には土地利用委員会の対象とならない。実際奈良本に計画されておりますC E Fの会社ですが、現在は山口県と兵庫県でも大きな開発しているんですが、そこでは土地利用委員会にかかっていないという話は聞いています。ただ、うちの場合は事務局の方で、要するに何も知らないまま、町もしらないまま建設の手続がとられるという中で、法のすき間を埋めるといいますか、穴を埋めるといいますか、そういった総合調整を図る目的で、あえて業者の方に土地利用にかける形をお願いし、承諾をして今やっているということで、ではメリット何があるかといいますが、法以外のいろいろな現場のことがあるわけですね。それをそれぞれの立場で指導できる。それと、あとは、最終的には事業が終了後風車をどうするのか。これは、協定を結んで必ず撤去すると、そういう協定書を締結できると。そういうメリットもあるという中で、あえて土地利用委員会にかけさせていたと、そういうことです。

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番(内山恒昭君) 町長、答弁漏れが相当ありますけれども、これはこれでいいといたしまして、今助役、これなんですよね。これは町が出したんです。地元説明資料です。この一番表書きに何て書いてありますか。町長が建物そのものだということですが、そうではないのではないですか、これは。地域の特色ある景観を守るために、絶景が台なしだ。私は山の環境についてお聞きしたんですけれども、これが反故になるんだったら、今度風力発電とは整合性を持たないと、こういうぐあいに判断をしたものですからお聞きしたわけですが、町長の気持ちは十分わかりました。ちょっと待ってください。これについてはそういうことで町が出した資料ですよね。だから、1級建築士さんである町長熟知しているわけですよ。だからお聞きしたわけですが、専門的な意見を。細かいことはそれぞれくどく並べてもしょうがない。私はそう思いますので、最後に3度目の質問に入らせていただきます。いいですか。

それで、その前に2点目に、結局環境影響調査、これらについて答弁なかったですよね。これについては町のだれがどういうぐあいに検証して厳密な判断を下すのか。また、土地利用についても、私承知しているところによりますと、最終的には町長の意見を付して県へ送るというんですけれども、そうではないですか。まあいいわ、それはそれでまた。

それでは、第3問目入ります。

まず、景観の保全及び環境対策についてということで、これは景観や環境破壊に、私は風車建設は、私ですよ、甚大な影響を及ぼすと思いますので、再度質問させていただきます。

C E F伊豆熱川ウインドファーム計画並びに三筋山ウインドファーム計画については、この前の私業者説明の中も行かせていただきました、7日に。そうすると、そこに来た反対意見を持ってきた方ですか、それらの不信感というものは行政に対する怠慢なんですよ、こういうことも申し上げておられましたよね。ということは、1万5,000町民が在住する東伊豆町に、町長、あんた一番トップなんですよ。隅々まで管理の目が届かなければまずいんです。ですから、あんたも自分では地球温暖化に対するすばらしい考えを持っています。その考えを押し通すためには、もちろん環境影響調査等に従って、業者が前面に立つのではなくて、先に町長、あんた怠慢町政を推し進めているわけですから、先に町長が関係する課長等も連れて説明に歩く。専門的な知識は彼らがやらなければわからないわけですから、そういう中で最初町長が矢面に立って住民を説得するのが、これが行政の役目ではないか。これに対する不信感が1点。

それと、2点目に、この前説明に上げられましたある電気事業者、これが三筋山のウイン

ドファーム計画についての環境影響調査をすべてお任せされているという中で、実際ちょっとこの前聞いた昨日13番議員の山田直志君、あるいは八代君も言うておりましたけれども、群馬県の六合村、この野反ダムですか、この変形の計測をしたデータ、これが無断修正をされて、国土交通省に1990年から2004年までの15年間にわたり虚偽の報告がなされていたと。それで、近いところでは原発の温度を改ざんして報告なされたと。こういう面からいって、業者任せはしょうがないという2点、行政に対する不信と業者に対する不信、こういうものについてどういう検証をしているかと。こういうことでさっきお聞きしたんだけど、それについてお答え願いたい。

それで、風力発電は県の環境評価条例の評価対象外ということで、当然県の方では規制をかけるなら市町独自に規制をかける必要があると。しかし、この規制については拘束力がないと、こういうことですが、先ほど都市計画、都市開発等でもお話ありましたけれども、こういう計画でこういう環境の規制でこれができないのかどうなのか、規制がかからないのかどうなのか。それが1点と、もしかからないとしたならば、町の独自のガイドライン、これは既に浜松市でもうやっております。こういう積極的な市長さんもいるわけですよ。ですから、そういうものについてはどうお考えなのか。

最後になりますけれども……最後ではない、もうちょっとあります。いいですか。私は、この問題については行政的に考えるべきことが多いと思うんですよ。ということは、私はこの風力発電計画は、今言ったとおり、新聞報道にもありますけれども、遠州地方と伊豆半島を重点的に、全国へ静岡県風の風力が一番だと。全国で群を抜いて一番になっちゃうんですよ。そういう中で、特に伊豆半島の観光的なイメージ、これを一変させるような私は有史以来の一大事件だと、こういうぐあいに思っておるんです。また、観光経済と地域経済を狂わすような計画ではないかと。イメージ的にダウンということも考えておりますけれども、これについてもお伺いいたします。

最後に、一応私たちも十分歴史を踏まえて三筋山等も考えておるわけですが、これについては長い間本当にかなりの財政を投与してあの山を守ってきたと。そういう中で、私ももう一番絶景だと言った浅間様のあの鉄塔のところへ行くと。あと、三筋山のてっぺんですね、都会のいやしを求めるお客さん等、こんな絶景のすばらしさについてはもう何ともいえないと。これは壊してはいけない。こういう中で、この前も7日の日の説明会の中でもそういう意見ございました。実際、町が提唱いたしておりますパラグライダー、今年度も77名のライダーが来たそうですけれども、この方全部にアンケート調査させたら絶対だめだと、

こういう結果が出たということですから、これについては会長の発言ですから、これは事実です。

最後になりますけれども、町長、いいですか。この前6月の議会で私に、地球温暖化で100年後には庁舎が水没しちゃって、あなたは細野高原が水辺になると、こうおっしゃったんですよね。それについても御答弁ください。いろいろ今町の方でも環境等について、中学生等も勉強させております。そういう中で、私がお聞きしているところでは、100年後は65センチの水位上がると。それについても、日本の砂浜ですか、その80%が埋没するということですから、町長が言ったことについてはこの前確かな資料があると、こういうぐあいにおっしゃったものですから、もし事実ならもう一度言っていただきたい。

以上です。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） まず、答弁漏れがあったことは申しわけないと思います。まず、第1点は答弁漏れからいきます。

自然景観、細野高原との関連。私は、短絡的に見てはいけないと思います。はっきり申し上げまして、確かに短絡的に見れば多少自然景観を損なうかわかりません。しかし、将来的に長い目で見れば、これをやらなければその自然景観はさらに悪化すると私は考えております。その辺は、内山議員とは意見を異にすることでありまして、再三申し上げましたように、あの風力が建ったことによって、自然景観、これは何回も言っているように、その人千差万別でございます。あの3基が建ったことによって、これが素晴らしいと言う人もありますし、いや、あれはそぐわない、意見がいろいろあります。そういう中で、あの三筋山に風力が建つこと、これに関しましても人さまざまであります。素晴らしいと言う人もいますし、いや、だめだよと言う人もいます。

その中で私は、最終的にやっぱり地球温暖化とか細野高原の活用等も考えまして、今このことをしなければ、必ずやこの自然は破壊されると私は考えておりますもので、そういう意味でもこの水源、湿原、何度も言っています。これに影響があれば、稲取に関してはもうこの事業は町としてはストップをかけますということは再三言っております。そういう中で、その水源、湿原が守られるであるならば、やっぱり将来的なことを考えれば、地球温暖化、さらにさっき言った、内山議員は観光的にはマイナスになると言っていますけれども、私は逆にプラスとなると思っておりますもので、これは推進していきたいと考えております。

次に、町が率先してやるべきだということですが、これはあくまでもやるのは民

間でございます。民間のやることを町が推進することは、それこそ民間会社の……

(何事か言う声あり)

町長(太田長八君) いや、説明会を開くということは、それに率先してやるということは、やっぱり民間事業の手助けするということで、ある程度また何も無いことを何で行政が民間のことを先走ってやるんだということ、そういう批判も出ると考えられます。私はそう考えておりますもので、とりあえずこの民間がやる事業に対して行政が余り出しゃばることはいかなことかなということで差し控えている、そういうことでございます。

100年後の水没、これは本当これ私のちょっと誤りで、後で担当の方にはっきり言って怒られました。町長、ちょっと解釈が違うということを言われましたもので、ここに関しては申しわけなかったということだけは訂正させていただきたいと思います。

あと、では事務的なことについては担当課長からやらせます。

議長(定居利子君) 助役。

助役(鈴木新一君) 先ほど土地利用委員会の中で三筋山の件についてちょっと答弁しなかったものですから、ちょっとさせていただきたいと思いますが、御承知のとおり、まだ企業者側が調査中ということで会社の方針も定まっていないということで、計画書そのものも当然できていませんので、土地利用の方はまだ窓口まで来ていないということでよろしくをお願いします。

議長(定居利子君) 企画調整課長。

企画調整課長(鈴木忠一君) それでは、私の方から環境アセスメント、環境影響調査のことについて答弁させていただきます。

風力発電事業におきましては、環境影響評価法及び県の条例に指定された対象事業ではございません。環境影響評価につきましては事業者が自主的に実施している内容でございます。項目につきましては風力発電のための環境影響評価マニュアルに基づき、大学等の専門機関に委託して調査しておるということで、それなりに評価に値する内容だとは思っております。

それから、ガイドラインにつきましては、県内では掛川市と浜松市の方で制定されておりました。内容につきましては、生活環境及び自然環境の保全等の視点から事業者が自主的に遵守すべき事業を定め、あと掛川市なら掛川市の環境基本計画に基づく風力エネルギーの利用の拡大に資することを目的として内容で一応制定されておりますが、同様の内容につきましては当町においても事業者の方に現在指導しておるところでございます。

以上でございます。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 補足的なガイドラインの件につきましてはもう前向きに検討していき
たいと考えておりますもので、了承をお願いいたしたいと思います。

議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 40 分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

企画調整課長。

企画調整課長（鈴木忠一君） 申しわけありません。答弁漏れがございました。

環境影響調査につきましてだれが検証するかという御質問なんですけれども、これは風力
の関係、補助金の申請のときに環境影響調査当面必要というか、されておりますもので、環
境影響調査につきまして案ということで縦覧し、それに基づきまして意見等取り入れまして、
環境影響評価書という形で一応申請するという内容でございます。どなたが検証するという、
そういう内容ではございません。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 答弁漏れということで、企業者が信用できない、そういうことを言
いましたけれども、私はあくまでも企業者、あと県とか国、昨日も言いましたけれども、県・
国がやっていることに對してそれを信用できないとか、そういうことを言えないもので、こ
れははっきり言いまして信用しております。内山議員は、その二、三の事柄が信用できない
ということを行っていますけれども、説明の中で言っていますけれども、私はやっぱり企業
者の良識ある態度というか、そういうことを信じてやっておりますもので、その点は了解し
ていただきたいと思います。

水源に関しましては、昨日また山田議員が言っていますけれども、水道課だけの判断ではなく
て、それなりのまた機関、どこに行くかよくわかりませんが、今後東電さんと打ち合わせし
ていかなければなりませんけれども、水道課だけの了承としては考えておりませんので、御
了解願いたいと思います。

議長（定居利子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10時42分

再開 午前 10時42分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

以上で、14番、内山恒昭さんの一般質問を終結いたします。

11時まで休憩いたします。

休憩 午前 10時42分

再開 午前 11時00分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

居 山 信 子 君

議長（定居利子君） 11番、居山信子さんの第1問、市町合併についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 皆様、こんにちは。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして45回目の一般質問を行わせていただきます。

それでは、第1問、市町合併についてお尋ねをいたします。

平成11年7月、地方自治法、合併特例法等が地方分権一括法として改正されました。地方分権の成果を上げるために、行政体制の整備確立が求められ、総務省が自主的な合併を推進し始めました平成の大合併は、3,232ありました市町村が約6割の1,821に、県下市町村も74が42市町となり、日本地図を大きく変貌させ、合併による三役、議員の減少で年間約

1,200億円が削減されたと言われております。

当町におきましては、平成15年2月2日に行われました住民投票の結果を受け、現在は単独でまちづくりを進めておりますが、平成の大合併が終わったわけではなく、これまでを第1ラウンドといたしますと、平成17年度から5年間、平成22年度までの時限法であります合併新法のもと、現在は第2ラウンドにあると言えます。特に、この合併新法におきましては総務大臣が定める基本指針を踏まえ、県が合併の組み合わせなどを盛り込んだ推進構想を策定することになり、既に県からは下田市、東伊豆、南伊豆、西伊豆、河津、松崎町の1市5町の合併モデルが示されております。県知事は、この構想で合併をすべきとした市長に合併協議会設置や合併協議推進を勧告という合憲で合併を進めることができるのが旧法と異なる点でございます。

さて、昨日の西村議員の合併シミュレーションについての御質問で町長は、合併パターンでいずれが東伊豆町民の幸せになるのか、町民が望む合併の是非、パターンを最大に尊重していくということが町長の努めであると力強い答弁をなさいました。私は、太田町長の真の強さとリーダーシップに敬意を表するものではありませんが、先ほど申し述べました新法の勧告は1町が無視できるものなのか、疑問になるところでございます。

前任の町長は、かつての住民投票の直後、未来永劫合併しないというのではなく、近い将来再び合併についての議論をすることは避けられないだろうという趣旨の発言をいたしました。合併のメリット、デメリットにつきましては、4年前当議会でも特別委員会で調査研究をし、議会だより臨時号を発行し、町民の皆様へ合併の是非、住民投票の参考としてお伝えをいたしました。当時もそうでありましたが、我が町の動向は賀茂郡下の市町へ多大な影響を及ぼします。少子・高齢化が急速に進み、わずか8万にも満たないこの賀茂郡下の人口の地域がともにいかに生き延びていくか、私は南伊豆地域の特殊な状況を考えましたときに、果たして我が町の繁栄だけを考えることが許されるのだろうかと考えているところでございます。

単独のまちづくりは、トップの町長がやりたいようにやれることでもあります。前任の町長は、口では人に優しいまちづくりを標榜していながら私利私欲に流され、我が身だけの利益のために町民を悲しみに落とし入れ、東伊豆町の発展に大きな禍根を残してしまいました。この町の再生と将来にわたり持続可能な町の発展に当たり、今議論を避けて通れない合併問題に、私は今こそ上杉謙信を信奉する政治家、太田町長の真のスケールの大きさをもって対処すべきと考えるものでございます。二度と同じ過ちを繰り返さないために、この合併問題

の再度の検討機会をとらえて行財政の徹底した見直しをし客観的に分析すること、町民や、またモデルを示されている他市町と南伊豆地域の将来像を議論することの重要性と、基礎的なデータなどを公平、公正に、しかも客観的情報を操作することなく開示する必要性を主張するものでございます。

昨日の町長の行政報告、また西村議員の一般質問を踏まえ、合併について町民の皆様へわかりやすく御説明いただきたく、次の4点についてお尋ねするものでございます。

第1点といたしまして、今るる申し述べましたが、合併新法を踏まえ、国・県の指し示した現状について、再度町長の御所見をお伺いいたします。

2点目、議員、住民への説明など、今後の検討スケジュールはどのようにお考えなのか。合併新法のタイムリミットを考え、具体的にお答えいただきたいというふうに思います。

3点目、自立と生き残りをかけ、根本町長を先頭に、職員、町民が必死の努力を続ける矢祭町の種々の取り組みの中で当町に生かせる施策がないかお伺いいたします。この点につきましては、私は昨年定例会におきましても矢祭町の施策について事細かく時の町長にお話をさせていただいております。当然そのことも踏まえた上での御答弁がいただけることかと思っております。

4点目、我が町の再生を町長はどう成し遂げるおつもりなのか。住民ニーズを的確にとらえ、限られた財源をどのように有効利用するのか。また、長期的な財政展望を見据えた上で、事業の優先順位化、取捨選択を推進する効率的な財政運営を検討しなければならないと思いますが、起死回生のまちづくりビジョンをお伺いいたします。

以上、1問についての御答弁をよろしく願います。

議長（定居利子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 居山議員の第1問の「市町合併について」にお答えいたします。

まず、1点目の国・県の指し示す現状についての考えについてお答えいたします。

現在、平成21年度末を期限とする合併新法による合併推進が示されております。国の指し示す合併推進につきましては、最初は地方分権の受け皿づくりを目的としたものでありましたが、その後地方自治体の財政破綻を避けるための合併へと方向性が変わってきております。

国は、2000年の一括法の施行により、地方自治体に対し広域化、少子・高齢化への対応、地方分権体制の構築を求めています。また、国の財政事情に伴い、いわゆる三位一体の改

革により2006年から2008年までの3年間で国の補助金を4.7兆円減らしまして、そのかわりに地方へ3兆円税源を移譲し、加えて交付税を2兆円カットするという方針を示し、市町村に対し合併することにより足腰の強い自治体となるよう求めてきております。

これを受け、各県に合併新法に基づく合併推進審議会が設置され、静岡県でも本年3月に合併推進審議会の答申に基づき市町村合併推進構想が策定され、南伊豆地区の1市5町が合併の枠組みとして示されているところであります。

南伊豆地区1市5町の合併につきましては、現在助役を委員とした合併調査委員会にて検討いたしておりますが、旧特例法のもとで一度破綻した合併協議会を再度立ち上げるには、各市町の温度差もあり、なかなか難しい状況であります。また、当町は、住民投票で当面は合併せず単独でいくという選択をした経緯もあり、合併しない結論を得た自治体が再度県の要請を受けたからといって合併に向けてもう一度動き出すには、ある程度の時間をかけまして慎重に検討協議してまいらねばならないと考えております。

次に、2点目の議員及び住民への説明など、今後の検討スケジュールについてであります。第1点目でも答弁いたしました。平成15年2月に実施した住民投票の結果については真摯に受けとめましていかねばならないと考えております。当然、議員や住民の皆様には合併に関して的確な情報提供をしなければならぬと考えているところであります。

南伊豆地区1市5町の合併構想につきましては、賀茂地域支援局では住民への説明をいつでも開催する意向があると伺っております。

また、行政報告の一端でも触れさせていただきましたが、1市5町の一部首長より提案のありました任意合併協の設置につきましては、11月20日の全員協議会で御協議願いましたが、今すぐに結論を出すのは時期尚早であるとの判断が多数を占めておりましたので、現状では参加を見合わせたいと考えております。

今後、財政状況等を含めた当町のあり方につきまして、議会の皆様と慎重かつ十分な検討協議を重ね、合併の方向性が定まりましたら、住民の皆様に対しまして説明会を開催するなど、的確な情報提供をし、我が町にとって最良の方向を選択していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、3点目の矢祭町の種々の取り組みの中で当町に生かせる施策はについてですが、御承知のとおり、福島県矢祭町は、平成13年に合併せず単独でいくと宣言し、さまざまな行政施策を実行に移しております。総合5カ年計画や自治基本条例のもと、「元気な子供の声が聞こえるまちづくり」を目標に、小さな自治体づくり、自立のための徹底的な行財政改革を

実施しているとのことであります。

矢祭町の種々の取り組みの中で当町に生かせる施策はとの御質問ですが、まず財政の健全化を図るため、これまで以上の徹底的な行財政改革に取り組みまして、人件費や物件費、補助費等の経常的経費を削減するよう、平成19年度当初予算編成方針にて職員に通達いたしましたところであります。

なお、特に経費もかからず、町民の皆様の御負担にならないような施策につきましては、今後検討を重ね積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

また、矢祭町では行政改革等で削減できた経費を少子化対策などの施策に充てておりますが、行政報告でも申し述べましたように、私自身も少子化につきましては行政施策によりある程度の歯どめをかけることができるとの認識を持っておりますので、財政状況を勘案しつつ、議会の皆様とも協議しながら、可能な限りの少子化対策を推進してまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、4点目の今後の町再生をどうするか、まちづくりのビジョンはについてお答えいたします。

当町の財政につきましては、財政力指数は平成17年度で0.81ですが、税の収納率や財政調整基金を初めとした各種基金の現況などを見ますと非常に厳しい状況にあります。したがって、「入るをはかりて出を制す」という言葉を常に念頭に置いた身の丈に応じた行政運営が不可欠であり、そのためには事務事業の徹底的な見直しを行い、より一層の行財政改革に取り組みねばならないと考える次第であります。

行政をあずかる身といたしましては、住民福祉の向上とさらなる町政の発展が最大の責務でありまして、町の将来像を定めた第4次総合計画に沿ったまちづくりを推進し、私の政治信条であります「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」を実現していく所存であります。財政面での制約はありますが、一步一步着実に施策を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 御答弁をいただきました。

まず、第1点目についての町長の御見解でございますけれども、合併、国が進めております平成大合併、これは全国的にも本当にそれぞれのお立場で胃が痛くなるほど、そしてまた町の将来を考えたときに、みずからの出す結論が後世に過つことのない結論を出せるかどうか

か、本当に多くの心労を重ね、首長を初め議員、またそこに住んでおられる町民の皆様方が選択をし、約4年間歳月が流れております。私も、4年前住民投票が行われたこの時期にどうという結果が出るのかなというふうに思っておりましたけれども、あの時点でのアンケートのとり方、そして住民への説明、十分であったらうかというふうに正直考えるものでございます。

そしてまた、18歳以上の方を対象とした住民投票ということで、マスコミの注目を浴び、当時の町長は稲取高校への説明、そしてまた、それをもって当時の老人会、あじさい学級への皆さんへの説明、私もそれをテレビで拝見するにつけ、立て板に水のごとく見事な御説明をされる有能な町長に対して、今後どういうリーダーシップをとってくださるのかなと心底期待をしていた1人でございます。しかしながら、そのことごとくが、言わせていただければ、御自分が当選をしたときから、そのシナリオはすべて2月2日の住民投票に向けてのすべての演出であったと。見事な演技をし、またそこに利益誘導的な情報発信をし、またマスコミに対するアピールをし、見事だと、有能な町長だというふうに一見思われる節もございました。

しかしながら、人間一番大切なのは心でございます。一体どういう心でこの町のかじ取りをしようと思っているのか。ぜひこの合併を踏まえて、改めて太田町長にも初心に立ち返りまして、御自分の政治姿勢に関する心情をここで改めて住民の皆様にお約束すると同時に、一つ、権力の魔性たるものがどなたにもつきまとうものでございます。いろいろなものに左右されない、見事な上杉謙信信奉の大政治家としての町長の御見解を伺わせていただきたいというふうに思います。私は、それを伺うにつけ、今後町長の判断に対して賛成できるか、賛成できないかの判断を女性の持つ第六感のこの見事な感性で見抜いていきたいというふうに思うものでございます。

さて、いただいた御答弁とはちょっと外れたようでございますけれども、町長が今御丁寧に御説明をしていただきました。私、伺いたい点でございますけれども、南伊豆町1市5町の合併について、助役を中心とした今合併調査委員会というふうなものがあって検討をしているということでございますけれども、この検討委員会の経緯、活動の時間的な流れも含め、内容も含めて御説明をいただきたい点が1点でございます。

そして、町長は、合併をしないという結論を出した自治体が、今ここで4年をたって早急に住民投票の結果を無視するようなことはできないというふうに御説明もあったわけですが、ある程度時間をかけて慎重にというふうにおっしゃいました。では一体、どれくら

いの時間をおかけになるおつもりなのか。この合併新法時限法でございますので、22年3月31日が一つのタイムリミットでございます。そして、私どもかつての合併特別委員会でいろいろ法の勉強もいたしました。今回の新法の流れを見ていきますと、先ほど私が壇上で申し述べた合併推進協議会というものが議会で否決をされた場合にどういう流れに新法ではなっているのか、私はそこに勧告というものがあるというふうはこのたびは理解をしております。

当初、今年の初めごろ、1万人以下の人口規模について勧告云々というふうなことを時の町長がおっしゃっている中で、えっ、では松崎町も河津町も無理やり合併しなさいというふうに県知事からの勧告というのがあるのかなというふうに思いましたところが、そうではないような感じでございます。あくまでも県がつくったモデルに沿って、このモデルの中での話し合いをしていきなさいよと。合併協議会を立ち上げなさいよという、そういう同じ土俵の中にみんな集まって、それぞれが包み隠すことのないきちとした財政状況、また町の状況を持ち寄って話し合いをしなさいという、そういう知事の勧告かというふうに思いますけれども、この新法についての御説明をいただきたいというふうに思いますし、先ほどの時間的な問題、そして慎重にといったことについて伺いたいのが2点目でございます。

3点目の再質問でございますけれども、これは2点目のところで伺いたいところです。議員及び住民への説明などの検討スケジュールというところで御答弁をいただいたところでございますけれども、賀茂支援局、この支援局がその説明会をいつでも開催するというふうなお考えであるということですが、当町におきましてはその説明会をいつなさるおつもりなのか伺いたいというふうに思いますのが3点目です。

そして、このたび私ども11月20日に全員協議会で、初めてだと思えます。公の場で太田町長から合併についての意見を求められました。そのときに、議員は欠席が2名ありました。私どもは、今10名の議員で議会を運営をしている中で2名欠席ということは、8名しかおりませんでした。その中に議長がお1人いらっしゃるわけですから、7名の議員で町長から相談を投げかけられました。たしか11月2日に首長さんから持ち出された任意協議会ということについてのお考えを町長もおっしゃいましたし、それぞれ意見を申し述べた中で、新聞報道にもありましたように、二、三名の方は任意協議会立ち上げに賛成だったけれども、大半はそれに対して時期尚早というふうな見解であったのでというふうなことが伊豆新聞にも報道をされておりました。

そうしますと、はっきり挙手をしたわけではありませんけれども、例えば3名の方が賛成したということになりますと、残り5名が反対だったというふうな。同数だったら当然議長

の判断があるわけですがけれども、3対5であったと。欠席議員も2名いたと。欠員も2名いるというふうなことの中で、果たして住民を代表するとはいいましても、このわずかな人数の議員が大切な町の将来についての判断をするのに、私はちょっと町長御自身も時期尚早ではなかったかなというふうに、そしてまた、いろいろ御相談をしてくださるのならば、先ほどの助役の会議の合併の何とからですよ。その報告とか、そしてまたある程度合併新法の流れとか、全部の議員がこのたびの合併新法について同じ土俵で判断ができるような、そういう情報提供と資料提供をした上で、さまざまな議論をさせた上での今回首長の方からの相談があったよということであるならば結構なんですけれども、そうではなかった。時間もない中での全員協議会でありました。ほかにも大切な問題が山積をしている中で大変かと思えますけれども、私は、その11月20日の結論が即伊豆新聞に報道され、即ほかの町村がそれに反応を示し、南伊豆町もしかり、そのごとく、また西伊豆町にとっても合併したばかりでというふうな当然の御見解もそこに出ているわけですが、振り返って、4年前に私どもの平成15年2月2日の住民投票の結果というのは、うちの町の運命を決めただけでなく、賀茂郡下のすべての8万の皆様への大きな影響力を持っておりますし、今事実そうであったわけです。そういうことからしますと、ぜひこの住民に対する一つの説明なり、そして的確な情報提供なりというものを今後どういうふうにしていच्छるかということはとても大事な点でございますし、そしてまた、任意協議会はもちろんですけれども、もっとそれより先の合併協議会に知事から勧告というような形がもしあったらどういうふうになるのかなというふうなことを御説明いただきたいと思えます。

さらに、3点目の矢祭町の取り組みの中でのことを質問をさせていただきたいと思えます。

17年9月の定例会に、時の町長に合併しない町、福島県矢祭町から学ぶまちづくりについてということで質問をいたしました。はっきり申し上げて、そのときにははぐらかされたような誠意のないような、そしてまた通り一遍の答弁しかいただけなかったなというふうに私は今も思い出すところがございますけれども、矢祭町について私はるる説明をさせていただきました。7,000人の人口、うちの町の約半分でございます。そして、財政力指数等を調べてみましたら、非常にうちの町の半分ほど、半分以下という状況でもございます。特別な観光のそういう施設や何かがあるわけではない、福島県の片田舎のと言ったら失礼かもしれませんが、そういう町の中で根本町長やめると言ったら、時の町民が町長室に泣いて頼んで、町民が押しかけて、町長やめると言ったら町を見放すのかというふうに言い寄って町長の留任を迫ったということで、根本町長また町長として今頑張っているわけですが

ども。

それから、いろいろな行政視察が入り、今矢祭町は見事に基金も増やし、そしてまた町長御自身は給料を減らしましたけれども、職員は給料を減らさないということで、財政的な面をよく熟知なさっている職員の皆様は、これはとんでもないことだというふうなことで、改めて自分たちの仕事、そして給料に見合う仕事をしているのかという反省も含めて、全部仕事を見直したわけですね。そして、根本町長は、自分は総務課長ほど仕事をしていないと、総務課長レベルに給料を下げますと言って、五十七、八万円の給料で今いらっしゃるわけです。そんなこととか、もうむしろお茶の間の主婦の皆さんの方が矢祭町のことをよく御存じ。そして、お家にいてよくテレビを見ていらっしゃるお父さんたちの方が矢祭町をよく御存じ。これ質問しなさいと言われましたので、うちの町はどうするのという問題です。

そしてまた、今は夕張市の問題です。そしてまた、今日は政務調査費のことも取り上げておりました。私ども議会には政務調査費はございません。いただいた議員報酬の中での今活動をさせていただきますので、町の住民にその点の心配はありませんよというふうに申し上げたいところでございますけれども、とりあえず矢祭町から学ぶ、そういう施策についてどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。今伺いましたときには徹底的な行財政改革に取り組むというふうなことですけれども、人件費とか物件費とか補助費とか、そういうふうなものに切り込んでいくということですが、これはどのようになさるのかということでございます。

たびたび申し上げます。かつての議員は、資料収集に大変苦勞をいたしました。今は我が家のパソコンの前で、もう1日さながら、あちこちからの情報を集めて、おかげで太ってしまいますけれども、しっかり行政マンの皆様が持っていらっしゃる情報についてはしっかり把握ができるというところでございますので、今後私どもにいただく答弁は、かつてのようにちょっと通り一遍な答弁というのはぜひおやめいただきたいというふうに願うところでございます。

このインターネットホームページにございます行財政改革の改革大綱でございます。改訂版、1月に出されております。これは、まだ恐らく前町長時代の行革大綱だったかというふうに思いますし、その流れでつくったものだというふうに思いますけれども、3月に出されております実施計画書、これは集中改革ということです。うちの町だけではなく、国からの通達でそういうものをつくりなさいと。しかも、ホームページに公表しなさいというふうなことで言われている資料ですので、どこの市町村を調べても全部出てまいります。これは、

財政力指数がうちは0.8、そしてまた財政構造の弾力化が経常収支比率が80.1%、大変硬直していると。起債制限比率12.6%、これもちょっと問題ありというふうなこととか、あるいは人口1人当たりの地方債の残高32万円云々とか、グラフになってちゃんと出てきております。

私が申し上げたいのは、この計画書の中の一番最後の方に人件費削減のところ、ここが今大事な点で、私どもも4年前に町民の皆様が単独という結論を出したならば、まず議会が会より始めよということで定数を削減しよう、議員報酬を減らそうというふうなことで、全員協議会で4名の定数の削減、さらに議員報酬20%カットということを経験しました。そして、そこでもって4年間の約削減効果というものが8,000万円くらいになるというふうなことに当時の議会事務局長が計算をしてくれております。そういうことを考えて、今あの8,000万円が本当に生きたのか、生きなかったのか。議員の人数が減り、報酬が減ったから仕事しないよというわけではありませんけれども、議員としての魅力も、何だ、それだけしかもらえないのなら、苦労しても議員に出たっておもしろくないやというふうに思う方だっていられるかもしれません。家の商売しなくても、議員報酬で食べていければ、片手間にやることではないというふうにも思うわけですが、いずれにしても、いろいろなお考えは当然あります。

ここで何が問題かといいますと、その削減をされております議員の報酬20%カットがどこにも書いていないということが問題ありでございます。何でこうしたのか、間違ったのか、意図的なのかというふうなことはここではあえてお伺いはいたしませんけれども、当然三役の特別職についてのカットも当時の町長は10%、そして三役について、ほかの二役についてもカットはしていたはずでございますし、今現在太田町長は15%のカットを御自分だけに課しておられます。

いずれにしても、この給料の面というのはどなたも自分の報酬というのは減らしたくないのが実情でございますけれども、町の財政運営はどうかというふうな考えたときに、町民1人当たり32万円の借金があります。ほかから比べれば少ないよというふうなことも人と比較をします。でも、我が家に1人当たり32万円、うちは今3人で暮らしておりますからあれなんです、約100万円の借金があるということになるかと思えます。ただ、もう高齢化が3人進んで年金世帯になっていったときに、この返済というのは自分たちが死んだ後、では子供や孫がその借金を引き継いで返済していかなければならないというふうなことになる、とても子供たちは町には帰ってこないだろうなというふうにも思うわけでございます。

いずれにしても、情報の提供の仕方、そして利益誘導的な都合のいい情報提供というものがこの合併問題にあってはならないと思います。議員の皆さんの中にも、議会だよりを一部編集委員会通らないものを即印刷屋に回しちゃった経緯があって、とんでもないと。伊東市長が合併を考えていないなんて言っていないのに、何で見出しでこんなって書くのと言ったときはもう印刷をしてきておりました。いずれにしても、町民の皆さんの判断を過つようなことは決してしてはいけないというふうに私は思うものでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、再質問で御答弁をいただきたいというふうに思います。
議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 答弁漏れがあったら、また指摘していただければ答弁いたします。

まず、さきの町長の住民投票、これ私も当初はこれでいいのかなと思ったけれども、後になって考えますと、やっぱり居山議員が言ったように、果たしてこの住民投票がよかったかどうかはちょっと疑問視するところでありまして、その中で、町長になったから、初心を忘れ、権力の魔性にならない。これは、自分としても常に考えていることでありまして、最終的にはもう町民のために働くことだ。これはもう自分の信条だ。絶対それはもう悪いことはしないということだけはお約束はできます。しておきます。

あと、時間的なことですが、一応支援局の方には最終的には法定の協議会も遅くても来年12月末、できるだけ9月ごろ立ち上げてもらえばありがたいなということを支援局が言っていますもので、私の考えとして、来年4月に統一地方選がありますもので、新しい町会議員さんが選任されたときをもって、その前にいろいろ資料はそろえておきますけれども、それから出発というんですか、していきたいなということでございます。

そして、支援局の説明会、これは賀茂支援局から町も合同でやってくれないかと、支援局と合同と言われていましたけれども、まだ町がどの方向に進むかもわからない中で支援局と一緒にありますと、町民にちょっと誤解を与える。僕自身誤解を与えるのではないかということをお考えまして、支援局に単独でやってもらえばありがたいと言ったら、支援局の方も、では東伊豆町さんがそういう考えならば単独でやらせていただきますということで、時期的なことはまだ申してきておりませんが、その辺支援局の方から企画課の方に連絡があったかどうか、後で企画課長に答弁させていただきます。

次に、そして任意協の立ち上げですね。これに関しては、議会の方のことは議会のことでやってもらえばありがたいと思いますけれども、私が11月2日、さっき居山議員が言ったように、1市5町の首長会議の中で支援局から1市5町の一応意見を求められた段階で、私も

議員のときにこの平成の大合併のことをいろいろ勉強していた中で一番危惧したことは、任意協議会は別に法的根拠はないと皆さん言いますが、その中で、任意協に入ったという事でまた町民に誤解を与えるというによって、もうこの東伊豆町は1市5町でいかなければならないのかなという、そういうことを町民に植えつけることはちょっと心配できたもので、任意協に対しては、東伊豆町といたしましてはまだいろいろな道があるもので、この任意協に入ることは町民に誤解を与えることが一番危惧されるものでということで、私は自分自身の判断で、任意協に入ることはちょっと差し控えたいということその場で言いました。

そして、議員がたしか全協、たしか居山議員が言うように2人欠席したと思いますけれども、その辺は議会の関係でございますので、その辺の判断という言い方はおかしいけれども、一応その中で議会としてもその欠席議員はどうかわかりません。その中では一応ある程度のまだちょっと時期尚早で勉強したいということの意見が強かったもので、あの支援局の方にはそのようなことを伝えてあります。

それで、ホームページに関しては、これ意図的なことはないということだけは、単なる私たちのミスでございまして、これは申しわけないなということだけは謝っていきたく思います。今後このようなことがないように、このホームページに対しては細心の注意を払って今後対応していきたくと考えております。

そして、居山議員が心配したように、情報操作、町民に対して操作したりすることは絶対やらない。これだけはお約束できます。町民には本当の正確な情報は提供していくつもりでございますので、その辺はまた理解していただきたいと思っております。

そして、報酬カット、これ今後また私たち三役、また総務課長、職員を含めて検討していくもので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

あと、事務的なことなもので、担当課長と助役に説明させます。

議長（定居利子君） 助役。

助役（鈴木新一君） それでは、助役を中心とした合併調査委員会についての御質問にお答えをいたします。

名称は南伊豆地区合併調査協議会と申しまして、賀茂地区1市5町の助役で組織をしております。これまで4回会議が開かれておりますので、1回ずつどのようなことをしたか答えさせていただきます。

まず、1回目ですけれども、5月23日に開催をされまして、まず要綱の制定、それから会

長、副会長の選任。これ会長は下田市です。副会長は町村会長が河津町ということで、河津町がなっております、その後県の支援室から県の合併推進構想についての説明がなされて当日は終了しております。

それから、2回目ですけれども、7月5日に開催をされまして、旧法の法定協のときに策定されました基礎調査報告書というものがございます。統計資料みたいな感じですが、ではそれを今に置きかえてつくったらどうかということで、そういう審議がなされて、やろうということをしていただきました。

3回目は8月22日ですけれども、このときは伊豆市の助役さんに下田市へ来ていただきまして、伊豆市がいわゆる合併に至った経緯などについてお話をいただきました。御承知のとおり、伊豆市というのは今修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町、旧その4町から構成されていますけれども、そのお話を伺ったんですが、内容的にはとにかく議会主導みたいな形で、首長さん方も積極的で、大した苦勞なかったよと言われていたのが印象的であり、特に苦勞なかったですねということの結論で、逆にこっちがびっくりしたような状況です。

それから、最後4回目が11月9日に開かれまして、議員さんお持ちだと思んですが、県が作成した財政シミュレーションがあると思うんです。これにつきましては、平成16年度決算数値に基づいて、合併対象、要するに構想に入っている市町の財政シミュレーションを10年間出したんですが、それを17年度決算に置きかえて、合併をした場合の新市のシミュレーション、それとしない場合の1市5町のシミュレーション、これを決算年度で1年おくらせてつくったらどうかということになりまして、データというのは県が当然持っているわけですね。県が民間の会社に委託して作成しているわけですから、そのデータで支援局からお願いして、ではつくってもらおうということでその場は終わったわけで、先日の11月20日の全協でお話をしたんですが、その後、次の恐らく広域市町村圏か何かの担当者会議の中で、支援局から県にお願いしたけれども、それはそちらでやりなさいということで断られたということで、昨日西村議員の御質問にお答えしたんですが、シミュレーションの見通し今ないんですね。同じデータがもうとにかく入っていないものですから、あと会議は来年になると思うんですが、その辺についてどうするのか、また協議していくことになると思います。経緯はそんなようなことです。

議長（定居利子君） 企画調整課長。

企画調整課長（鈴木忠一君） それでは、私の方から、合併新法の中での県知事の勧告並びに住民投票の結果をそのまま受けとめるのか。それから、議員、住民への情報提供について、

最後に任意協議会の性格について等、順次答弁させていただきます。

まず、合併新法の中での県知事の勧告につきましては、今回の合併新法に基づきます合併につきましてはあくまでも自主的な合併の推進でありまして、強制的なものではありませんが、県は自主的な市町村の合併に関する構想を策定するとともに、合併協議会の設置勧告、あるいは合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な合併を進める上で県の役割が今回は明示されております。

具体的に県知事の勧告の内容について説明いたしますと、県が構成市町村 この地域の場合は南伊豆地域の1市5町となりますが に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けました市町村の長は、協議会設置について議会に付議し、議会が可決すればそれでよろしいんでしょうけれども、議会が否決した場合等におきましては市町村の長、もしくは住民の方が有権者の6分の1以上の連署によりまして住民投票の請求を行うことができるとされております。そして、住民投票の結果によりまして、有効投票の過半数以上の方が合併協設置に賛成ということになりますと、議会が可決したものとみなされるというふうにされてございます。

続きまして、4年前の住民投票の結果をそのまま受けとめてよいかということにつきましては、平成15年2月に当町の住民投票を行いまして、当面の間は合併せずに単独でいくという選択をいたしたわけでありまして、その結果につきましては当然真摯に受けとめていかなければならないと思いますが、住民投票からもう4年たちまして、国・県の財政状況等も変わってきておりますし、現在の当町の財政状況等を考えますと、いつまでも住民投票の結果を足かせにしていくということもちょっと考えなくてはいけない点ではないかというふうには考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、議員並びに住民の方への情報提供につきましては、合併新法での合併期限が平成21年度末となっております。合併協議会を設置しましてから合併までは……

(何事か言う声あり)

企画調整課長(鈴木忠一君) 21年度です。22年の3月31日ということです。合併協議会を設置しましてから合併までの期間につきましては、これまでの合併市町村の例ですと、設置準備を含めまして通常22カ月ほどかかりますもので、今回の平成21年度末の合併期限を逆算しますと、遅くとも平成19年度中には協議会を立ち上げていかなければならないと考えておりますが、先ほど助役の方から答弁しましたように、現在の1市5町の合併につきましては各市町の温度差が非常にありましてなかなか難しいということで、合併の方向性については

不透明ということになっております。ただ、住民の方には合併についての適切な情報を提供し、適切な判断をしていただくことが当然必要でありますもので、今後合併の方向性が明確になりましたならば、説明会開催等が必要になりましたならば、早急に住民の方への説明を町長と相談しながらしていきたいと考えております。

先ほど町長の答弁にございました賀茂地域支援局からの説明会の日程等につきましては、今現在のところ具体的な日時等はまだ伺ってはおりません。

それから、最後になります。任意協議会の性格どのようなものかという御質問なんですけれども、合併協議会には地方自治法上規定されておりますいわゆる法定の協議会　これ協議会の議決が必要でございます　と、任意に設置されます任意協議会がございます。任意協議会におきましては、協議する内容や範囲は別に定められておらず、自由な協議会でございます。設置に当たりましての自治法上の手続も必要ありません。任意協議会のみで、法定協議会で立ち上げなくても合併することは法的には可能となっておりますが、その場合には合併新法の中で規定されております法定の合併協議会設置に伴うさまざまな財政支援が受けられなくなります。

以上でございます。

議長（定居利子君）　総務課長。

総務課長兼防災監（加藤　悟君）　先ほど町長が謝罪をされましたけれども、例の集中改革計画書の数字の御指摘なんですけれども、表の見方がちょっと勘違いをされているなというふうに思います、居山議員の方が。と申しますのは、この内容につきましては、平成17年度から21年度までの取り組み目標ということで、目標数値を書きなさいということでありまして、居山議員の御指摘のものにつきましては実施したものを書けということでございますので、おっしゃるように15年2月に住民投票を結果単独で当面いくんだよということの中で、議員提案によりまして議員の定数4名削減、報酬20%カットをした中で、約9,000万円程度の4年間で経費の削減ができましたことについては本当にありがたいと行政的には思っているわけでございますので、今後またさらに議員報酬を削減する、あるいは議員さんの人員を削減するというものが計画があるならば、随時17、18、19ということの中で3年ローリングしていただきますので、そこに計画があるならば入れてくださいよと、こういう表だと思っておりますので、その辺は御理解ください。

議長（定居利子君）　暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午前 11時50分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 2問あるんですけども、合併の問題がとても大切なことですので、納得のいく御答弁がいただけるまで時間をいただければというふうに思います。

忘れないうちに、今総務課長の答弁でちょっと納得できませんのは、この集中改革実施計画書そのものが18年3月のものなわけですね。ということは、何で17年度のことが書いていないのかなというふうなことが1つ疑問なんです。

そして、よその町のも全部いろいろ見てみたんです、どう書いてあるのかなと。そうしたら、ほかはちゃんと書いてあるんです、それなりに。ということは、下田も、ここの中というよりもほかの流れの中にあたりとか、具体的に明示をされておりますので、うちの集中改革のこの計画書の中にはそういう現状というものがきちんと書かれていないで、例えば職員の削減というのも、17年度33という例えばこの数字とかはその場合はどうなんでしょうか。実際に17年度にこれは33名削減されたものではないかというふうに思いますので、おのずから17年度の議員報酬につきましても当然明示されるべきだというふうに思います。書きたくない理由はわかります。思いはわかります。

いずれにしても、たくさんいただきまして、まず任意協議会の性格はわかりました。その自治法に縛られるものではないよというふうな、フランクなそういう協議会なので、余りどうのこうのということよりも、もっとリラックスしてお互いに話し合ったらどうという、そういう任意協議会と。だから、合併協議会を立ち上げるということになれば、おのずからもっといろいろな議論があるかと思うんですけども、もっとフランクに町長御自身も考えていってよしいんではないかなというふうに思うんですね。

それと、県のすごい強い力でもってもういろいろな締めつけとか何かあるのかもしれないけれども、あくまでも矢祭町のように大宣言をして、そしてみんなが力を合わせて7,000人が立ち向かっていったように、1万4,000人で立ち向かっていって、私たちは絶対にこういう町をつくっていきますと。ですので、認めてくださいというふうなことで主張をする根

抛と情熱と、それと能力と熱意があるならば、私それはそれでいいんじゃないかなというふうに思うので、絶対そうしたら戦いましょう、県ともある意味ね。そういう方向が出るかどうかはいずれにしましても、そういう問題かと思しますので、任意協議会はもう少しフランクでいいかなというふうに思います。

あと、ちょっとあちこちするかと思いますけれども、伊豆市の実際に合併した例を考えて、あの場合には大々合併だということで、かなり合併の特例債とか、さまざまなメリットがあったわけで、おいしいあめにみんなが集まったという感じだったと思います。ただし、やはり痛みを伴うので、おのずからいろいろなデメリットも当然あったかというふうに思いますので、両方あわせて考えていかなければならないことかというふうには思います。

あと、助役の推進委員会でしょうか、これについてのいろいろな御説明で、資料等は県に任せないで支援局中心につくりなさいよというふうなことかというふうに思いますし、それと、私ども議員の代表も賀茂地区の議会広域行政研究会というものをかつて立ち上げていただいて、先輩議員がここに出席をされて、ほかの市町の議員とのさまざまな研究をされた報告書も15年3月に出されております。しかし、もう3年もたつと、こういうものはある意味参考になるようではなりませんので、情報の新しいものが当然必要になってきます。ですので、助役さんの会議の中で当然データを新しくして、その上での検討ということはもっともなことかというふうに思いますので、それについては早急な資料づくりをしていただければというふうに思います。

あと、ちょっと御答弁、課長の答弁だったと思うんですが、合併の方向が不透明というふうなことをおっしゃってありました。もちろんそうです。今まだ同じ土俵にも上がっていませんので、どうなるのか。しかし、おっしゃったことは、方向性が明確になったら住民説明をするというのは、私はちょっとこれは違うと思います。その合併の方向をどうしようかという段階で住民に説明をしなくちゃならないのに、合併が決まっちゃったから、こういうわけで合併しますよというのでは住民不在です。そういう考え方は違っているんじゃないかというふうに思います。

あと、財政支援的なものは、議員の私どもにも7日の時点で資料が渡されました。私は、この情報提供の仕方が余りにも遅いと。東伊豆議会の見識が疑われてしまうというふうに思いますので、こういう情報というのはもう即座に町長から担当に渡された場合には、議員の私どもに配付をしていただきたいと。おのずから30日までの一般質問通告の締め切りにそういうものが手元になれば、質問をする内容も全く的外れた質問になってしまうわけで、

やはりそこはしっかりと仕事の責任ということを考えて、御自分が何を、どこを見ていかなければならないかというふうなことを明確に仕事に当たっていただきたいというふうに思います。

県の支援策ということを町長たびたびおっしゃってありました、どういう支援策が出るのかと。今それぞれの市町村に1億5,000万円くらいの合併に係る費用が提供されるということですけれども、このたびの合併新法におけるメリットというものは、そういうおいしいあめというのではないと。しかし、夕張市を見ましたときに、本当に財政破綻したときに、本当にそこに住めなくなる市民の心情、そしてまた、そこで職員の85%がもうやめたいというふうに言っているという実情とか、一体だれが責任を持つんだろう。時の町長も市長もやめればそれでいいと。職員の皆さんも定年退職すればいいと。ですけれども、ここの土地に住まなければならないみんな高齢になっていったときに、絶対に自分だけがいい思いをして、この町で最後に安穩に人生の幕が閉じられるなんていうことは絶対ないというふうに思いますので、どうか今できるときにそれぞれの身を削って、そして真摯に仕事に取り組んで、自分たちの20年、30年後がみじめな東伊豆町にならないように、今こそ私たちが力を振り絞って、力を合わせて太田町長を支え、県にもしっかり物申せるような、財政力0.8なんですというふうなことを言ったって、でもいろいろ問題が多いもので、徴収率はどのと云ったら、県下で最低の徴収率だったり、あるいはいろいろな問題がある中で、とりあえず時間になりそうですので、これででも座ってしまうと、もう3問で終わりですよ。何か聞き忘れたことがあるかというふうに思うんですけれども、ずっと立っていただければいいんだというふうに言ってくれていますが。

それでは、議長、すみません。あと5分くらい時間の延長をしていただけますか。それでこれ……

(何事か言う声あり)

11番(居山信子君) そのまま。12時になったら終わっていただくということでやっておりましたけれども、それでは、答弁の方は午後いただくというふうなことにさせていただきます。

また、次の3月にも質問をしなくちゃいけない。だって、4月の新しい議員にこれをゆだねるなんていったら、新人のどういう皆さんが出てくるかわからないけれども、猛烈に勉強していただかなければ判断なんかできない中で、今もう勉強をして4月にもし残る人たちは、しっかり自分の見解も町民に示さなければならないというふうに思いますので、御答弁は午

後によろしくお願いたします。

議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

午前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（太田長八君） では、居山議員の第 3 回目の質問に対して。

まず、任意協の考えでございますが、これやっぱりいろいろ考えがありまして、確かに法的な根拠は全然ありません。フランクなことでございますけれども、やっぱり先ほど申しましたように、賀茂支援局の中の首長の話の中でも、任意協となるとやっぱりある程度そのまま法定協議会にいくようなこともありましたし、私と同じような考えを持っている人もいますもので、その点は御理解願いたいと思います。

そういう点で、いずれは任意協議会立ち上げなければならないと思いますけれども、現在では考えていないということだけは御承知願いたいと思います。

あと、合併の方向性を議会と当局で決めるというのではなく、ある程度住民にも情報完全提示いたしまして、その中で当局と議会に対応していきたい。そういう考えでございますもので、不透明さということは多分ないかと思えます。住民には情報を十分提示していきたいと考えております。

あと、資料の関係ですけれども、これは事務局に言いましてやったら、なるべく早く議員のもとにその資料を配付していくような方法でいきたいと思えますので、御理解願いたいと思えます。

以上です。

議長（定居利子君） 助役。

助役（鈴木新一君） 財政シミュレーションの関係でお答えしますけれども、16年決算の数値というのは県が大きな経費をかけて作成したものですから、それがなかった場合、賀茂地域でやる場合に新たな経費が生まれるわけですから、それがどれくらいかかるかわからな

い問題もありますし、首長さん方の方向が一つになっていないという現状を踏まえますとかなかなか難しい面もありますけれども、次回に検討させていただきたい、このように考えます。議長（定居利子君） 次に、第2問、「放課後児童クラブと放課後子供プランについて」を許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） それでは、第2問、放課後児童クラブと放課後子供プランについてお尋ねをいたします。

初めに、放課後児童クラブというのは、放課後児童健全育成事業として児童福祉法に定められた事業です。核家族や親が働きに出ることが増え、昼間保護者のいない家庭では、小学校低学年の児童を1人家で過ごさせることには問題があります。そのため、学校の終了時に学校の空き教室などを利用して、指導員が遊びの指導など、児童が集団で安心して過ごすことができる場所を提供して、その健全な育成を図るものです。

私は、この放課後児童クラブにつきましては過去3回質問をさせていただいております。前町長時代に、既に平成19年度より実施と伺いました。そしてまた、事業の継続性も前回太田町長に確認をさせていただきましたところ、平成19年度より実施で調査研究を進めていくという御答弁をいただいておりますので、この放課後児童クラブ事業推進までのスケジュールについてお伺いをするところでございます。

申すまでもなく、今子供たちの安全の問題、そしてまた、いじめも含めたところの教育のあり方そのものがまた社会全体の大きな問題になっている中、この取り組みは残念なことに、静岡県下では賀茂郡の下田市を除く町5町、そしてまた、もう1町西の方で実施していないあれは川根、それから本川根、この辺は合併してどういうふうな方向になりましたか。いずれにしても、県下でわずか6町くらいしかやっていないという。これは、かつて保育所、言うならば認可保育所がなかったうちの町のこの実情をそのまま物語っておりますように、放課後児童クラブという、言うならば働いている親御さんをどう支えていくかという子育て支援ということで、大変重要なこの課題につきまして、この取り組みのいかにが少子化対策の大きなポイントになることかと思っておりますので、それで第1点をお伺いをするところでございます。

さらに、2点目といたしまして、国の新規事業として放課後子供プランというのがございます。このプランにつきましては、閣議決定をされた中で5月通達も出されておまして、

緊急的な課題として、先ほど申し上げた子供の安全というふうな面でどういう取り組みが必要かということになりますと、この放課後児童クラブは低学年の1年から3年までの子供が対象というふうなことでありますので、この子供プランということでは全児童を対象にした新しい国の取り組みの中で、このたびの予算のあり方も、約1兆9,000億円ぐらい予算が計上をされている中で大変注目をしている事業でございます。当然どこでも放課後児童クラブは行っておりますけれども、さらに放課後子供プランということの取り組みをそれぞれどういうふうにしていくかということになっていくかと思っておりますので、御答弁の方をよろしくお願いいたします。

議長（定居利子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 居山議員の第2問の「放課後児童クラブと放課後子供プランについて」、第1点目、過去の質問答弁で19年度より実施と伺っているが、事業推進までのスケジュールを伺うについてにお答えいたします。

東伊豆町次世代育成支援行動計画の中で、放課後児童クラブにつきましては平成21年度までの目標事業となっており、現在実現に向けて調査検討をしております。

御存じのとおり、本事業は、児童館、保育所、学校の余裕教室、集会施設等の社会資源を活用し、実施することになっていますが、当町におきましては余裕教室が適所と考えております。そのような中で、稲取、熱川両小学校の両校長先生を交え、私の放課後児童クラブ創設の私意を伝え、快く了承をいただき、余裕教室につきましても確保していただきました。

さて、今後の開設に向けての計画であります。事業を実施していく中で最も重要でありますクラブへの参加者の把握であります。負担金、クラブ参加についての条件等を明記した上で募集を行い、実際何名の参加者がいるのかを調査していきます。その調査内容をもって施設の規模や開設場所を検討していきたいと考えております。その上で、19年度において要綱の整備、備品の購入、指導員の確保等を順次行い、平成20年度において開設していく方向で実施していきますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の「国の新規事業（19年度）の放課後子供プランとの整合性について」についてお答えいたします。

放課後児童クラブは、保護者が昼夜家庭にいないおおむね小学校1年生から3年生までの児童に対し、授業終了後に空き教室等を利用して適切な遊び場及び生活の場を与え、その健

全な育成を図ることを目的とした、厚生労働省が主体となる事業であります。これに対し、放課後子供プランは、すべての小学校区で全ての児童を対象とし、放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保する総合的な放課後対策事業であり、文部科学省が主体となる事業であります。

一番大事なことは、子供の立場に立っての事業選択が必要と思われませんが、放課後子供プランはすべての子供を対象としていますが、本当にその必要性があるのか、疑問を感じているところであります。いずれにしろ、静岡県下では放課後子供プラン実施に手を上げた市町は3市町と聞いております。全国的に普及するとなれば、おのずとこの事業のよしあしが情報として確認できるものと思われま

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） ひどい答弁をいただきました。御自分が答弁をなさった前定例会での発言のその信憑性、そしてまた信頼性というものを私は残念ながら信じられないと、前回何て言っているの。職員の皆さんも、議員が質問したことを前回どういうやりとりがあってどういう答弁があったかを調べなければいけないのではないですか。町長は、多岐にわたって町政全般を見ていくということで無理からぬことかと思えますけれども、私はもうこの問題は今回で4回目です。担当が新しくなったかもしれませんが、過去の質問の履歴を見て、このときに質問をしている、どういうやりとりがされているのかということをしかり見なければいけないのと、町長の答弁に対して、職員の皆さんは余りにも自分たちが支えていくというものがないのではないですか。町長やるよ、やるよとおっしゃっているわけですからね。それは、もう本当に怠慢だと思います。きっちりと町長がやるということについて、それぞれのお立場で次の議員の質問があったときにしかり答弁できるように、そしてまた事業の報告ができるように、状況によってはこの間質問された内容について、今こういうふうに事業を進めておりますという報告が委員会、協議会の中で報告があったっていいと思うんですね。一切そういうものがないというのが、この一般質問が余りにも形骸化して、また通り一遍のやりとりをしてその場を繕っていればいいというふうなことでは町はよくなりません。

私45回もやっていて、申しわけないんですけども、今ここに座っていらっしゃる方々だけでなく、本当に誠意がない。真剣さがありません。そして、議員をばかにしている。そしてまた、それぞれのお立場の仕事上のプライドがないと、そういうふうに私思わざるを得ません。も

しこれに対して異議のある方は、私の発言が終わりました後に個人的に申し受け付けますので、おっしゃってください。

つまり、この議事録を見ていただければ、町長は何とおっしゃったかという、放課後児童クラブの実現、居山が言ったように、県内で放課後児童クラブがないのはこの郡の5町、あと川根と川根本町。非常に恥ずかしい感じがする。「一日町長室」でもこの問題が出た。さらに、学校訪問のときにもこの問題が出た。これは、積極的に取り組んでいかなければならない問題であると考えています。これは、積極的に自分自身は取り組んでいきたいと考えているというふうに前回おっしゃっているわけです。さらに、この答弁の中で言われていることは、前向きに検討していきたいというふうなことでの御答弁と、それと調査と研究をするというふうに、今回と同じようなことをおっしゃっているわけです。では、その調査と研究はどこまで進んでいるんですかということをお伺いをしたいと思います。実現に向けて調査検討、これは前回も言っておりましたので、どこまで調査と検討、何をしたのか伺いたいと思います。

熱川小学校の余裕教室、これを両校長に承認をいただいた。いつ校長にお話をしていつ承諾を受けたのか、それを教えていただきたいというふうに思います。

さらに、小さな子供を持つお母さんたち今一生懸命働いていらっしゃるんですけども、保育ママに預けたり何かしている中で、これはもう再三前の質問にも言いました。今は何とかやれるけれども、子供が1年生になったときに今働ける状況にないと。何とかこれをほかでやっているのに、うちの町だけ何でやってくれないのというふうに、切実な声をもう2年前にいただいているんです。それから質問を私は続けてまいりました。ぜひ、口ばかりの答弁ではなく、誠意のある、そして子供たちを本当に健全に育成していこうというふうに思ったときに、今この事業の重要性、必要性を感じないなんていう、こんな答弁を書いたのはどなたなんですか。町長が書いているとは思いません、町長の答弁書であっても。担当課が書いているのではないのでしょうか。もう絶対にこの放課後児童クラブは必要なんです。それと同時に、それだけでなく、今子供の安全ということから、国の方では放課後子供プランまでやろうと、本当に予算づけもたくさんしてやっているわけです。インターネットで検索すれば、もういっぱいいろいろな資料が出てきます。ぜひ今後の取り組みを私は注目をしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

言いたいことはほかにもありますけれども、いいです、とりあえず。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 前回の6月の一般質問の中で、放課後児童クラブに対しては積極的にやりたいということで、19年度の開設確かに言いました。その中で、当局に担当が調べましたところ、6月にやった段階で、これ補助事業を受けなければちょっとできないものでもので、この中で町長、補助事業が5月に決定したもので、5月でなければできないと言うもので、やむを得ずこの19年度施設整備、20年度開設ということになりました。これは、私のやりたいという気持ちのがやり過ぎまして、ちょっと行き過ぎた面がありますもので、ちょっと職員に迷惑をかけたかなというふうに考えております。

そして、私が考えていたのは放課後子供プラン。これに関して、児童クラブの方はもうやるということで、子供プランについては1年生から6年生までが対象でありますもので、この対象者を果たして放課後ずっと学校内ですか、放課後引き取ってやって、果たして子供たちにいい影響を与えるかどうか、その辺いろいろ研究しながらやっていきたいと思っておりますので、この点また御理解願えればありがたいなと思っております。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 職員は、それぞれたくさんお仕事を抱えているかというふうに思いますが、今議員の人数が少ない中で、私たちが提案する政策、またさまざまな課題というものをどこまで真摯に受けとめてくださっているのかなというふうに思うものでございます。私は、職員の皆様の報酬について、今御自分たちの仕事に見合う仕事をしていただいているのかなというふうに思ったときに、ぜひ削減していただきたいなというふうに思うのが私の心情でございます。

何回質問をしましても、この次世代育成プランの中では21年だ。町長、この間も私申し上げました。この前にエンゼルプランというのが町にもあったんです。そのときには、もう既に2カ所で19年度には当然もうできている計画だったんです。それができていないから、継続して、今度さらに延ばして21年にやりますという計画なので、そこを私この間申し上げますよ、前プランのときには当然やっている事業なんだよということを。こういうちょっとしたやりとりの中だから、議事録見ればわかりますけれども、聞き逃してもやむを得ないかと思っております。

この次世代育成行動計画の中に、町長、言うならば給食費の問題というものをどういうふうに取り上げていらっしゃるのか。私は、もちろんそれは結構なことですが、町長の公約とはいうものの、この行動計画というものは、データをもとに、委員会もその中で検討してつ

くり上げたプランなんです。このプランができないうちに、もちろん公約であるかもしれませんが、これの次に町長の公約実現だっていいんじゃないですか。これは、何年までにこうやりますよという町民に対する現政権の約束事なわけですから。町長は、今年就任をされた中で、御自分の気持ちとしてそれなりに給食費問題等あるかもしれませんが、私は給食費のその問題もさることながら、もっとやっていただかなければならない課題もあり、この行動計画のアンケートの中にも、67ページを担当課長も後でよく見ておいてください。よろしいでしょうか、局長。67ページ、この次世代育成のここの中に、放課後児童クラブのその実情がちゃんと書いてありますから、これをしっかり読んでいただきたいというふうに思います。

この問題については結構でございます。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 居山さん、勘違いしていると思いますよ。壇上の答弁で、平成19年要綱の整備、備品の購入、指導員の確保を行い、20年度には開設するんです。21年度ではないんです。

（「19年にやるって言ったではない」の声あり）

町長（太田長八君） 19年に関してはさっき言ったでしょう。私のミスでございまして、やりたいんだけど、補助事業が5月なもので、ちょっと時がずれたと。

（「絶対20年度にやってください」の声あり）

町長（太田長八君） それは、もう壇上でちゃんと書いてありますもので、その点は御理解願いたいと思います。

議長（定居利子君） 次に、第3問、「町男女共同参画プラン推進実施について」を許します。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

11番、居山信子さん。

(11番 居山信子君登壇)

11番(居山信子君) お尋ねをいたします。

東伊豆町男女共同参画プラン推進実施についてお尋ねをいたします。

この男女がともに支え合う「輝いてひがしいず～男女共同参画推進プラン」、これもようやくでき上がりました。この内容につきましてはたびたび申し上げているとおりに、全町的な皆さんの御理解がなくしてこのプランができ上がっても意味がないよということは申し上げてまいりました。

このたび講習会が開かれまして、職員の研修会、そこで県の職員が見えていろいろお話をしてくれましたけれども、これは非常に中身の多いものをスライドを使っての話で、遠くの方には把握がしにくかったかと思えますし、職員の皆さん何名中何名出席をなさったのか伺いたいというふうに思うわけですが、その前に推進委員会の設置、そしてまた公募ということについてのお考えをお伺いをしたいと思います。

さらに、この19年のプラン具体的にどのような推進をしていくのか、その実施方法についてお尋ねをいたしたいと思えます。

議長(定居利子君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) 居山信子議員の第3問、「町男女共同参画プラン推進実施について」、1点目、推進委員会設置、公募について、2点目、19年度のプランの具体的推進、実施について、関連していますので、一括して答弁いたします。

まず、推進委員会設置、公募についてお答えいたします。

6月議会のときにもお答えしましたが、本年度でき上がりました東伊豆町男女共同参画プラン「輝いてひがしいず～男女共同参画推進プラン」計画書を町議会議員を初め関係機関へ配付し、図書館、保健福祉センター、アスト会館などの公共施設で閲覧できるようにしたところでございます。このプランを啓蒙するため、全戸にダイジェスト版を配布し、さらに広報「ひがしいず」に取り上げ、町ホームページへ掲載すべく準備を進めています。研修会についても、職員対象の研修会を10月に企画し、静岡県男女共同参画室から講師を迎え、町議会議員、社会教育委員の参加を得て実施いたしました。計画書は、継続的に啓蒙し、推進することが大事だと考えております。

推進委員会設置、公募についての考え方ですが、策定は教育委員会が取りまとめをしたこ

とから、委員会の設置要綱（案）の作成についてはできるだけ早く着手したいと考えています。

また、推進体制につきましては、委員の選任等含め、教育委員会だけでなし推進部署と協議し、検討し対応するよう指示したところでございます。

次に、19年度のプランの具体的推進、実施についてお答えいたします。

計画書は、人権の尊重、男女平等、機会均等を基本理念とした内容になっており、基本方針に基づく施策の方向、内容が示されております。平成19年度は、この施策を実行に移すために、新たに設置する（仮称）男女共同参画プラン推進委員会で実施プランについて検討していただき、方策を決定し、一つ一つ実施していきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（ 1 1 番 居山信子君登壇 ）

11番（居山信子君） 残りわずかな時間になりましたので、簡潔に伺いたいと思います。

さきの定例会でいただいた答弁の中にも、このプランの具体的な周知方法を伺いましたときに、各事業所、商工会通じて周知をするというふうにおっしゃいました。これはいつなされたのか、どのようにされたのか。

次に、町のホームページや有線テレビを通してプランの周知を図るというふうにおっしゃいました。これは、いつどのようになされたのか伺いたいというふうに思います。

あと、このプランの推進、委員会設置ということで町長よろしいでしょうか、理解させていただきます。ただ、公募はしないよということなんでしょうか、今のところ。これから考えていただくということですが、やはり反対意見がある人もいろいろな人がいても、しっかり委員会には入れて議論をしていくことが大事です。やりやすいような体制づくりでまちづくりをしても、町の発展はありません。私は、そういう意味から、合併というものの問題にちょっと外れますからやめましょうか。いずれにしても、新しい風を入れて、そして町を活性化させていくというふうなことで必要なのは、委員もそうなんですが、ぜひ公募をして、こういう委員会、男女共同参画プラン推進のための委員会が設置をします。ぜひ公募に応じていただきたいというような形の投げかけをしてみて、果たして意識がそこまで町の方であるかどうかわかりませんが、そういう投げかけくらいはしてみたいというふうなことで再度お伺いをしたいというふうに思います。お願いいたします。

議長（定居利子君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（富岡廣光君） 商工会に配った日にちは、ちょっと資料がございませんで、明快なことはちょっとお答えできませんけれども……

（「配ったことは事実でしょうか」の声あり）

教育委員会事務局長（富岡廣光君） 男女共同参画プランを配付いたしました。

（「委員長、暫時……」の声あり）

議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時27分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

町長。

町長（太田長八君） この先ほどの質問、商工会、ホームページ、広報「ひがしいず」、これに関してはまだ町として対応しておりません。これは、大変居山議員の熱意ある熱いうちに鉄を打て、そういう言葉にちょっと反したもので反省しておりますので、これは早急に取り組みたいと考えておりますもので、よろしく願いいたしたいと思います。

そして、公募の件につきましては、いろいろの居山議員は居山議員の考え、私も私の考えもあるので、いろいろ総合的な判断いたしましてその点はまた決めていきたいと思っておりますので、御理解よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（定居利子君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） すみません。広報「ひがしいず」には載ってありましたね。何月号でしたっけ。11です。

（「9月」の声あり）

11番（居山信子君） 9月。載っておりましたので、ただ、これだけのもので、非常にプラン全体をアピールするにはもう一工夫欲しかったかなと。紙面の都合があるかと思うんですけれども、せっかくできたプランを町民にいかに周知するかということがとても大事だというのを前教育長も、私にプラン策定のいろいろな提案をしましたときに、とにかく広報、周知、この徹底が一番大事だと。つくることよりもそこが大事だよというふうに時の教育長

の答弁をいただいております、今後重ねて何回か、どんなふうに推進しているかはまたまた私のライフワークとしてやっていきたいと思っています。

なぜ男女共同参画かという、根底は人権の尊重なんです。そしてまた、今DVの問題とかいじめとか、結局はそこにお互いが尊重しないものがいっぱい問題の背景にあるわけで、何よりも人として、男とか女とかに関係なく、子供だからとか大人だからとか関係なく、すべての人を大切にしていって、その精神こそがこのまちづくりの根幹をなすものと私は信念を持っておりますので、特にこの男女共同参画ということについては、人権尊重ということから叫び続けてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（定居利子君） 答弁はよろしいですか。

以上で、11番、居山信子さんの一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第2 議案第65号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（定居利子君） 日程第2 議案第65号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） ただいま提案されました議案第65号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消防組織法と消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、第1条及び別表の改正をするものでございます。

詳細につきましては消防長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 消防長。

消防長（村木千賀史君） ただいま提案されました議案第65号について御説明申し上げます。

東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する内容でございます。

添付されております資料をもとに説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、後ろから2枚目の第1条の新旧対照表をごらんください。

これは、消防組織法が改正されたために、下線部分の現行の第15条の3を第25条に改める内容でございます。

次に、別表、支給額の改正ですが、次の最後のページの表をごらんください。

これは、消防団員と公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されたために、別表を改定するものでございます。この別表中の網かけの部分、つまり勤続年数が10年以上、25年未満で退職される本部長、分団長から班長までの階級について、それぞれ一律に2,000円ずつ引き上げる内容でございます。網かけされた金額が改正後の支給額となります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 東伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営大川海浜プール）

日程第4 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）

日程第5 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営片瀬海浜プール）

日程第6 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営白田海浜プール）

日程第7 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）

議長（定居利子君） 日程第3 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営大川海浜プール）、日程第4 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）、日程第5 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営片瀬海浜プール）、日程第6 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営白田海浜プール）、日程第7 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）を一括議題といたします。

町長から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） ただいま一括上程されました議案の提案理由を申し上げます前に、公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

本議会定例会において指定管理者の指定は、ただいま上程されました5件のほかに3議案、計8議案提案させていただいております。該当する議案は、新たに設置された東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会の3回の審議結果により、指定管理者の指定を決定したものに基づくものでございます。

それでは、議案第66号から議案第70号まで順次提案理由を申し上げます。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営大川海浜プール）。

東伊豆町営大川海浜プールの指定管理者に、大川温泉観光協会を指定するものでございます。

続きまして、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）。

東伊豆町営熱川海浜プールの指定管理者に、熱川温泉観光協会を指定するものです。

続きまして、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営片瀬海浜プール）。

東伊豆町営片瀬海浜プールの指定管理者に、片瀬温泉観光協会を指定するものです。

続きまして、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営白田海浜プール）。

東伊豆町営白田海浜プールの指定管理者に、白田温泉観光協会を指定するものです。

最後になりますが、議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）。

東伊豆町営稲取海浜プールの指定管理者に、稲取温泉観光協会を指定するものです。

議案第66号から議案第70号の詳細につきまして観光商工課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、一括上程されました5件の議案の提案理由の説明とさせていただきます。

議長（定居利子君） 観光商工課長。

観光商工課長（楠山節雄君） ただいま上程されました議案第66号から議案第70号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営大川海浜プール）。

東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例（平成18年東伊豆町条例第18号）第3条第1項の規定により、東伊豆町営大川海浜プールの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、東伊豆町営大川海浜プール。指定管理者、所在地、東伊豆町大川73番地の2、名称、大川温泉観光協会。指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間といたします。

続きまして、議案第67号から議案第70号につきましては、昨日議会運営委員長の方から説明がありましたように、議案番号、施設の名称、指定管理者のみを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第67号、施設の名称、東伊豆町営熱川海浜プール。指定管理者、所在、東伊豆町奈良本994番地、名称、熱川温泉観光協会。

議案第68号、施設の名称、東伊豆町営片瀬海浜プール。指定管理者、所在、東伊豆町片瀬49番地の1、名称、片瀬温泉観光協会。

議案第69号、施設の名称、東伊豆町営白田海浜プール。指定管理者、所在、東伊豆町白田211番地の1、名称、白田温泉観光協会。

議案第70号、施設の名称、東伊豆町営稲取海浜プール。指定管理者、所在、東伊豆町稲取1602番地、名称、稲取温泉観光協会。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） この指定管理者、この制度の形の中で今質問したいのはこの海浜プールのことですけれども、過去の予算書、決算書を見ますと、この施設の改修費というのが毎年の形の中で計上されてくるわけでございます。そういう中で、この管理指定者をここで指定していくという形につきまして、ここで発生するプールの入場料ですか、そういうものと、それからそこに発生する修理、その修繕費というものの割合はどのような処理をなさるのか、説明をしていただきたいなと思いますけれども。

議長（定居利子君） 観光商工課長。

観光商工課長（楠山節雄君） プール本体の維持補修につきましては、基本的には町の方で工事費として予算計上させていただく形は変わりありません。ですから、指定管理されるところが負担をするという形にはなりません。プールについては料金設定が条例の中で明示されておりますので、そこから上がる収益につきましては通常の維持管理、人件費、あるいは光熱水費、薬品代、あるいは保険料、そうしたものに充てられることとなります。

以上です。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 今の説明でいくと、修繕費、改修費ですよね。その維持管理費については従来どおり町が負担していくと。それから、人件費についてはそこで出てくる収益性の中で処理をしていくという話ですけれども、この入園料の統一性、要するに赤字が出たプールは高くなるとか、大勢利用するところは安くなるとかと、そういう整合性はあるんですか。その点についてどうぞ。

議長（定居利子君） 観光商工課長。

観光商工課長（楠山節雄君） 料金設定につきましては前回の議会だけでなく、その前の委員会等でも協議をしていただきました。同じ町内の子供たちが格差が生じるということはやっぴりいかなものかということで統一性を図らせていただきました。そんなことから、それだけでなく以前のずっと収支の状況を見ますと、収入から支出を差し引いたものが赤字という形の実情は、どこの温泉場のプールにおいてもそういう形になっております。ですから、観光協会の一般の予算の中からプールの補修というのですか、維持管理に対して補てんがされているような状況です。

以上です。

議長（定居利子君） 6番、鈴木 勉さん。

6番（鈴木 勉君） 今の再質問になるわけですけれども、統一されている、要するにプールの利用料というものが、町が指定管理をしたところに指導できるのかなというのがそこに再質問としていくわけですけれども、その点どうですか。

議長（定居利子君） 観光商工課長。

観光商工課長（楠山節雄君） 町内の子供の料金、大人の料金については先ほど言いましたように、条例の審議をしていただいた中で統一性を図りましたけれども、町外者についてはそれぞれのやっぱり観光協会で抱えている諸問題もありますので、そちらの方で設定をしていただくという形になりますので、ばらつきはあります。付き添いの保護者についても無料のところもありますし、有料化しているところもありますので、その辺については各地域の協会の実情に合わせた価格設定になっております。

以上です。

（「了解」の声あり）

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営大川海浜プー

ル)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営熱川海浜プール)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営片瀬海浜プール)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営白田海浜プール)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町営稲取海浜プール)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(田町コミュニティ防災センター)

日程第9 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良本地区多

目的研修集会施設)

議長(定居利子君) 日程第8 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(田町コミュニティ防災センター)、日程第9 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良本地区多目的研修集会施設)についてを一括議題といたします。

町長から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) ただいま一括上程されました議案第71号、議案第72号につきまして順次提案理由を申し上げます。

議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(田町コミュニティ防災センター)。

田町コミュニティ防災センターの指定管理者に、田町区町内会を指定するものです。

詳細につきましては後ほど企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良本地区多目的研修集会施設)。

奈良本地区多目的研修集会施設の指定管理者に、奈良本区を指定するものです。

詳細につきましては建設産業課農林水産担当参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、一括上程されました2件の議案の提案理由の説明とさせていただきます。

議長(定居利子君) 企画調整課長。

企画調整課長(鈴木忠一君) ただいま一括上程されました議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(田町コミュニティ防災センター)につきまして、朗読をもちまして内容を御説明いたします。

田町コミュニティ防災センターの設置及び管理等に関する条例(平成18年東伊豆町条例第19号)第4条第1項の規定により、田町コミュニティ防災センターの指定管理者を次のとおり指定します。

施設の名称、田町コミュニティ防災センター。指定管理者、所在地、東伊豆町稲取352番地の1、名称、田町区町内会。指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(定居利子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(田町コミュニティ防災センター)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良本地区多目的研修集会施設)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(「暫時休憩」の声あり)

議長(定居利子君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時52分

議長(定居利子君) 休憩を閉じ、再開いたします。

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良本地区多目的研修集会施設)について、町長より説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) 建設産業課の参事より説明させていただきます。

議長(定居利子君) 建設産業課参事。

建設産業課参事兼農業委員会事務局長（木村近志君） ただいま上程されました議案第72号 公の施設管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）について、朗読をもって説明させていただきます。

公の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）。

奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例（平成18年東伊豆町条例第20号）第4条第1項の規定により、奈良本地区多目的研修集会施設の指定管理者を次のように指定する。

施設の名称、奈良本地区多目的研修集会施設。指定管理者、所在地、東伊豆町奈良本252番地の1、名称、奈良本区。

以上ですが、補足説明をさせていただきます。

この施設は、昭和62年、新農構改善事業でした内容です。

以上です。よろしく審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（奈良本地区多目的研修集会施設）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町いきいきセンター）

議長（定居利子君） 日程第10 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（東伊

豆町いきいきセンター)についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) ただいま提案されました議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町いきいきセンター)の提案理由を申し上げます。

東伊豆町いきいきセンターの指定管理者に、東伊豆町シルバー人材センターを指定するものです。

詳細につきましては住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) 住民福祉課長。

住民福祉課長(木田和芳君) ただいま提案されました議案第73号について、朗読をもって説明させていただきます。

議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町いきいきセンター)。

東伊豆町いきいきセンターの設置及び管理等に関する条例(平成13年東伊豆町条例第25号)第10条第1項の規定により、東伊豆町いきいきセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、東伊豆町いきいきセンター。指定管理者の所在地、東伊豆町白田306番地。指定管理者の名称、東伊豆町シルバー人材センター。指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

以上であります。よろしく御審議お願いいたします。

議長(定居利子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(東伊豆町いきいきセンター)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

議長(定居利子君) 日程第11 議案第74号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第74号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についての提案理由を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が実施されるため、その運営主体となる広域連合を県下全市町が加入して設置するものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(高羽 勇君) それでは、ただいま提案されました議案第74号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、朗読をもって説明させていただきます。

次のページをお開きください。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約。

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、静岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、静岡県内の全市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、静岡県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する義務

(4) 保健事業に関する事務

(5) 前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、静岡市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1) 市長 6人。

(2) 町長 4人。

(3) 市議会議員 6人。

(4) 町議会議員 4人。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第 2 項第 1 号に掲げる者 すべての市長をもって組織する団体又は関係市町(市に限る。)の長の総数の 8 分の 1 以上の者。

(2) 前条第 2 項第 2 号に掲げる者 すべての町長をもって組織する団体又は関係市町(町に限る。)の長の総数の 8 分の 1 以上の者。

(3) 前条第 2 項第 3 号に掲げる者 すべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町(市に限る。)の議会の議員の定数の総数の 20 分の 1 以上の者。

(4) 前条第 2 項第 4 号に掲げる者 すべての町議会の議長をもって組織する団体又は関係市町(町に限る。)の議会の議員の定数の総数の 20 分の 1 以上の者。

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する者にあつては各市議会、前条第 2 項第 2 号及び第 4 号に規定する者にあつては各町議会において選挙するものとする。

3 各市町議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 95 条の規定を準用する部分を除く。)の例による。

4 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町議会における選挙についてはすべての町議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 2 人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長が関係市町の会計管理者のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

- 2 会計管理者が関係市町の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県の支出金

(4) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第 2 により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年 2 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 2 項、第12条第 5 項及び第13条第 2 項の規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年 3 月31日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 平成19年 3 月31日までの間における第14条の規定の適用にあつては、同条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第 2 項の規定にかかわらず、静岡県市町村センターにて行うものとする。

次のページをお開きください。

別表第 1 (第 4 条関係) ですが、これは市や町が行う事務となっております。

1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付

2 被保険者証及び資格証明書の引渡し

3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付

以下 6 までありますが、これは町が行う窓口事務となっております。

次に、別表第 2 (第17条関係) ですが、市や町が負担金等の定めをしてあります。

1 共通経費の負担割合は、高齢者人口割50%、人口割40%、均等割10%となります。

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額。公費負担割の関係で、医療給付費の10分の 1 を一般会計で負担することになります。

3 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額。これは、町が集めた保険料はす

べて広域連合に納めなさいということになっております。

次に、備考ですが、高齢者の人口割、2では人口割の算定基準をうたっております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。
議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） これは、法律的な問題があるというふうには思うんですけども、2つのことをちょっとお伺いしたいんですが、1つは、この仕組みでいきますと、昨日の一般質問でいわゆる保険証の連合会の問題いろいろやりましたけれども、そうすると、今まではまだ連合会の一員という部分でいえば、市町村長が連合会の役員等で発言権というのはそこにあったわけですよ。今後は、この形でいくと、それぞれ市町それぞれ議員4人ずつだと、市議、町議4人ずつだということになると、東伊豆町ではこういうふうに対応したいというふうな問題、また問題提起というのは完全に生かされないと。よっぽど何かして、町長が例えばその広域連合の議員になったりしない限りは、ほとんど東伊豆町でいろいろ起きた問題については生かされないという可能性。これは、ある面では合併ですから、市町村の都合は関係ないと。それで、選ばれた数が多いところの選ばれた議員の何人がが牛耳って、そこでの意見調整すれば、小さい町から出てきた問題提起というものは生かされないという可能性というのが一つあるんじゃないかなということと思うんですが、この問題が1つと。

もう一つの問題は、一番最後の経費の問題なんですが、この経費負担割合というものを考えたときに、どう考えても静岡、浜松を中心にして、東海道沿線というのは高齢化率が15%とか20%以下の町ですよ。賀茂郡であったり、浜松でも中部の南アルプスに近いところ、川根とか、そういうところというのはこの町村の場合は高齢化率が非常に高いわけですよ。考えてみれば、静岡県の人口全部で三百二十万、三十万人の中で、浜松と静岡だけで150万人ですよ。こういう人口構成をしている中で、高齢化率の状況がある中で、高齢者割合が50%ですよ。人口割合は40%ですと。均等割合10%というのと、どう考えてみたら、これは我が町を含めたやっぱり高齢化率が進んでいる町村の割合というのは非常に重たいんじゃないかと。今までも老人医療においては拠出金のやっぱり制限がありましたよね。25%制限とかあったんですけども、そういう状況からしたら、これ天井知らずで、高齢化していくということ、またそういう状況を考えると、小さい我が町みたいな負担というものほとんどない重いものになっていくんじゃないかなというふうと思うんですけども、この辺について

はどうでしょうか。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） 議会の議員さんが各市町にはいないということで、では各市町の意見を取り入れないかということですが、それはまたそのとおりだと思います。それは、規則か何かで別の方法で事務局の方も考えていると思います。

それから、経費の算出ですと、当初は高齢者人口割が3分の1、人口割が3分の1、それから均等割が3分の1となっておったんですけれども、それでは高齢者人口が多い町とか小さい市町が負担が多過ぎるということで、この高齢者人口が50%、人口割が40%、均等割が10%に引き下げてもらってあります。

以上です。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 先ほどの問題提起が取り上げられないではないかということです。一応今県の町長会か、その中で賀茂郡の占める割合が結構多いもので、必ず1人はこの代表に行くではないかという中で、各町の問題はその代表者に問題提起できると思います。それを取り入れるかどうかはまた別の問題でありまして、いろいろな問題はこの町の郡の代表者には問題提起は投げかけられると自分自身は考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） ある面でいうと、これがやっぱり合併の一つなんだなということなんですよね。やっぱり、小さくなるとこういう形。まして、これ静岡県という一つの大きなくくりでやっている中で、小さい町の意見というものはやっぱり取り入れられないということだと思うんですけれども、今課長が言われたような負担割合で、確かに3分の1、3分の1、3分の1からすると大分よくなったというふうには思うんですけれども、それこそこれもシミュレーションやっていかないといけないんじゃないかというものがあると思うんですけれども、将来的な負担増の状況を考えると。というのは、浜松や静岡というのは、高齢化の状況というのは賀茂郡なんかの状況からしたら遅いですよね。低いし、遅いんですよ。若い人の流入や何か、いろいろな形あるではないですか。我が町を初め賀茂郡等々では、逆に急速にこれが進んでいくわけですよ。そうして見ると、3分の1、3分の1、3分の1の負担割合よりはまだいいとはいっても、やっぱりこの見直しというのは1回決めてしまうと、そのやっぱり議会で全体的なコンセンサスがなければいけない。また、今までの計算センターやつくし学園の問題と同じで、それぞれの市町村の議決等々、いろいろな問題が出

てくるのではないかと思うので、そこでの負担割合ちゃんと決めていかなければならない。この辺シミュレーションやっているんですか。将来的に高齢化が進む人口が小さい賀茂郡、また東伊豆町なんかにとって、まだまだ不利な状況が残っているのではないかと私は思うんだけれども、どんなですか。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） この経費は共通経費でございます、職員の人件費、それから物件費とか工事費、最初工事費がどうしてもかかるんですよ。それがもうスタートしてしまえば工事費そんなにかからないと思うものですから、あと職員の人件費というのが大きなウエートを占めてくると思います。だから、そんなには、19年度予測しているのはやっぱりうちの町で300万円ぐらい、20年度が400万円ぐらい、もうそれが限度で、それ以降は増えないような私は気がしております。

以上です。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について

議長（定居利子君） 日程第12 議案第75号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第75号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法に対応して、伊豆つくし学園組合の共同処理事務に相談支援事業及び地域生活支援事業に関する事務を新たに加えるものであります。

詳細につきましては住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長(定居利子君) 住民福祉課長。

住民福祉課長(木田和芳君) ただいま提案されました議案第75号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について、朗読をもって説明とさせていただきます。

2ページ目をごらんください。

伊豆つくし学園規約の一部を変更する規約。

伊豆つくし学園組合規約(昭和47年静岡県指令地第2号)の一部を次のように変更する。

第3条中「短期入所の実施」の次に「、同条第17項の規定による相談支援事業の実施、同法第77条の規定による地域生活支援事業の実施」を加える。

附則

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行し、変更後の伊豆つくし学園組合規約の規定は、平成18年10月1日から適用するということであります。

参考資料といたしまして、規約の新旧対照表と伊豆つくし学園組合の規約を添付してありますので、新旧対照表をごらんください。

改正後をごらんください。改正後のアンダーラインの1行なんですけど、相談支援事業、地域生活支援事業を組合の共同処理する事務として今回追加させていただきました。

以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(定居利子君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

議長(定居利子君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第13 議案第76号 平成18年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)

議長(定居利子君) 日程第13 議案第76号 平成18年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) それでは、ただいま提案されました議案第76号 平成18年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に909万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を44億3,437万8,000円とするものであります。

主な補正内容といたしまして、歳出においては稲取漁港整備事業負担金、老人医療会計繰出金、老人のための明るいまちづくり推進事業委託料、介護保険特別会計繰出金等が増となり、一方、介護保険地域支援事業繰出金、中山間地域総合整備事業負担金、健康増進事業委

託料、介護予防事業給付委託料などが減となっております。

また、歳入においては、稲取漁港整備事業債、土地売払収入、町有地貸付料、県議会議員選挙委託料、コミュニティ事業助成金などが増となりますが、固定資産税滞納繰越分、健康増進事業参加費負担金、熱川桜山整備事業債、入谷地区農用地開発事業受益者負担金などが減となったことに伴い、財政調整基金から1,690万円を繰り入れ措置し、調整を図った内容となっております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長（定居利子君） 総務課長。

総務課長兼防災監（加藤 悟君） それでは、ただいま提案されました議案第76号 平成18年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、内容を説明いたします。

平成18年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ909万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,437万8,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」によります。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

9ページをごらん願います。

2歳入、主な補正内容について説明いたします。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、補正前の金額から1,000万円減額し、13億5,775万7,000円といたします。細節1滞納繰越金の1,000万円の減額は、景気の動向や現在までの収納状況を踏まえ、財政運営上年度末に支障を来さないよう措置した内容であります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、補正前の額から440万円を減額し、60万円といたします。細節1入谷地区農用地開発事業受益者負担金440万円の減は、需用費の減少に伴い、受益者の負担が減少した内容であります。

次に、2項負担金、1目民生費負担金、補正前の額から77万4,000円減額し、2,675万

3,000円といたします。細節1 保育ママ事業保育費負担金43万2,000円は保育対象者の増であり、細節2の保育所保険料負担金の120万6,000円の減は保護者の所得確定等に伴う減額措置であります。

10ページをごらん願います。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目環境衛生使用料、補正前の額に32万7,000円を追加し、38万7,000円といたします。細節1 永代使用料32万7,000円は、旧墓地を2区画を分割した内容であります。

7目教育使用料、補正前の額から177万2,000円を減額し、1,501万9,000円といたします。

1節幼稚園使用料122万2,000円の減は、各幼稚園ともに現状の保育状況に伴い調整をした内容であります。2節保健体育使用料55万円の減は、町営熱川スポーツビレッジテニスコートを10月末日に閉鎖したことに伴う減であります。

11ページをごらん願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の額に493万円を追加し、8,148万3,000円といたします。細節1 身体障害者施設訓練等支援費負担金73万9,000円は施設入所者が1名増による内容であり、細節4及び細節5の減は調整分による減であります。

3目災害復旧費国庫負担金、補正前の額から48万7,000円を減額し、385万円といたします。細節1 道路橋梁災害復旧費負担金の48万7,000円の減は事業費確定に伴う減であります。

12ページをごらん願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、補正前の額から94万1,000円を減額し、8,965万7,000円といたします。1節社会福祉費負担金94万1,000円の減の主な内容は、細節2 保険基盤安定負担金129万6,000円の減は確定に基づく減で、細節5 身体障害者施設訓練等支援費負担金36万9,000円は施設入所者増によるもの。細節8 知的障害者施設入所者医療費給付負担金の減は精算によるものであります。

13ページをごらん願います。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正前の額に197万9,000円を追加し、4,842万7,000円といたします。1節社会福祉補助金118万4,000円の主な内容は、細節4 多様な保育推進事業費補助金76万8,000円は保育ママ制度対象者の増、細節6 重度心身障害者医療費制度補助金及び細節19 乳幼児医療費助成事業費補助金の増は、医療費の増による措置であります。

19款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正前の額に156万9,000円を追加し、1,798万6,000円といたします。6節選挙費委託金153万8,000円は、来年度静岡県議会議員選挙の準備費としての委託金で、総額の約20%分の補正措置であります。

14ページをごらん願います。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に173万4,000円追加し、7,463万5,000円といたします。1節土地貸付収入173万4,000円は、東京電力貸し付け分が3年分納入されたことに伴う措置であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正前の金額に604万8,000円追加し、887万3,000円といたします。1節土地売払収入604万8,000円は、旧南伊豆総合計算センター用地売却に伴う当町の配分額を措置した内容であります。

15ページをごらん願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の額に1,690万円追加し、1億3,990万円といたします。1節財政調整基金繰入金の増は、歳入予算及び歳出予算の補正措置を講じ、調整後の不足額を補正措置いたしました内容であります。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正前の額から984万円を減額し、7,439万5,000円といたします。6節消防団員退職報償金108万8,000円の減は、団員年齢を引き上げたことに伴う減額措置であります。7節介護予防事業徴収金、細節2健康増進事業参加負担金744万1,000円の減は、筋力アップトレーニング事業の取りやめに伴う参加負担金の減であります。

16ページをごらん願います。

8節雑入、細節13介護予防支援費304万5,000円の減は事業対象者の大幅な減によるものであり、細節14コミュニティ事業助成金120万円の増は、宝くじ普及事業として財団法人自治総合センターから大川区への交付決定による減額措置であります。

次に、22款町債、1項町債、1目農林水産業債、補正前の額に1,500万円追加し、5,550万円といたします。1節中山間地域総合整備事業債の120万円の減は、入谷地区農用地開発事業及び農道整備に係る事業費の確定に伴う負債額の変更による減額措置であります。2節稲取漁港整備事業債の1,620万円の増は、東防波堤かさ上げ工事に係る県の追加配分による起債額の変更による増額措置であります。

2目商工債、1節観光施設整備事業債、補正前の額から720万円を減額し、1,960万円といたします。1節熱川桜山整備事業債は、事業費の確定により起債額の変更による減額措置であります。

9目災害復旧債、2節公共土木施設災害復旧債、補正前の額に10万円追加し、190万円といたします。1節公共土木施設現年発生補助災害復旧事業債の10万円の増は、町道白田天城線災害復旧工事費の事業費確定により起債額の変更に伴う増額措置であります。

17ページをごらん願います。

次に、3の歳出について、主なものを説明をいたします。

今回の補正予算に関する各課にわたる人件費の補正措置につきましては、任期満了で退任いたしました収入役及び町長が議員であったことに伴うこと、さらには飯田議員が辞職をしたことに伴う報酬の調整、さらに、変動を伴う職員手当関係の総体的調整を今回の補正で対応させていただきましたので、御理解をお願いをしたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正前の額から515万3,000円を減額し、5,855万4,000円といたします。1節報酬、議員報酬352万8,000円の減、3節職員手当、細節14議員期末手当101万4,000円の減、4節共済費、細節6基金共済組合納付金39万2,000円の減は、いずれも2名の議員欠員に伴う人件費の減額措置であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額から447万1,000円を減額いたしまして4億8,219万円といたします。2節給料、細節4収入役給311万7,000円の減、3節職員手当、細節1期末勤勉手当162万円の減、4節共済費、細節1共済組合納付金77万円の減は、いずれも収入役退任に伴う減額措置であります。

18ページをごらん願います。

13節委託料、細節4例規集システム保守等委託料33万9,000円の増は、法改正及び制定等による更新分の追加見込み額の増によるものであります。

20ページをごらん願います。

10目自治振興費、補正前の金額に171万円を補正いたしまして3,781万8,000円といたします。11節需用費、細節4光熱水費41万円は、町内街路灯電気料の実績による見込み額の増によるものであります。19節負担金、補助及び交付金、細節3自治会コミュニティ事業助成金120万円は、宝くじ普及事業として財団法人自治総合センターより助成を受け、大川区へ交付する内容であります。

21ページをごらん願います。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正前の金額から18万1,000円減額いたしまして2,584万8,000円といたします。

22ページをごらん願います。

13節、細節4住民税課税資料パンチ委託料48万6,000円は、住民税給与支払報告書のデータ入力を外部委託するものであります。細節5固定資産税基礎資料更新業務委託料36万1,000円の減は、契約差金による減額措置であります。

23ページをごらん願います。

2款総務費、4項選挙費、8目静岡県議会議員選挙費、今回新たに199万9,000円を補正いたしまして、来年4月に予定されております県議会議員選挙の準備に要する経費を措置するものであります。

25ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正前の金額から85万6,000円を減額し、1億7,741万6,000円といたします。3節職員手当、細節6時間外手当151万3,000円の内容は、アスト会館の臨時職員1名減の不補充に係る時間外勤務手当であります。28節繰出金、細節1保険基盤安定繰出金201万7,000円の減は、確定に基づく減額措置であります。

2目障害者福祉費、補正前の金額に45万8,000円を補正し、1億3,352万4,000円といたします。12節役務費、細節11重度医療レセプト審査手数料34万1,000円は、実績に基づく対象者の増によるものであります。

26ページをごらん願います。

19節負担金、補助及び交付金、細節6伊豆つくし学園組合負担金177万4,000円の減は、改築に伴う下田市からの技術職員派遣に関する人件費負担分10%減額措置に基づく負担割合の減であります。20節扶助費、細節11身体障害者施設訓練等支援費約147万8,000円は、施設入所者の増によるものでございます。

3目老人福祉費、補正前の金額に289万2,000円を補正し、7,680万円といたします。13節委託料、細節2老人のための明るいまちづくり推進事業委託料307万5,000円の補正は、町が社会福祉協議会へ委託している配食サービス事業において、特定高齢者については当初、補助対象者として介護保険会計に予算措置し実施予定でしたが、特例高齢者が現状皆無に等しい状況から、一般会計にて処理することに伴う措置であります。

27ページをごらん願います。

9目介護保険費、補正前の金額から1,028万8,000円を減額し、1億4,307万円といたします。13節委託料、細節1新予防事業給付委託料398万5,000円の減は、包括支援センターの介護予防プラン作成に係る委託件数が減となったことによる減額措置であります。28節繰出金、細節1介護保険特別会計繰出金244万2,000円の増は、給付費の増額によるものであります。

細節3 介護保険特別会計介護予防事業繰出金116万3,000円の減は、介護予防事業の実績に基づく減額措置であります。細節4 介護保険特別会計包括支援事業等繰出金106万2,000円につきましては、介護予防事業の対象者の減により包括的支援事業へのつけかえによる増額であります。細節5 地域支援事業町負担分繰出金886万円の減は、地域支援事業の交付金対象事業の事業費を一般会計から繰り出しておりましたが、介護予防事業の減に伴い繰出金を減額措置するものであります。

10目介護予防事業費、補正前の金額から564万3,000円を減額し、1,402万1,000円といたします。7節賃金、細節1 雇人料151万4,000円の減は、アスト会館の臨時職員1名欠員による減であります。

28ページをごらん願います。

11節需用費、細節5 修繕費39万9,000円は、アスト会館プール玄関自動ドアの修繕費であります。12節役務費、細節12判定手数料50万円の減は、筋力トレーニングアップ事業取りやめに係る医師判定手数料の減であります。13節委託料、細節4 健康増進事業委託料404万1,000円の減も、同様に筋力トレーニングアップ事業の取りやめに係る減額措置であります。

3款民生費、2項社会福祉費、1目児童福祉費、補正前の額に323万2,000円を追加し、1億388万7,000円といたします。

29ページをごらん願います。

13節委託料、細節4 保育ママ委託料196万8,000円は、保育対象者の増によるものであります。20節扶助費、細節1 乳幼児医療費103万円につきましては、医療費の増による措置であります。

3目母子福祉費、補正前の金額に159万円追加し、612万8,000円といたします。20節扶助費、細節1 母子家庭等医療費給付金149万1,000円も医療費の増による措置であります。

3款民生費、3項国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費、補正前の額に120万7,000円を追加し、722万5,000円といたします。

30ページを恐れ入りますが、ごらん願います。

13節委託料、細節1 システム改修業務委託料138万6,000円は、国民年金の免除制度に係る電算システム改修のための経費であります。

2目予防費、補正前の金額に35万円追加し、911万1,000円といたします。13節委託料、細節3 インフルエンザ予防接種委託料35万円は、これまでの接種実績と今後の見込み額を勘案し増額といたしました。

31ページをごらん願います。

6目保健事業費、補正前の額に100万4,000円を追加し、2,383万5,000円といたします。12節役務費、細節6郵便料65万5,000円は、医療制度改正に伴う検診受診状況調査に係る郵便料であります。13節、細節2基本健康診査委託料29万2,000円は、特定高齢者の生活機能訓練評価判定のための増額措置であります。

8目老人保健事務費、補正前の額に58万4,000円を追加し、622万5,000円といたします。19節負担金、補助及び交付金、細節1県後期高齢者医療広域連合設立準備負担金33万4,000円は、広域連合設立の準備、事務局への町負担分の措置であります。細節2県後期高齢者医療費広域連合負担金22万1,000円は、翌年2月広域連合設立後の事務局への町負担分の措置であります。

9目老人保健医療費、補正前の額に1,568万8,000円を追加し、1億1,568万8,000円といたします。

32ページをごらん願います。

28節繰出金、細節1老人保健医療特別会計繰出金1,568万8,000円は、これまでの医療費の伸びと今後の見込みを推計した増額措置であります。

33ページをごらん願います。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、補正前の額から812万5,000円を減額し、2,583万7,000円といたします。19節負担金、補助及び交付金、細節4中山間地域総合整備事業負担金812万5,000円の減は、入谷地区農用地開発事業及び農道整備に係る医療費の減収による減額措置であります。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、補正前の額に97万1,000円を追加し、439万3,000円といたします。13節委託料、細節2さくらテングス病害対策事業委託料97万1,000円は、クロスカントリーコース周辺の県植樹祭等で植えられた桜の病害対策のための措置であります。

34ページをごらん願います。

5款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、補正前の額に1,800万円を追加し、3,805万9,000円といたします。19節負担金、補助及び交付金、細節1稲取漁港整備事業地元負担金1,800万円は、東防波堤かさ上げ工事に係る県の追加配分による事業費の増に伴うものであります。

35ページをごらん願います。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の額に85万7,000円を追加し、2,392万9,000円といたします。19節負担金、補助及び交付金、細節8 リフォーム振興事業補助金50万円につきましては、利用実績の増と今後の見込みを勘案しての増額措置であります。細節13空き店舗対策事業費補助金50万円は、空き店舗対策の一環として雛のつるし飾りまつりにあわせて実施し、商工会へ補助する内容であります。

36ページ、37ページを同時にごらんをいただきたいと思います。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、補正前の額に96万2,000円を追加し、2,551万7,000円といたします。19節負担金、補助及び交付金、細節12県単道路改築事業負担金80万円は、県道稲取港線測量設計業務負担金として事業費の10%を負担するものであります。

3 目道路新設改良費、補正前の額に336万円を追加し、674万8,000円といたします。15節工事請負費、細節8 折戸線改良工事150万円は、用地交渉の進展により拡幅改良を実施する内容であります。17節公有財産購入費、細節1 用地取得費186万円につきましては、繰越明許措置された太田線改良工事に係る用地と折戸線の拡幅に係る用地をあわせて2カ所取得する内容であります。

38、39ページをごらん願います。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費、補正前の額に30万円を追加し、339万2,000円といたします。11節需用費、細節5 修繕料30万円につきましては、町営住宅の給排水、電気等の修繕費であります。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正前の額から127万7,000円を減額し、4,208万5,000円といたします。8 節報償費、細節3 消防団員退職報償金152万6,000円の減は、団員年齢を引き上げたことに伴う減額措置であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、補正前の額から268万7,000円を減額し、1億1,100万円といたします。

40ページを恐れ入りますが、ごらん願います。

19節負担金、補助及び交付金、細節7 児童交流補助金141万円の減は、災害により児童交流を見送ったことによる減額措置であります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、補正前の額から135万2,000円を減額し、3,916万1,000円といたします。11節需用費、細節4 光熱水費60万円の減は、実績に基づいて減額するものであります。

42ページを恐れ入りますが、ごらん願います。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正前の額から94万1,000円を減額し、2,459万9,000円といたします。15節工事請負費、細節1熱川中学校外壁防水塗装工事33万1,000円の減は、工事差金の減額措置であります。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正前の額から156万7,000円を減額し、1億4,865万6,000円といたします。

44ページを恐れ入りますが、ごらん願います。

7節賃金、細節1雇人料254万2,000円の減は、預かり保育の利用時間の減に伴う措置であります。13節委託料、細節15土地測量業務委託料46万8,000円の減は、契約差金による減額であります。14節使用料及び賃借料、細節6土地借上料37万1,000円は、統合幼稚園建設に伴う熱川幼稚園用地借上料であります。17節公有財産購入費、細節1熱川幼稚園用地購入費136万1,000円につきましては、統合幼稚園建設用地交換に要する登録免許税及び不動産取得税の経費であります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2表債務負担行為の補正であります。今回の補正予算(第3号)においては、町のホームページ更新システム導入に伴い債務負担行為の追加補正をするものであります。

6ページをごらん願います。

第3表地方債の補正であります。今回の補正予算(第3号)においては、事業費の確定により中山間地域総合整備事業債で120万円の減、稲取漁港整備事業債では1,620万円の増、熱川桜山整備事業債では720万円の減、公共土木施設現年発生補助災害復旧債では10万円の増といたしました。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますので、ごらんを願いたいと思えます。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入であります。補正前の額44億2,527万9,000円に909万9,000円を追加いたしまして、44億3,437万8,000円といたします。

8ページをごらん願います。

次に、歳出ですが、補正前の額44億2,527万9,000円に909万9,000円を追加いたしまして、44億3,437万8,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源の国県支出金を273万2,000円、地方債を790万円、その他財源を1,665万1,000円の減、一般財源を1,511万8,000円といたす内容であります。

ちょっと長くなりましたけれども、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 総務課長言われたように、いろいろな精査したり、執行残等々を計上してある補正予算ということもありますので、私から2つのことについてお伺いをしたいと思うんですが、1つは、健康づくり課のこのいろいろな委託料等々の問題ありますね。これは、健康づくり係そもそもが、筋力トレーニング等々を中心としたメニューを展開することで係自体が存在したと思うんですよね。当然それに基づいて、今まで万歩計を含めているいろいろなメニューをやってきた人たちがいると思うんですが、それらの継続性の問題と、今後の係としての事業展開をどうするのかと。この問題は、やっぱりお金の問題等と別に、係自体の考え方というものをお伺いしたいのが1点目です。

2点目ですけれども、教育委員会の方にお伺いしたいんですが、小学校費、中学校費の中で要保護、準要保護等々の費用が減額されています。これは、いろいろこの部分が一般財源化の問題とかいろいろあったところかなとは思いますが、この減額の問題については実数減ですか。それとも、あくまでも予算上の想定減という問題なのか。実数としては、この部分はいろいろやっぱり小中学校それぞれのところにいろいろな家庭上の問題もあって、それなりの必要な事業だというふうに私は認識しているんですが、今回の減額の理由というものは実数としての減なのか、何らか教育委員会の方でそれに対する要綱等々を改正等をして適用が減になったのか、それとも予算書上の問題なのか、見積もりに対する実数の差なのか、この辺の問題について御説明をいただきたいと思います。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） 健康づくりメニュー、筋トレの今後の係の事業展開ということですが、現在筋トレの参加者は卒業制度がありません。だから、もう1期、2期生の十分ノウハウを得た人には今後卒業をしていただいて、各自分で筋トレをやっていただくような平成19年度計画いたしまして、20年度あたりからそういうふうな方へ持っていこうかなと係内では話しております。

それから、今後どのような展開したらいいのかという、東洋大学の先生に今お願いして相

談して、この12月も出張して相談に行って、どういう展開した方が一番うちの町にとっていいのかと相談している最中でありませう。

以上です。

議長（定居利子君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（富岡廣光君） 準要保護の減額についてですが、これは転出入による、転出が多かったということと、それと実数的にちょっと事務的に下げたということがあります。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） では、1点目の健康づくり課に対する考えですけれども、これ筋トレに関しては、私が政策的な面で筑波大を切った関係があります。その中で、職員が町長できますよということで切ったんですけれども、その中で、健康づくり課の担当の方には丸く今まで筋トレやった人に対して迷惑もかからないような方法でやっているということと、健康づくりということは町が全面的にやっていることなもので、町といたしましてはもう全面的に協力するもので、係の方はどんどん私に言ってくればそれなりに対応しますということをおっしゃいますもので、基本的には住民に迷惑をかけないこと、これが第1点だと思います。そういうことで考えております。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 補正予算ということなので、ある程度の質問内容に若干制約があるんですが、単純にこの補正予算を見ましても、歳入の方で700万円あって、歳出で400万円からあって、その事業展開上いけば、歳入歳出でいけば黒字だと。これは、今後の問題でもそういう部分があると思うんです。職員がいろいろなことを今事業をやっています。もっと言うと、例えばメニューにないことも結構サービスやっています。でも、やっぱりこの辺の問題についての問題どうなんだろうかと、収支の問題。もうちょっとちゃんといただくべきものというのは教室以外に、前から言っているんだけど、水泳の指導をしてちゃんと教えているのにお金取らないんですよ。かなりサービス精神旺盛ではあるんですが、現実にはやっぱりかかっている経費の問題ありますし、今後やっぱりどういう形のものが筋力アップトレーニングの形のもの後継として事業に位置づけられていくのか、そのほかの事業展開との問題で、やっぱりこれはそれなりに経費の問題含めて、利用の増加の問題を含めて考えていかなければならなくて、補正予算上、前段にもありますように、アスドの利用料自体も伸びていると。30万円ぐらいの歳入計上あるんですが、もっと工夫するともっと伸びるというの

は私は利用していると思うんですね。まだまだ工夫が足りない。特に、この冬場なんか利用者が激減するんですが、もうちょっと工夫すれば利用する人ももっと増えるし、収入というのが増えるという要素がいっぱいあるんですね。そういう問題を早くにちゃんとやっぴりやって、今後の事業展開上、やめたのはやめたのでいいんです。その今町長説明されたように、ある程度対応できる能力が職員の中にも確保できたということの中で、外部の力をかりなくともできるということであれば、それはそれで一つの考え方の問題なんですけれども、同時にやっぴりそういう費用面、また利用に対する今後の展開というのをちゃんとやって、本当は早くに町民に知らせて、我々にも知らせられるような状況をつくっていただきたいというふうに思っていますので、これはそうでなかったら、あそこで健康づくり係をつくった意味がなくなってしまうので、ぜひ事業展開の方をしっかりとやっていただきたいと思います。

議長（定居利子君） 町長。

町長（太田長八君） 山田議員の御意見は真摯に受けとめまして、今の話では職員が一生懸命サービス過剰、確かにその部分あるかもしれん。と申しますのは、やっぴり職員も筑波から引き受けた以上、もうこれは失敗することはできないということで、その辺のサービス過剰は考えられると思いますけれども、今後そういうことも含めまして、事業展開もろもろ、一応今後とも考えていきますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 私は1点お伺いをしたいと思います。

44ページなんですけれども、雇人料の254万2,000円、預かり保育の関係でございますが、総務課長からは時間等の減によるものだというふうなことですが、この人数的なものを含めて、詳しい御説明をいただきたいというふうに思います。

議長（定居利子君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（富岡廣光君） 預かりの内容の減ですから、これは臨時職員の関係ですが、これは場所の異動によるかげんの、職員が双葉幼稚園とか熱川幼稚園とか、それかわったための内容にかかわるものです。

議長（定居利子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（富岡廣光君） すいません。訂正させていただきます。やめた人がいたもので、それに伴う減額となります。

議長（定居利子君） 11番さん、よろしいですか。

（「今総務課長が答弁」の声あり）

議長（定居利子君） 総務課長。

総務課長兼防災監（加藤 悟君） 当初予算の中では、預かり保育をこういった人員が何人やるから、これだけの人が人件費として必要ですよというものが含まれていたんですけども、預かり保育をやる対象人員が少なかった。そのために、そこに雇用するための雇人料が必要なくなったものでその分を減額したと。こういう考え方ですので、御理解をお願いします。

（「了解」の声あり）

議長（定居利子君） ほかにありますか。

14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） 37ページお願いします。

道路新設改良費ですね。15節工事請負費、それと17節公有財産購入費、担当委員会ではないものですから、ちょっとわからないものですから、御説明をお願いいたします。

議長（定居利子君） 14番さん、マイクのところに置いてありますので、よく聞こえませんが、それを外してください。もう一度お願いいたします。

14番（内山恒昭君） 37ページで、15節工事請負費、折戸線改良工事、公有財産購入費、用地取得費、この内容について、私担当の委員会ではないものですから、これについて御説明をお願いいたします。

議長（定居利子君） 建設課長。

建設産業課長（稲葉和正君） この件につきましては、高木写真館の前から観光道路へ上がる道路、その拡幅の関係と、町道太田線繰り越した分の2カ所の用地買収のはそれです。それで、現在交渉中ですので、金額の面は今申し上げられませんので、その辺については御理解をお願いしたいと思います。それで、工事につきましても、最終的にどのぐらい分けてい

ただけるか、今現在不明ですもので、一応金額は算定はまだできていません。このぐらいの金額でいきたいなということは考えておりますけれども。

以上です。

議長（定居利子君） 14番、内山恒昭さん。

14番（内山恒昭君） それと、この拡幅工事だという中で、大体その面積等はどのぐらい希望しているんですか。

議長（定居利子君） 建設課長。

建設産業課長（稲葉和正君） 質問は稲取の方の話になりますか。大体2坪から3坪ぐらい予定しております。

以上です。

（「了解」の声あり）

議長（定居利子君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 平成18年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（定居利子君） 日程第14 議案第77号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) ただいま提案されました議案第77号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3,791万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,498万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、まず歳入では医療費及び高額療養費の伸びによる退職被保険者等療養給付費交付金並びに普通調整交付金等の増額を補正したところであります。この増額分を一般及び退職被保険者等療養給付費、一般高額療養費等に充当して調整を図ったものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長(定居利子君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(高羽 勇君) それでは、ただいま提案されました議案第77号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、概要を説明させていただきます。

平成18年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,791万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,498万2,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

3 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正前の額に564万9,000円を追加し、補正後の額を4億7,996万2,000円といたします。療養給付費等負担金過年度精算分564万9,000円の増は、平成17年度分が精算交付されるものでございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正前の額に

994万9,000円を追加し、補正後の額を2億763万3,000円といたします。退職被保険者等療養給付費交付金994万9,000円の増は、退職医療交付金変更決定による増額でございます。

5 款県支出金、1 項県補助金、2 目財政調整交付金、補正前の額に1,192万9,000円を追加し、補正後の額を1億192万8,000円といたします。普通調整交付金1,192万9,000円の増は、9月までの医療費実績に基づき増額補正をさせていただきました。

4 ページをお開きください。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金、補正前の額に1,240万円を追加し、補正後の額を6,040万円といたします。高額医療費共同事業交付金1,240万円の増は、9月までの実施分を見込み増額させていただきました。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正前の額から201万7,000円を減額し、補正後の額を1億468万3,000円といたします。保険基盤安定繰入金201万1,000円の減は、保険税の軽減等の確定により減額となったものでございます。

5 ページをごらんください。

次に、歳出ですが、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正前の額に1,493万9,000円を追加し、補正後の額を9億1,280万4,000円といたします。一般被保険者療養給付費保険者負担金1,493万9,000円の増は、9月までの医療費の伸びに基づき増額いたしました。

2 目退職被保険者等療養給付費は、補正前の額に994万9,000円を追加し、補正後の額を2億1,929万4,000円といたします。退職被保険者等療養給付費保険者負担金994万9,000円増は、退職保険者70歳以上の伸びによる増額補正でございます。

6 ページをお開きください。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正前の額に1,240万円を追加し、補正後の額を1億740万円といたします。一般被保険者高額療養費保険者負担金1,240万円増は、10月までの支給実績をもとに増額補正させていただきます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金は、補正前の額に62万2,000円を追加し、補正後の額を192万3,000円といたします。一般被保険者保険税還付金62万2,000円の増は、10月分までの実績により今後不足が見込まれるための増額でございます。

2 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容をこの歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額19億3,707万2,000円に3,791万円を増額補正いたしまして、補正後の額を19億7,498万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、同じく合計で申し上げます。補正前の額19億3,707万2,000円に3,791万円を増額補正いたしまして、補正後の額を19億7,498万2,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金が1,757万8,000円、その他財源が2,033万2,000円となります。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号 平成18年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第78号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

議長（定居利子君） 日程第15 議案第78号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） それでは、議案第78号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計補

正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,107万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,036万6,000円とするものであります。

11月までの医療費の支払い実績に基づき、今後の医療費の伸びを推計し、負担割合に応じて補正措置をいたしたものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） それでは、ただいま提案されました議案第78号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、概要を説明させていただきます。

平成18年度東伊豆町の老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,107万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,036万6,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

3 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、補正前の額から1,305万1,000円を減額し、補正後の額を8億5,287万6,000円といたします。医療費交付金1,305万1,000円の減は、医療費を見込み、負担割合により減額といたしました。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、補正前の額に6,275万2,000円を追加し、補正後の額を4億7,462万3,000円といたします。医療費国庫負担金6,275万2,000円は、医療費の伸び率を見込み、負担割合により増額といたします。

3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金、補正前の額に1,568万8,000円を追加し、補正後の額を1億1,623万7,000円といたします。医療費県負担金1,568万8,000円の増も、医療費の伸び率を見込み、負担割合により増額といたします。

4 ページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に1,568万8,000円を

追加し、補正後の額を1億1,568万8,000円といたします。一般会計繰入金の増につきましても、県と同じく負担割合により1,568万8,000円を増額といたします。

次に、歳出ですが、1款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費7,923万8,000円を追加し、補正後の額を15億2,831万8,000円といたします。医療給付費7,923万8,000円の増は、歳入での負担割合による収入分を医療費の伸び率を見込み増額補正したものであります。

2目医療支給費、補正前の額に183万9,000円を追加し、補正後の額を1,868万8,000円といたします。医療支給費183万9,000円の増も、歳入での負担割合による収入分を充当補正したものであります。

2ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容をこの歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億8,928万9,000円に8,107万7,000円を増額補正いたしまして、補正後の額を15億7,036万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億8,928万9,000円に8,107万7,000円を増額補正いたしまして、補正後の額を15億7,036万6,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金7,844万円、その他財源は1,305万1,000円の減額といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。
議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） ここへきて非常に老人医療自体は、制度がよくなったとは言いませんけれども、ある面老人医療の対象者が底上げされて医療費自体は軽くなると思われていたんですが、ここでやっぱり伸びているということについて、どういうお考え、要因等を分析をしているのかというのが1つと。

もう一つは、ちょっとこれ数字を算出してみると、補正前の予算に対しての補正の仕方の問題もあるんだけど、補正後例えば町からの一般会計からの繰入金、県支出金などというのは、補正前に対しての割合というのは増えていますよね。今回の場合、補正の段階でも支払交付金の方からはこれは減額をしてということになると、これはまた当初予算上のいろいろな計上の操作か何かがあってこういう形で是正等をしたのかなという考え方も出てくるんだけど、この問題についてはどうですか。

議長（定居利子君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（高羽 勇君） 人口が減っているのに加入者が、老人医療の医療費は伸びているということですね。高額な医療が大変伸びております。一番病名を調べてみますと、脳梗塞、心不全、それから腎不全、狭心症、脳内出血、高度医療で多額な医療費がかかる病人が増えているということ。それから、人工透析は今老人の方が25名いらっしゃいます。そういう方の医療費が伸びている要因だと分析しております。

それから、医療費交付金が減で、どうして県や町が増えているのかということですが、当初算定した案ですが、一般会計も大変厳しいものですから、国・県・町の負担割合で不足した分を基金からの交付金の方に含めたという内容で、県が今回減額になったという。

議長（定居利子君） 総務課長。

総務課長兼防災監（加藤 悟君） 実は、今回の当初予算につきましては、私も編成したわけではありませんのでよくわかりませんが、やはり財政担当課長として当初予算の編成の経緯を伺いました。その中で、基本的には暫定予算を組まざるを得なかったという一つのものもございまして、総体的に財源不足を余儀なくされているものもありますので、調整をされたということの中で、今健康づくり課長が言ったものも1つの補正の要因というふうには受けとめていただいても結構ですが、山田議員御指摘のように、本来ならば医療費は下がってもいいだろうと。これが本当の考えだと思います。しかしながら、当初予算の中で財源不足を調整をさせていただいたということの中で、最終的には年度中途に補正もあり得るだろうというようなことも課長になってお伺いをしていましたものですから、財源不足については当時の試算からすればやむを得ないかなと。そういう1つの要因もあるということ、今回補正措置をさせていただいたということの1つの理由の中にあるということをお理解いただきたいと、こういうふうにかえします。

以上です。

議長（定居利子君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 対象人員は、恐らく制度の問題によって上限が下がったことによって加入状況が引き上げられることによって減っていくんだけど、相当やっぱりこれ一般健康づくり筋トレだけではなく、いろいろな年齢層に向けてちゃんとやっていかないと、やっぱりこの医療費というのは非常に今後の町政運営上のネックなわけで、改めてそういう状況を含めて、先ほどの問題を健康づくり課と一緒にやっているわけですから、今後成果が出るような戦略をやっぱり立案していただく必要があるというふうに思うんですね。

もう一つ問題が、今総務課長言われたんです。これは、決算のときもこのことは前年度問題にも指摘はしたんですが、結局やっぱりこの部分を従前この部分の負担割合は7、2、0.5、0.5という形でしたよね。やっぱり、その割合はあくまで決まっているんだと思うんですよ。そこをいろいろな意味で調整をするという考え方を導入することによって、例えばやっぱり行政改革についてもいいや、いいやと。こっちは後で補正で何とか調整すればいいやということの一つ一つそういう他会計との問題やっていくと、町の一般会計自体の行政改革というのも基本的にはやっぱりこれいいや、いいやなんですよ。これは、やっぱりそういうことが一番よくない問題だと思うんですよ。

この制度が100%いい制度だとは思わないけれども、一定やっぱり必要なものについてはちゃんと計上をしていくという形でないと、今回は多少決算の段階での決算剰余金等が出たから、こういう形では最終的に修正ができるんだけど、そういう事態が町税の収納等々によってどういう事態が起きるかわからないではないですか。やっぱりその意味からも、また一般会計をやっぱりぴしっと、行財政改革もぴしっと徹底していく意味からも、こういういいや、いいやというあいまいな予算編成というものは、ぜひ次年度はなくすように私はしていただきたいなと思います。

議長（定居利子君） 総務課長。

総務課長兼防災監（加藤 悟君） 財政運営上、山田議員御指摘のように、制度上では老人保健医療特別会計というのは精算交付の中での処理ができるということですので、当然不足になれば、前年度の繰上充用という形の制度もできるわけですので、あえてそういう措置をしなくてもできるという形はとれますので、それについては極力もう今後しないような形の中での予算編成措置をしていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

議長（定居利子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号 平成18年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

議長(定居利子君) 日程第16 議案第79号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) ただいま提案されました議案第79号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に724万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,863万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では第1号被保険者の保険料の減額と介護保険給付費の増額等により、国庫負担金及び県負担金等の補正をいたしました。歳出では、介護保険給付費の居宅介護サービス費等に不足が見込まれるため、給付費の増額と介護予防事業対象者の減少による地域支援事業費の補正をするものであります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明させますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長(定居利子君) 健康づくり課参事。

健康づくり課参事(鈴木好美君) ただいま提案されました議案第79号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、概要を説明させていただきます。

平成18年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万1,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,863万8,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、4ページをお開きください。

歳入ですが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、細節1特別徴収保険料、細節2普通徴収保険料ですが、10月末現在の調定額による特別徴収では今後普通徴収への移行及び転出を見込み減額し、普通徴収では激変緩和措置等による収入の減が見込まれるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から1,170万円を減額し、補正後の額を1億6,645万3,000円といたします。主な減額内容は、保険給付費施設分に対する負担割合が20%が15%に変更になったことにより減額となったものであります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正前の額に91万円を追加し、補正後の額を4,206万2,000円といたします。保険給付費の増によるものであります。

2目介護予防事業交付金、補正前の額から232万6,000円を減額し、22万6,000円といたします。基本健康診査検診により特定高齢者把握事業を行い、介護予防対象者の候補者選考をしたところ、予防事業を受ける人が少ないことにより減額になるものであります。

5ページをごらんください。

3目包括的支援事業等交付金、補正前の額に212万5,000円を追加し、補正後の額を514万3,000円といたします。介護予防事業減少に伴い、介護予防交付金の一部が包括的支援事業交付金につけかえとなり増額となるものであります。

4目事業費補助金、補正前の額に52万5,000円を追加し、補正後の額を52万5,000円といたします。法改正によるシステム改修の国庫補助であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額に605万7,000円を追加し、補正後の額を2億8,057万9,000円といたします。介護給付費増によるものであります。

2目地域支援事業支援交付金、補正前の額から288万4,000円を減額し、補正後の額を28万円といたします。介護予防事業に対する支払基金からの交付金で、国の交付金と同じで、介護予防事業を受ける人が少ないことにより減額となるものであります。

6ページをお開きください。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に1,804万8,000円を追

加し、補正後の額を1億2,939万4,000円といたします。主な増額内容は、保険給付費施設分に対する負担割合が12.5%が17.5%に変更になったことにより増額となったものであります。

5款県支出金、2項県補助金、1目介護予防事業交付金、補正前の額から116万3,000円を減額し、補正後の額を11万3,000円といたします。国の交付金と同じで、介護予防事業を受ける人が少ないことにより減額となるものであります。

2目包括支援事業等交付金、補正前の額に106万2,000円を追加し、補正後の額を257万1,000円といたします。国の交付金と同じで、介護予防事業費の減額に伴い、包括支援事業費交付金が増となるものであります。

7ページをごらんください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正前の額に244万2,000円を追加し、補正後の額を1億1,282万7,000円といたします。介護給付費の増によるものであります。

2目介護予防事業繰入金、補正前の額から116万3,000円を減額し、補正後の額を11万3,000円といたします。国の交付金と同じで、介護予防事業の減によるものであります。

3目包括的支援事業等繰入金、補正前の額に106万2,000円を追加し、補正後の額を257万1,000円といたします。国の交付金と同じで、介護予防事業の減額に伴い、包括支援事業費交付金が増となるものであります。

4目地域支援事業繰入金、補正前の額から886万円を減額し、補正後の額を769万円といたします。介護予防事業及び包括的支援事業の交付金対象外の事業費を一般会計より繰り入れていただいておりますが、介護予防事業の減により繰入金の減になるものであります。

8ページをお開きください。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険給付準備基金繰入金、補正前の額に1,203万円を追加し、補正後の額を1,203万1,000円といたします。介護保険料の減額及び介護給付費増により基金より繰り入れるものであります。

9ページをごらんください。

次に、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に71万9,000円を追加し、補正後の額を177万1,000円といたします。13節委託料で、細節2システム開発業務委託料、年度当初SBSとNECの機器を並行して3カ月使用しましたが、NECの機器の分のデータ改修の業務委託が不要となったものであります。細節3システム改修業務委託料、法改正によりシステムの改修であります。

10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、9目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額に1,440万9,000円を追加し、補正後の額を4,927万5,000円といたします。1件当たりの計画策定費の単価の改正及び件数の増によるものであります。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、7目介護予防サービス計画給付費、補正前の額から234万円を減額し、補正後の額を252万2,000円といたします。法改正に伴い介護予防サービス利用者の増を見込んでいましたが、18年度につきましては従来の要支援者は居宅介護サービスで対応することとなり、減額するものであります。

11ページの2款4項をごらんください。

2款介護給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正前の額に420万1,000円を追加し、補正後の額を1,225万6,000円といたします。法改正に伴い、非課税世帯の方の給付限度額が2万4,600円から1万5,000円に下がり、また給付対象者の増によるものであります。

12ページをお開きください。

2款保険給付費、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正前の額に311万2,000円を追加し、補正後の額を3,311万2,000円といたします。昨年10月より新しく創設された制度で、施設利用者の1段階から3段階の人を対象に、居住費、食事代を補足するものであります。サービス利用者の増によるものであります。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、補正前の額から1,246万4,000円を減額し、補正後の額を28万9,000円といたします。

主な減額内容につきましては、13ページをごらんください。

13節委託料、細節1健康増進事業委託料、細節2介護予防食事サービス事業委託料、細節4生活管理指導員派遣委託料です。この事業につきましては、一部保健事業で行っている経過もあります。基本健康診査により特定高齢者把握を行ったところ、介護予防を対象の候補者がいなかったものにより事業ができないことにより減額となるものであります。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業等費、1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正前の額から65万1,000円を減額し、補正後の額を649万9,000円といたします。11節需用費、光熱水費で包括支援センターの電気代の契約内容変更により減額となったものであります。14節使用料及び賃借料、細節11機器使用料ですが、システムの保守リース契約後による不用額の減額であります。

14ページをお開きください。

2目総合相談・権利擁護事業費、補正前の額から769万円を減額し、補正後の額を35万円といたします。この減額につきましては、地域支援事業の介護予防事業及び包括的支援事業は国・県等の交付金により事業を行っておりますが、事業費が交付対象額より多くなった場合、一般会計から繰り入れて事業を行うことになっております。今回の補正予算は、歳出の交付対象となる部分とそれ以外の部分との項目を明確に区分するよう県の指導を受けたことにより、交付金対象額を超える部分をその他の事業として予算の組み替えをする減額であります。この事業につきましては後ほどまた出てきます。説明させていただきます。

3目包括的ケアマネジメント支援事業費、4目任意事業費、介護予防事業費減額により包括的支援事業交付金の対象額が増額となったことにより財源が変更となったものであります。

15ページをごらんください。

5款地域支援事業費、3項その他事業費、1目その他事業費、補正前の額に769万円を追加し、補正後の額を769万円といたします。この内容につきましては、先ほど15ページの包括的支援事業費と総合相談・権利擁護事業で説明いたしましたが、一般会計からの繰り入れ分をその他の事業費として組み替えするものであります。

3ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額に724万1,000円を追加し、補正後の額を9億5,863万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、同じく合計で申し上げます。補正前の額に724万1,000円を追加し、補正後の額を9億5,863万8,000円といたします。

補正額の財源内訳といたしましては、特定財源で国県支出金748万1,000円、その他で297万2,000円を増額となり、一般財源で321万2,000円の減額となりました。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号 平成18年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時09分

議長(定居利子君) 休憩を閉じ、再開いたします。

会議時間の延長について

議長(定居利子君) お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、午後5時30分まであらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時30分まで延長することに決しました。

日程第17 議案第80号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)

議長(定居利子君) 日程第17 議案第80号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

町長(太田長八君) 議案第80号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から4万7,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ201万3,000円とするものであります。歳入で天草事業の配分金を、歳出で一般会計繰出金を減額補正する内容であります。

詳細につきましては企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議お願いいたします。

議長(定居利子君) 企画調整課長。

企画調整課長(鈴木忠一君) それでは、ただいま提案されました議案第80号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)について、内容を説明させていただきます。

平成18年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201万3,000円とします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

なお、概要説明いたしますが、款項の区分で説明させていただきたいと思います。

それでは、3ページをお開きください。

まず、歳入について申し上げます。1款財産収入につきましては、1項財産運用収入として4万7,000円の減額措置をいたしました。台風などの影響により出漁日数が減り、天草の水揚げ高が減少したことに伴い、天草事業の配分金を減額する内容であります。

続きまして、歳出につきましても款項の区分で説明させていただきます。

2款諸支出金、1項繰出金につきましては、一般会計への繰出金を4万7,000円の減額措置といたしました。

2ページにお戻りください。

この歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括しております。

以上、まことに簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号 平成18年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第81号 平成18年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（定居利子君） 日程第18 議案第81号 平成18年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 議案第81号 平成18年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち支出について、原水及び浄水費、配水及び給水費及び総係費の補正を行うものであります。内容は、配水及び給水費の修繕費等であります。

詳細につきましては水道課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） 水道課長。

水道課長（内山 厚君） ただいま提案されました議案第81号 平成18年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

（総則）

第1条 平成18年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度東伊豆町水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

支出についてです。科目、既決予定額、補正予定額の順に申し上げます。

第1款水道事業費用 4億5,495万1,000円で、増減はありません。

第1項営業費用 3億9,072万4,000円で、増減はありません。

補正の内容につきましては、6ページの参考資料により説明させていただきます。

支出についてです。支出合計で増減はありません。内訳は、原水及び浄水費で16万9,000円の減額補正であります。給料で3万2,000円及び手当で1万2,000円の増額補正であります。委託料で21万3,000円の減額補正であります。

次に、配水及び給水費で21万3,000円の増額補正であります。委託料で22万4,000円の減額補正であります。修繕費で43万7,000円の増額補正であります。

次に、総係費で4万4,000円の減額補正であります。手当で5万2,000円の減額補正であります。法定福利費で1万5,000円の増額補正であります。諸会費負担金で7,000円の減額補正であります。

補正予算（第4号）につきましては、委託業務執行完了に伴う委託料の不用額を減額補正したものであります。また、配水及び給水費の修繕費につきましては、落雷被害等自然災害の要因による支出の発生があり、また今後老朽施設等の対応のために補正予算を計上させていただきます。

5ページをお開きください。

ここで、この予算を執行した後の平成18年3月末の予定貸借対照表を添えてありますので、ごらんいただきたいと思います。平成18年度末の予定利益は54万1,000円ほどを予定しております。

以上、簡単ですが、朗読にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号 平成18年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 同意案第8号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

議長（定居利子君） 日程第19 同意案第8号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

教育長の退席を求めます。

（教育長 飯田伊三男君退席）

議長（定居利子君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

町長（太田長八君） 同意案第8号 東伊豆町教育委員会委員の任命について。

東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、賀茂郡東伊豆町大川215番地の1。

氏名、飯田伊三男。

生年月日、昭和18年3月31日。

提案理由を申し上げます。

飯田伊三男氏が平成18年12月31日に任期満了となるため、再任をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（定居利子君） これより同意案第8号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。同意案第8号 東伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第8号 東伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時20分

議長（定居利子君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第20 発議第3号 飲酒運転根絶に関する決議について

議長（定居利子君） 日程第20 発議第3号 飲酒運転根絶に関する決議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

3番、西村弘佐さん。

(3番 西村弘佐君登壇)

3番(西村弘佐君) 発議第3号 飲酒運転根絶に関する決議について。

上記の決議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年12月12日提出。

東伊豆町議会議長、定居利子様。

提出者、東伊豆町議会議員、西村弘佐。

賛成者、東伊豆町議会議員、鈴木 勉。

飲酒運転根絶に関する決議(案)。

交通事故のない安全で安心な社会の実現は、私たち東伊豆町民の切なる願いである。

しかしながら、交通事故が増加傾向にある中、特に飲酒運転による重大な事故が全国的に発生し、社会問題となっている。

交通事故は、被害者も加害者も幸せな家庭が一瞬にして崩壊していく悲惨な現実がある。

東伊豆町議会は、平成14年に飲酒運転撲滅に関する決議をしたところであるが、その後も飲酒運転で検挙される者が後を絶たず、東伊豆町では平成17年中にも飲酒運転による人身事故が2件発生している状況にある。

本年8月、福岡市で幼児が亡くなった飲酒運転事故は、私たちに深い悲しみをもたらすとともに、他市のこととして見過ごすことのできない強い衝撃をもたらした。

飲酒運転を根絶するには、運転者はもとより、同乗者、その家族や職場、さらには地域が、飲酒運転は犯罪であり絶対に許さないという強い意志を示さなければならない。

よって、本町議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、町当局を初め警察等の関係機関・団体との連携を強め、町民や地域と一体となって飲酒運転の根絶に邁進するものである。

以上、決議する。

平成18年12月12日。

東伊豆町議会。

議長(定居利子君) 以上で発議第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(定居利子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号 飲酒運転根絶に関する決議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 平成18年度総務経済常任委員会研修視察報告について

日程第22 平成18年度文教厚生常任委員会研修視察報告について

議長(定居利子君) 日程第21 平成18年度総務経済常任委員会研修視察報告について、日程第22 平成18年度文教厚生常任委員会研修視察報告についてを一括議題といたします。

最初に、総務経済常任委員長より研修視察報告書の朗読をお願いいたします。

13番、山田直志さん。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時24分

議長(定居利子君) 休憩を閉じ、再開いたします。

(13番 山田直志君登壇)

13番(山田直志君) すみません。視察の報告につきましては、ただいまより朗読をもって行いたいと思います。

なお、すみません。随行者の水道課管理係長の名前の方が俊一だということで間違いございました。申しわけございません。その点は、先におわびして訂正をさせていただきます。

平成18年12月12日、東伊豆町議会議長、定居利子様。

総務経済常任委員会委員長、山田直志。

総務経済常任委員会研修視察報告書。

下記のとおり、研修視察の報告をいたします。

記

1、研修の概要。

日時 平成18年10月2日～4日。

場所 北海道室蘭市、同北海道ニセコ町。

研修内容について。

室蘭市水道銅管孔食対策について。

ニセコ町地産地消について。

参加者、随行についてはお手元のとおりでございます。

研修報告につきまして、2ページ目をお開きください。

1．室蘭市。

(1) 研修に至った経緯。

平成12年ごろから、白田川を原水とする給水区域において、給湯用銅管に孔食が生じ始め、近年に至っては、一般家庭から営業用施設に至るまで、その漏湯件数が多くなってきている。

平成17年7月、水道課で実施した銅管孔食に係る水質調査書には、「白田川の原水は、飲料水には適しているが、マットソン比が高く、また、ランゲリア指数が高い水である。このため、給湯用銅管に孔があきやすく漏湯するのではないかと報告されている。

水道課では、銅管孔食の原因を究明し、実証し、その対策を検討しているところである。室蘭市にある登別川は、当白田川と類似した水質である。銅管の孔食問題を抱え、平成16年に対策を実施した登別川を原水とする室蘭市水道部千歳浄水場を視察することとした。

水質の比較については、お手元にあるとおりであります。

次の室蘭市の概要につきましては、参考程度にお読みいただきたいと思います。

(3) 室蘭市における銅管孔食問題の経過と対策。

銅管孔食の経過は。

ア．平成4年ごろより、千歳浄水場からの分水地区で銅管孔食による漏湯が発見され始めた。

イ．室蘭工業大学は、千歳浄水場において銅管孔食に関する通水試験を実施した。平成8年に、孔食の型は、銅管の内部から腐食するマウンドドレス型であることが把握できた。

ウ．平成9から11年度にかけて、指定給水装置工事業者、商社、建築業者、給湯設備業者を集め講習会を行い、Mタイプ銅管の使用について注意喚起した。

エ．平成12年、お客様に対して、建築確認申請時に「水道用銅管の孔食について」のパンフレット（別紙参照）を配布し、情報の提供をした上で理解と協力を願った。

オ．平成13年1月から平成14年1月にかけて、無処理水、処理水を用いて、実証実験を行い薬品の注入率を割り出した。

カ．平成15年度に「水酸化カルシウム溶液注入設備」に対する3億円の補正を組み、改修工事を実施した。

キ．前述設備は、平成16年4月1日から稼動している。

銅管孔食の発生状況と特徴は。

統計をとった平成15年度に238件。平成16年度に113件。平成17年度に55件。登別と合わせ2,000件の漏湯が発生している。

特徴の1つとして、使用状況もあるが使用年数が長くなるについて被害が広がっている。設置から5年以内が1.7%。5年から10年以内が27.7%。10年以上が70.6%である。

2つ目に、給水設備には比較的少なく、給湯用設備に多く発生している（71%）が、両方に発生している場合もあり発生区分の特定はできない。

3つ目に、漏湯場所は、台所、浴槽、洗面所、ボイラー周り、ガス機器のラジエーター及び内部配管。台所での漏湯は少なく、ふると洗面所に多いことからすると、使用頻度の少ない場所に漏湯が多い。お湯の停滞時間が長いと管内で孔食反応を生じやすくなるからと考えられる。

室蘭市の対策。

室蘭市では、平成15年度に浄水場に水酸化カルシウム溶液注入設備（炭酸ガス併用注入）を行った。このフロー図につきましては別紙につけてあります。

導入後の経過は、以下の利点が生じているようである。

ア．平成17年度の孔食件数は半減しており、導入後漏湯は減少傾向にある。

イ．赤水の発生や本管の腐食による漏水件数も減り、調停量が上がった。

ウ．浄水場から管末に至るまで、「次亜塩素濃度が一定しているきれいな水」を市民に供給できるようになった。

エ．処理原水がきれいになったため浄水処理に使用する次亜塩素等の薬品使用量が低減した。薬品費は、平成17年度実績では処理水日量2万2,000立米で、炭酸ガス760万円、消石灰

540万円である。

(4) 室蘭市の取り組みで町として生かすべき点について。

銅管孔食に関する位置づけと市の対応。

銅管の孔食に関しての給水条例にはない。

ア．硫酸イオン、炭酸水素イオン濃度等、水質のアンバランスは、孔食の複合要因の一つにすぎず、水質にすべての原因があるわけではない。

イ．浄水場の浄水は法的な水質基準をクリアしている安全な水である以上のことから、修繕費用の補助、負担は行っていない。

道内では、小樽、函館で漏湯が起きている。

素早い対応と情報開示の取り組み。

市内に工業大学があることも起因するが、漏湯などの報告を受け早い時期から科学的調査を行い、その結果から正確で適切な情報を市民や業者に提供した。こうしたことから大きな社会問題とならず、行政への不信が生じることが少なかった。

抜本的対策の確立。

法や条例では、問題がなくとも100%影響を否定できるものでもない。抜本的な対策を確立することが必要である。

室蘭市の千歳浄水場は、敷地が広いという利点はあるものの、老朽化した施設を沈殿層に屋根をかけるなど改良して利用していた。今回の改修も施設の一部を拡張するなどして行われていた。

水道課の試算では、改良工事に3億9,000万円が必要と言われる。浄水場を新設できれば老朽化とあわせて解決できるが、財源等を考えると困難な課題であるとする、一般会計も水道事業会計も財政困難であるならば、新しいものを目指すだけでなく、室蘭のように施設の耐震改良と機能を強化を図ることも方策の一つと位置づけて改めて検討をされたい。

次に、ニセコ町についての報告であります。

(1) 視察に至った経過。

農水省の農漁業現地事例情報で、「地域での地産地消の取組」のテーマで、「地域産業との連携を密にし、地産地消の促進を図る」自治体として紹介されていたことによります。町は小さいが観光地として有名で、国内外から観光客が訪れる町である。ここでの地産地消システムは、来遊客だけでなく観光施設にも農産物を提供していることから、町の取り組みに参考となるものである。

(2) 町の概要については記載のとおりであります。

(3) ニセコビュープラザ直売会の取り組み。

平成9年度より、町が整備した「道の駅」に地域産業活性化の拠点としてビュープラザが設けられ、地元農産物や加工品の直売コーナーが出発である。

当初5戸、1戸当たり1平米から始まり、会員の頑張りにより人気の観光スポットとなり、現在60戸、ショップ5戸へと成長している。

当初は無人販売でしたが、お客さんへの対応として会員による当番制を敷き対応している。これによりお客さんとの交流と情報交換が図られ、当初10品目程度が現在は800品目にと増えている。

観光客の増加に対応し、当番に加えアルバイトなどを雇うようになってきている。また、平成14年からはPOSシステム、バーコードシステムを導入、平成17年度からは商品補充・集荷システム「これだすシステム」を導入し、効率的な補充等を行っている。

農家もバーコード作業などが増えているが、毎日の運営で1戸当たり1平米で年間約平均400万円を売り上げているが、月17万円余の家賃、人件費等で手数料は12%となっている。

商品補充・集荷システム「これだすシステム」は、朝出荷した商品が売り切れる前に農家にメールをし、補充を効果的にする機能と、旅館、ペンションからの注文を農家にメールで知らせ、必要な農産物を必要なだけ調達できるシステムであった。

(4) ニセコ町での取り組みで町として生かすべきこと。

直売会でのお客さんとの対応が生産意欲を高めている。

この直売会には、町内だけでなく札幌や近隣からの固定客が相当いるようである。こうしたお客さんとの交流が、必要な産物を提供できるように農家が取り扱い産物を大きく増やした要因である。直売会は、売り上げだけでなく農家の意欲を高め、産業の活性化を促進している。

信頼関係の構築がすべての土台にある。

農薬の使用や生産者の顔を明らかにするだけでなく、重量や賞味期限、工業加工品販売を取り扱う産物にルールを定め、違反やクレームなどに罰則も設け厳しい対応を行っている。除名や出店規制などをとっております。

コンピューターシステムが、大量な注文を可能にしている。

直売では「売り切れ御免」というところが多いが、ニセコでは「これだすシステム」を使うことで補充が可能となり、わずかな売り場面積でも驚異的な売り上げを上げている。また、

農家は大量に産物が必要な旅館の需要に対応できないことが観光施設での需要等が進まない一因であったが、ニセコでは「これだすシステム」が農家に一斉に発注し必要な量を納入できる農家から調達することが可能になった。作業は大幅に省力化されております。

その添付としまして、室蘭の銅管孔食についてのお知らせ内容、またシステムについてのフロー図がございます。また、ニセコ町につきましては店舗の様子と、先ほど報告しました厳しい罰則の内容を添付してあります。また、今後町としても参考になるだろうと思いますが、「これだすシステム」という商品補充システムにつきまして、ニセコ町でいただきました資料の方を添付してございますので、今後また町の中で生かしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（定居利子君） 次に、文教厚生常任委員長より研修視察報告書の朗読をお願いいたします。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） では、報告させていただきます。

平成18年12月12日、東伊豆町議会議長、定居利子様。

文教厚生常任委員会委員長、西村弘佐。

文教厚生常任委員会研修視察報告書。

このことについて下記のとおり研修視察の報告をいたします。

研修視察の概要は、平成18年10月17日の火曜日から19日の木曜日にかけて行いました。

場所は、青森県西津軽郡深浦町、もう一つ、北津軽郡鶴田町です。

研修内容は、深浦町で地産地消について、鶴田町で朝ごはん条例についてです。

参加者と随行者は記載のとおりでございますので、研修報告にさせていただきます。

2枚目、別紙研修報告。

1．青森県深浦町（地産地消について）。

町の概要は、深浦町は青森県西南に位置し、西は日本海に面し、南は秋田県と接しており、ユネスコの世界自然遺産に登録されている白神山地や津軽国定公園など、美しい自然環境が豊富な地域である。

平成18年3月に深浦町と岩崎村が合併し、新生深浦町が誕生した。

人口は1万1,000人で、北前船の風待ち湊として栄え、大坂や京都などの文化導入の表玄関となって発展しています。

経済は、第一次産業の農林水産業が中心であったが、過疎化現象が進む中、第一次産業の振興を優先しながらも、津軽岩木リゾート構想重点整備地域として観光面の開発が進められています。

観光客への地産地消の取り組みについて。

世界遺産である白神山地を中心に観光客は年々増加しており、年間180万人の入り込み客がある。

その白神山地、十二湖の入り口近くに町営の宿泊施設「セミナーハウス白神勉強館」、これは旧岩崎村にあったんですが、平成15年、国の補助事業である地域資源活用総合施設としてオープンしました。

施設は鉄骨造り2階建て、1階は研修室、農林水産物特産品コーナー、郷土文化、自然資源展示コーナーや一部客室があり、2階は客室12部屋となっている。

この宿泊施設では地元の食材を宿泊者へ提供している。それには地域の女性、五、六十歳ぐらいの方からなる友の会14名が地元の農産物を卸し、また地元の直売所「産直友の会」からも低コストでかつ新鮮な食材を購入する流れができています。

また、友の会の方々は、職員としてではなく会員登録制で、宿泊人数により仕事に参加しています。

そのシフトを決めるのも、友の会の代表者が行っているとのことである。

献立は、予約が入った時点で会員の方がお互いに知恵を出し、田舎らしい料理の提供を心がけています。

会員は、町の食生活改善推進委員として料理について勉強をしている方が多く、すべて薄味に気をつけています。

また、できるだけ市販の加工食品は使わないようにしています。

ここでの地産地消の取り組みは、地元の女性の生きがいと雇用促進、高齢者の生きがいにつながっております。

地域での地産地消の取り組みとして、保育園などへ「産直友の会」の食材を提供しています。

現在、青森県で企画実施している「白神 海彦山彦 食の旅」は、白神山地の来遊客を対象に地産地消を観光PRし、飲食店等を紹介して地域の活性化につなげています。

インターネットでも協定を結んでいる飲食店等を登録無料でPRしているとのことでした。感想としては、町営施設の「セミナーハウス白神勉強館」で昼食をした折、もてなす食事

は健康食で、野菜や魚が中心であり、薄味であり、だし汁がしっかり効いた深みのある心のこもった食事でありました。

友の会の方々も地方弁で料理の説明をされ、これぞホスピタリティであると感じました。もう一度訪れてみたい場所であり、リピーターが年々多くなってきているとの話に納得できました。

次の青森県鶴田町、これは括弧しているとおり、朝ごはん条例についてでございます。

町の概況。

鶴田町は、津軽平野の中央に位置し、北は五所川原市、つがる市と接し、南は弘前市に接しています。

地形は東西に延びておりまして、延長300メートルの日本一長い、木の三連太鼓橋「鶴の舞橋」や、約130種類の野鳥が生息する津軽富士見湖が、町民や観光客の憩いの場となっております。

人口は1万5,218人、世帯数4,403戸の町で、経済は津軽平野でとれる特産のリンゴ、オカボ、ブドウの一次産業が中心で、町立病院も有しております。

「朝ごはん条例」の制定、食育推進運動の取り組みについて。

平成16年4月に「朝ごはん条例」を制定しました。

この背景には、町民の平均寿命が全国平均を下回り、男性74.5歳 全国平均は76.3歳です、女性84.1歳 全国平均は82.2歳です ということから、平成12年、「鶴の里健康長寿の町」宣言に基づき、米の文化継承を通じて、望ましい食習慣の普及と健康増進を図り健康長寿目標を達成しようということで、健康づくりを推進してきました。

また、平成13年には3歳から15歳未満を対象にした「児童生徒の食生活状況調査」から、課題として、子供の1割が朝食をとらない、夜10時以降に寝る子供は3人に1人、5人に1人は太り過ぎなど明らかになった。

青森県は全国一の短命県。そんな中でも鶴田町は下位との結果を見て、「事態は深刻」と条例づくりに乗り出しました。

条例制定まで3年余り議論を重ね、健康課題の改善と地元農産物の振興を推進し、まちづくりの中心的な柱として取り組んでおります。

条例は6項目の基本方針を掲げ、御飯を中心にした食生活の改善、早寝早起き運動、安全及び安心農産物の提供、鶴田町において生産された農産物の消費促進、食育の推進、米文化の継承推進などがあります。

この条例は縦割りでなく、各課が連携し実施していることを強調していました。つまり、総務課が事務局となり、関係課を初め関係団体との連携を強化し、家庭、学校、地域が協力して取り組む仕組みとなっております。

主な内容は次のとおりです。

学校給食を通して地元の食育推進活動について。

学校給食は、地元特産品の利用と完全米飯給食の実施。

以前はパックに入った御飯でありましたが、保温ジャーにより温かい状況で提供していません。

完全御飯食を実施しているのは画期的なことであるそうです。

これについては、児童生徒の了解を得た上での取り組みであり、また、秋からは特産のリンゴを給食に毎日提供しています。

リンゴは1人10円の単価で補正予算を組み実施し、13人の地元農家のお母さんが「学校給食応援隊」を結成し、夏場は葉物、冬場は漬物を中心に、安心、安全な地場食材として提供しております。

しかし、残念ながら月に数回しか応援ができないとのことでした。

また、地元でとれたブドウを材料にした大福を大豆加工、米加工、農林水産物処理加工施設の協力により提供しています。

子供が体験を通して食や地域にかかわる事業の展開。

地域の子供教室推進事業の一環として、公民館では小学校は5、6年生30名を対象に通学合宿「にぎりまんま塾」を平成14年から実施。そこでは、食材の買い出しから食事の準備、掃除、洗濯を交代で担当することにより、協調性や自立心を育てることを目指しておりました。

その中で、朝食メニューは町の栄養士から指導を受けており、スタッフも29名と多く、大学生6人のほか、社会福祉協議会給食センター栄養士、読み聞かせボランティア、児童館職員、子供会が参加しております。

町内の6つの小学校では、総合学習の時間を利用して農業体験をしています。農家の協力で、苗づくりから収穫まで1年を通した授業プランをつくっており、そのほかリンゴの加工体験や道の駅「あるじゃ」で自分たちのつくった大根の販売など、子供たちが体験を通して食や地域の産業と自分とのかかわりについて学んでいく仕組みとなっております。

早寝・早起き朝ごはん運動の推進。

これについて、朝ごはん運動は、町民が主役で6つの役割があり、町ぐるみで運動を実施しています。

ア．私たちの役割 正しい生活習慣と食習慣を身につける。

イ．子供、保護者 家族みんなで朝ごはん運動に取り組む。

ウ．地域の役割 伝統行事と結びついた食文化、米文化の継承。

エ．生産者の役割 安心、安全な米や農産物の生産。

オ．幼稚園、学校 「食」の大切さを伝える。

カ．町の役割 個人、家庭、地域、関係機関、団体との連携。

このおかげで、朝食抜きの子供は条例制定前の11.3%から、17年度は6.8%の減となった。夜食や肥満傾向も減り、効果が徐々に始めている。

教育委員会では、学校栄養士、非常勤栄養士、保健福祉課の栄養士の3人が連携してソフト事業を展開、また料理教室は町の食生活改善推進委員が中心となり実施しています。

来年度は、栄養教諭として2名が学校の食育推進をする予定です。

行政が家庭の食事にまで介入することに反発もあったというが、「このままでは取り返しのつかない事態になる。あえて行政が旗振り役を務めた」とのことで、この運動がきっかけとなり、国では今年度「こどもの生活リズム向上プロジェクト」で「早寝早起き朝ごはん運動」を文部科学省が立ち上げました。また、国は食育基本推進計画を策定しているが、モデルとなった先進地であります。

感想です。

食育推進にはプロジェクトチームをつくり、町、関係機関、団体と連携し実施することが重要であります。

行政においては各課で事業の目標を設定し、評価制を導入することで、その事業の目的を認識し実践することが重要であり、事業効果を経年で観察し、そこから事業を修正し、より効率的な事業展開が求められました。

しかし、当町では鶴田町のような「朝ごはん運動」を展開することは、障害となる環境要因が多いと思われ、その理由として、旅館業等のサービス業に従事している方が多く、生活リズムも不規則になりがちです。

当町では、平成16年度に実施した3日間の食事調査結果で、旅館業等のサービス業に従事している方が、その他の職業に従事している方に比べ、朝食を毎日食べる人の割合が顕著に少なかったことがあります。

また、子供の朝食状況調査についても、鶴田町より毎日食べる子供の割合はどの学年も少ない傾向にあったと思います。やはり、個人の努力だけでは解決できない環境要因が背景にあることをうかがうことができます。

当町では各方面で食育推進は実施されていますが、そこでもう一度原点に戻り、連携をより強化して、当町の風土を生かした町民の健康づくり、次世代を担う人づくりを主軸に置いたまちづくりの展開を今後は検討していくことが大切ではないかと思いました。

これが、新しい観光地としての再生につながるのではないだろうか、こんなふうに思います。

鶴田町の研修への対応は、副議長、助役、教育長ほか総勢10名で、質問時間がなくなるほど懇切丁寧な説明をいただき、このような親切的な研修の対応に、非常に感激した次第であります。

以上です。

議長（定居利子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（定居利子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま一括上程され議題となっております平成18年度総務経済常任委員会研修視察報告書について、平成18年度文教厚生常任委員会研修視察報告書についてを採決いたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（定居利子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

日程第23 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（定居利子君） 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関する事、会議規則・委員会条例に関する事、議長の諮問

に關すること、以上3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会の所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成19年第1回定例会までに調査をすることといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し調査をすることに決しました。

閉会の宣告

議長(定居利子君) これをもって、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。よって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(定居利子君) 御異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成18年第4回東伊豆町議会定例会を閉会いたします。

平成19年のいのしし年が、皆様にとってすばらしい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 4時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

平成十八年

第四回〔十二月〕定例会

東伊豆町議会議録